

公表監第9号

地方自治法第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人から報告書の提出がありましたので、同法第252条の38第3項の規定により公表します。

平成31年2月13日

西宮市監査委員	亀井健
同	鈴木雅一
同	西田いさお
同	長谷川久美子

付記

平成30年度 包括外部監査結果報告書

特別会計の財務事務の執行について

平成 30 年度  
包括外部監査結果報告書

<テーマ>

**特別会計の財務事務の執行について**

西宮市包括外部監査人  
公認会計士 坂井 浩史

# 目次

## 第1章 包括外部監査の概要

I. 外部監査の種類	1
II. 選定した特定の事件（テーマ）	1
III. 事件を選定した理由	1
IV. 監査の対象期間	2
V. 監査対象の特別会計とその所管課	3
VI. 監査の着眼点及び実施した手続	3
VII. 監査の実施期間及び補助者	5
1. 監査の実施期間	5
2. 補助者	5
VIII. 利害関係	5

## 第2章 西宮市の特別会計の概要

I. 特別会計の根拠法令及び条例	7
II. 特別会計歳入歳出決算	9
III. 特別会計の基金の概要	10
1. 西宮市国民健康保険財政安定化基金	10
2. 西宮市農業共済事業基金	11
3. 西宮市中小企業勤労者福祉共済基金	12
4. 西宮市介護給付費準備基金	13
IV. 各特別会計の概要	14
1. 国民健康保険特別会計	14
2. 食肉センター特別会計	33
3. 農業共済事業特別会計	37
4. 区画整理清算費特別会計	42
5. 中小企業勤労者福祉共済事業特別会計	46
6. 鳴尾外財産区特別会計	53
7. 集合支払費特別会計	57
8. 公共用地買収事業特別会計	59

9. 市街地整備事業特別会計.....	63
10. 介護保険特別会計.....	64
11. 後期高齢者医療事業特別会計.....	71
12. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計.....	76

### 第3章 包括外部監査の指摘事項及び意見

<b>I. 総評.....</b>	<b>83</b>
<b>II. 指摘事項及び意見.....</b>	<b>93</b>
<b>1. 特別会計全般に関する事項.....</b>	<b>93</b>
(1) 特別会計の廃止の検討の必要性.....	93
(2) 繰越金の取扱いについて.....	95
(3) 基金の取扱いについて.....	97
(4) 特別会計に計上する人件費の範囲について.....	99
(5) 委託業務について.....	101
(6) 滞納者に対する督促・徴収業務に係る情報の連携化について.....	103
(7) 決算関係書の保存年限について.....	105
<b>2. 各特別会計に関する事項.....</b>	<b>107</b>
(1) 国民健康保険特別会計.....	107
(2) 食肉センター特別会計.....	110
(3) 農業共済事業特別会計.....	121
(4) 区画整理清算費特別会計.....	123
(5) 中小企業勤労者福祉共済事業特別会計.....	124
(6) 鳴尾財産区特別会計.....	129
(7) 集合支払費特別会計.....	130
(8) 公共用地買収事業特別会計.....	132
(9) 市街地整備事業特別会計.....	133
(10) 介護保険特別会計.....	135
(11) 後期高齢者医療事業.....	141
(12) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業.....	143
<b>別 添 指摘事項及び意見のまとめ.....</b>	<b>144</b>

# 第 1 章 包括外部監査の概要

## I. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び西宮市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条の規定に基づく包括外部監査

## II. 選定した特定の事件（テーマ）

### 「特別会計の財務事務の執行について」

## III. 事件を選定した理由

西宮市の特別会計は 12 事業（国民健康保険、食肉センター、農業共済事業、区画整理清算費、中小企業勤労者福祉共済事業、鳴尾外財産区、集合支払費、公共用地買収事業、市街地整備事業、介護保険、後期高齢者医療事業、母子父子寡婦福祉資金貸付事業）であり、予算額は合計 878 億円（一般会計予算 1,780 億円の約半分）となっている。

いずれの特別会計も、特定の目的のために設置されており、また、独立した経理による収支の管理が行われている。

特別会計制度については、一般会計と区分することにより、①受益と負担の関係や事業毎の収支をより明確にすることができる、②それにより、適正な受益者負担、事業収入の確保や歳出削減努力を促すことができる、③予算総則における弾力条項や特例的規定の設置等により、弾力的・効率的な運営が可能となる、といった意義が期待される一方、①特別会計が多数設置されることは、予算全体の仕組みを複雑で分かりにくくし、財政の一覧性が阻害されるおそれがあるとともに、会計が分立することにより予算全体としての効率性が損なわれかねない、②固有の財源等を持って不要不急の事業が自己増殖的に行われているのではないか、③本来、事業の緊要な課題について、適正な資源配分を行うべく特別会計が設けられたはずであるが、時代の変遷の中で、却って、硬直的かつ過大な資源配分を行うこととなっているのではないか、④恒常的な不用、繰越や多額の剰余金が放置されているものが見られるなど、特別会計においては歳入・歳出構造の合理化が図られておらず、財政資金全体の効率的な運用が図られていないのではないか、⑤一般会計か

らの繰入れや借入れの存在等により、事業収支における受益と負担の関係が不明確になっている面があり、適正な受益者の負担、事業収入の確保や歳出削減努力がおろそかになっているのではないか、⑥特別会計に対する国民的視点からのガバナンスが緩いのではないか、また、特別会計が既得権益の温床となっているのではないか、⑦定員及びそれに伴う人件費や事務費等の計上のあり方が整理されておらず、執行の実態も分かりにくいのではないか、といった問題点も見られるところである（財務省財政制度等審議会「特別会計の見直しについて－基本的考え方と具体的方策－」）。

そこで、**特別会計の各事業はその目的に基づいて効率的に運営されているか、特別会計の各事業の財務事務は、関係法令・条例・規則等に基づき適切に行われているか、特別会計における貸付金等の債権及び財産管理は適切に行われているか、特別会計に関する4基金（西宮市国民健康保険財政安定化基金、西宮市農業共済事業基金、西宮市中小企業勤労者福祉共済基金、西宮市介護給付費準備基金）の管理は適切に行われているか、特別会計における委託業務の管理は適切に行われているかという観点**から指摘及び意見をすることは、西宮市の特別会計の問題点を改善していく上で大きな意義があると考えられるため、特定の事件として選定した。

#### IV. 監査の対象期間

原則として平成29年度。（必要に応じて、平成28年度以前の各年度及び平成30年度についても対象とした。）

## V. 監査対象の特別会計とその所管課

特別会計	所管課
国民健康保険	市民局市民部国民健康保険課、国保収納課
食肉センター	産業文化局産業文化総括室食肉センター管理課
農業共済事業	産業文化局産業文化総括室農政課
区画整理清算費	都市局都市総括室市街地整備課
中小企業勤労者福祉共済事業	産業文化局産業部労政課
鳴尾外財産区	総務局管財部管財課
集合支払費	総務局管財部庁舎管理課
公共用地買収事業	庁舎用地…総務局管財部庁舎管理課 道路用地…土木局道路公園部道路用地課、道路建設課 市街地整備用地…都市局都市総括室都市総務課、市街地整備課
市街地整備事業	都市局都市総括室市街地整備課
介護保険	健康福祉局福祉部介護保険課、高齢福祉課、福祉総括室 地域共生推進課、福祉のまちづくり課、法人指導課、生活支援部生活支援課
後期高齢者医療事業	市民局市民部高齢者医療保険課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	こども支援局子育て支援部子供家庭支援課

## VI. 監査の着眼点及び実施した手続

監査の着眼点及び実施した手続は以下のとおりである。

着 眼 点 (1)	<b>特別会計の各事業はその目的に基づいて効率的に運営されているか</b>
監 査 手 続	(1) 特別会計の各事業の運営状況について、関連する資料の閲覧、担当者への質問等を実施する。 (2) <b>Ⅲ. 事件を選定した理由</b> に記載している特別会計制度の意義、問題点に照らし、西宮市の特別会計の存在意義について担当者への質問等を実施する。

着 眼 点 (2)	<b>特別会計の各事業の財務事務は、関係法令・条例・規則等に基づき適切に行われているか</b>
監 査 手 続	(1) 特別会計の各事業の財務事務に関する関係法令・条例・規則等を確認する。 (2) 特別会計の各事業の保険料、使用料等の設定方法について、関連する資料の閲覧、担当者への質問等を実施する。

着 眼 点 (3)	<b>特別会計における貸付金等の債権及び財産管理は適切に行われているか</b>
監 査 手 続	(1) 特別会計における貸付金等の債権の回収に関する事務フロー等の入手、担当者への質問等を実施する。 (2) 滞留債権の管理資料を入手し、管理が適切に行われているか、滞納者への請求から不納欠損処理に至る業務は適切に行われているかをサンプリングにより確認する。 (3) 公有財産台帳等を閲覧し、公有財産が適切に計上されているかを確認するとともに、必要に応じて施設の視察を行う。

着 眼 点 (4)	<b>特別会計に関する4基金の管理は適切に行われているか</b>
監 査 手 続	(1) 特別会計に関する4基金の残高について、台帳等関係書類との照合を行う。 (2) 今後の基金に関する活用又は運用計画が適切に立案されているかについて、関連する資料の閲覧、担当者への質問等を実施する。

着 眼 点 (5)	<b>特別会計における委託業務の管理は適切に行われているか</b>
監 査 手 続	(1) 委託業務の一覧表を入手するとともに、入札関係書類や契約関係書類をサンプリングにより確認し、契約関係書類が適切に整理され、保管されているかを確認する。 (2) 入札関係書類や契約関係書類等を閲覧し、入札手続や契約手続が契約規則等の各規則・規程に従い適正に実施されているかをサンプリングにより確認する。



また、平成 30 年 9 月 14 日に主要な公有財産の視察を実施した。

**【 視察を実施した公有財産 】**

	施設名	特別会計
①	西宮市食肉センター	食肉センター
②	西宮市役所第二庁舎	公共用地買収事業（庁舎用地）
③	西宮市柳本町 5-12 西	公共用地買収事業（道路用地）
④	五ヶ池	鳴尾外財産区

**Ⅶ. 監査の実施期間及び補助者**

**1. 監査の実施期間**

平成 30 年 7 月 1 日から平成 31 年 1 月 23 日まで

**2. 補助者**

公認会計士	井 堂 信 純
公認会計士	高 橋 潔 弘
公認会計士	井 堂 裕 功
公認会計士	岡 村 新 平
公認会計士	成 田 将 吾
日本公認会計士協会準会員	井 原 文 彦
日本公認会計士協会準会員	平 野 雅 士
日本公認会計士協会準会員	喜多村 広 作

**Ⅷ. 利害関係**

包括外部監査の対象とした事件について、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

(注1) 本報告書の金額表示について

本報告書に含まれている表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数処理の関係で金額が一致しない場合がある。

(注2) 本報告書の表及び図

本報告書における表及び図は、3頁のV.に記載の各特別会計の所管課から提出された資料に基づき包括外部監査人が作成した。

## 第2章 西宮市の特別会計の概要

### I. 特別会計の根拠法令及び条例

地方自治法第 209 条第 2 項において、条例により一般会計と区分して特別会計を設置することができる」とされている。

西宮市では、西宮市特別会計条例に基づき、12 事業の特別会計を設置している。

西宮市の特別会計の中には、次頁表【西宮市特別会計及び事業の根拠法令及び条例】に記載のとおり、区画整理清算費、中小企業勤労者福祉共済事業、鳴尾外財産区、集合支払費・公共用地買収事業のように特別会計を設置する法律が存在せず、西宮市特別会計条例のみが設置根拠となっているものがある。これらの特別会計は、西宮市の判断により特別会計の改廃を決定できるものと考えられる。

#### 【 特別会計の根拠法令及び条例 】

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（会計の区分）

第 209 条

普通地方公共団体の会計は、一般会計及び特別会計とする。

- 2 特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。

西宮市特別会計条例（昭和 39 年 3 月 31 日西宮市条例第 33 号）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 209 条第 2 項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のために設置する。

- (1) 西宮市特別会計国民健康保険
- (2) 西宮市特別会計食肉センター
- (3) 西宮市特別会計農業共済事業
- (4) 西宮市特別会計区画整理清算費
- (5) 西宮市特別会計中小企業勤労者福祉共済事業
- (6) 西宮市特別会計鳴尾外財産区
- (7) 西宮市特別会計集合支払費
- (8) 西宮市特別会計公共用地買収事業
- (9) 西宮市特別会計市街地整備事業
- (10) 西宮市特別会計介護保険
- (11) 西宮市特別会計後期高齢者医療事業
- (12) 西宮市特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業

【 西宮市特別会計及び事業の根拠法令及び条例 】

名称	特別会計の根拠法令 及び条例	事業の根拠法令及び条例
国民健康保険	国民健康保険法	・国民健康保険法 ・西宮市国民健康保険条例
食肉センター	地方財政法	・と畜場法 ・卸売市場法 ・西宮市食肉センター条例 ・西宮市食肉地方卸売市場条例
農業共済事業	農業保険法	・農業保険法 ・西宮市農業共済条例
区画整理清算費	西宮市特別会計条例	・土地区画整理法 ・阪神間都市計画事業段上特定土地区画整理事業に関する条例 ・阪神間都市計画事業西宮北口駅北東震災復興土地区画整理事業施行に関する条例
中小企業勤労者福祉共済事業	西宮市特別会計条例	・西宮市中小企業勤労者福祉共済条例
鳴尾外財産区	西宮市特別会計条例	・地方自治法
集合支払費	西宮市特別会計条例	・地方自治法 ・地方財政法 ・政府契約の支払遅延防止等に関する法律 ・西宮市公共料金集合自動振替払い実施要領
公共用地買収事業	西宮市特別会計条例	<庁舎用地先行取得> ・平成 27 年度地方債同意等基準運用要綱 <道路用地買収> ・土地収用法等 <市街地整備用地買収> ・該当なし
市街地整備事業	地方財政法	・土地区画整理法等
介護保険	介護保険法	・介護保険法 ・西宮市介護保険条例
後期高齢者医療事業	高齢者の医療の確保に関する法律	・高齢者の医療の確保に関する法律 ・西宮市後期高齢者医療に関する条例
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子及び父子並びに寡婦福祉法	・母子及び父子並びに寡婦福祉法 ・西宮市母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則

## Ⅱ. 特別会計歳入歳出決算

西宮市の12特別会計の決算額は、下表のとおりである。

12特別会計歳入決算額合計は925億円、歳出決算額合計は905億円、実質収支差額は19億円の黒字である。また、一般会計からの繰入額は108億円であり、歳入決算合計額の約12%となっている。

(単位：千円)

	歳入決算額 (A)	歳出決算額 (B)	歳入歳出 差引額 (C)=(A)-(B)	翌年度へ繰越 すべき財源 (D)	実質収支額 (E)=(C)-(D)	一般会計 繰入額
国民健康保険	51,851,999	50,616,389	1,235,610	0	1,235,610	4,763,328
食肉センター	320,711	315,760	4,950	0	4,950	176,900
農業共済事業	11,640	11,447	192	0	192	9,279
区画整理清算費	386	386	0	0	0	0
中小企業勤労者福祉 共済事業	142,993	131,867	11,125	0	11,125	55,550
鳴尾外財産区	24,647	24,647	0	0	0	0
集合支払費	1,761,872	1,761,872	0	0	0	0
公共用地買収事業	74,192	62,194	11,997	11,223	774	31,466
市街地整備事業	0	0	0	0	0	0
介護保険	31,315,392	30,927,943	387,449	0	387,449	4,517,948
後期高齢者医療事業	6,961,245	6,727,396	233,849	0	233,849	1,277,702
母子父子寡婦福祉資 金貸付事業	42,141	15,594	26,547	26,547	0	956
合計	92,507,224	90,595,501	1,911,723	37,770	1,873,953	10,833,129

### Ⅲ. 特別会計の基金の概要

#### 1. 西宮市国民健康保険財政安定化基金

##### (1) 事業内容

国民健康保険事業の財政安定化に資するため、西宮市国民健康保険財政安定化基金を設置している。

#### 【西宮市国民健康保険財政安定化基金条例(平成12年12月27日西宮市条例第20号)】

(設置)
第1条 国民健康保険事業の財政安定化に資するため、西宮市国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。
(積立て)
第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。
(1) 各会計年度において西宮市特別会計国民健康保険の歳入歳出の決算上生じた剰余金のうち2分の1を下らない金額
(2) 基金の運用から生じる収益金の額
(3) 前2号に定めるもののほか、予算で定める額
(管理)
第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管するものとし、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
(処分)
第4条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、処分することができる。
(1) 西宮市特別会計国民健康保険の財源の不足額に充てるとき。
(2) 保険料率の上昇を抑制するための費用に充てるとき。
(3) 保健事業に要する経費に充てるとき。
(繰替運用)
第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
(委任)
第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

##### (2) 基金増減

(単位：千円)

区分	平成28年度末現在高	平成29年度中増減額		平成29年度末現在高
		積立額	取崩額	
西宮市国民健康保険財政安定化基金	2,763,880	197,037	189,555	2,771,362

(注) 上表の他、平成29年度歳入に充てるため、平成30年5月31日までに当該基金903,950千円の取り崩しを行っている。

## 2. 西宮市農業共済事業基金

### (1) 事業内容

西宮市の手持掛金のうち、共済金を支払って余った金額を積み立てたものである。大規模災害の際などの共済金支払いの不足に備える「不足金填補準備金（法定積立金）」と、不足金に充当するだけでなく、無事もどし金や被害を未然に防ぐ損害防止事業にも充当できる「特別積立金」がある。また、西宮市農業共済条例において、積み立ては「共済目的の種類ごと」に行うと規定されているため、それぞれ農作物勘定及び園芸施設勘定として積み立てしている。

### 【西宮市農業共済事業基金条例（昭和42年3月29日西宮市条例第69号）】

(設置)				
第1条 西宮市農業共済条例（昭和38年西宮市条例第58号。以下「条例」という。）に定める不足金てん補準備金および特別積立金（以下「準備金」という。）を積立てることを目的として、西宮市農業共済事業基金（以下「基金」という。）を設置する。				
(積立て)				
第2条 毎年度基金に積立てる準備金の額は、つぎの各号に掲げる額とする。				
(1) 不足金てん補準備金にあつては、条例第70条の規定により算出した額				
(2) 特別積立金にあつては、条例第74条第1項から第3項までの規定により算出した額				
2 基金より生ずる収益は、それぞれの準備金に繰入れるものとする。				
3 第1項の額は、決算にかかる年度の翌年度中に基金に積立てるものとする。				
(管理)				
第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管するものとし、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。				
(処分)				
第4条 市長は、条例の定めるところにより、必要に応じ予算措置を経て積立金を処分することができる。				
(繰替運用)				
第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。				
(補則)				
第6条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。				

### (2) 基金増減

(単位：千円)

区分	平成28年度末現在高	平成29年度中増減額		平成29年度末現在高
		積立額	取崩額	
西宮市農業共済事業基金	12,724	39	237	12,526

### 3. 西宮市中小企業勤労者福祉共済基金

#### (1) 事業内容

福祉事業を効率的に運営するため西宮市中小企業勤労者福祉共済基金を設置している。

#### 【西宮市中小企業勤労者福祉共済基金条例(昭和48年3月31日西宮市条例第46号)】

(設置)
第1条 西宮市中小企業勤労者福祉共済条例(昭和47年西宮市条例第45号)に定める福祉事業を効率的に運営するため西宮市中小企業勤労者福祉共済基金(以下「基金」という。)を設置する。
(積立て)
第2条 基金として積み立てる額は、つぎの各号に掲げる額とする。
(1) 前条の目的のために市長が予算で定める額
(2) 基金の運用から生ずる収益金の額
(管理)
第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管するものとし、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
(処分)
第4条 基金は、福祉事業の運営に必要な費用に充当する場合にかぎり処分することができる。
(繰替運用)
第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
(委任)
第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### (2) 基金増減

(単位：千円)

区分	平成28年度末現在高	平成29年度中増減額		平成29年度末現在高
		積立額	取崩額	
西宮市中小企業勤労者福祉共済基金	80,644	16,156	16,137	80,663



#### 4. 西宮市介護給付費準備基金

##### (1) 事業内容

法に基づく介護保険給付の財源に不足を生じたときの財源に充てることを目的として西宮市介護給付費準備基金を設置している。

#### 【西宮市介護保険条例（平成12年3月30日西宮市条例第50号）】

<p>(介護給付費準備基金)</p> <p>第14条 法に基づく介護保険給付及び地域支援事業の財源に不足を生じたときの財源に充てることを目的として、西宮市介護給付費準備基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>第15条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 各会計年度において西宮市特別会計介護保険の歳入歳出決算上生じた剰余金のうち保険料収入に相当する額</p> <p>(2) 基金の運用から生ずる収益金の額</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、予算で定める額</p> <p>第16条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管するものとし、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。</p> <p>第17条 基金は、次に掲げる経費の財源に充当する場合に限り、処分することができる。</p> <p>(1) 介護給付、予防給付又は地域支援事業のための経費</p> <p>(2) 法第147条第2項第1号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用</p> <p>第18条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>
---

##### (2) 基金増減

(単位：千円)

区分	平成28年度末現在高	平成29年度中増減額		平成29年度末現在高
		積立額	取崩額	
西宮市介護給付費準備基金	2,573,313	377,412	0	2,950,726

(注) 上表の他、平成30年5月31日までに、平成29年度歳出より当該基金に348千円の積み立てを行っている。

## IV. 各特別会計の概要

### 1. 国民健康保険特別会計

#### (1) 事業概要

##### ① 事業内容

以下の5つの事業を行っている。

##### (i) 国民健康保険事務

国民健康保険被保険者に対し、保険料の適正な賦課、公正な徴収を行うことにより、国民健康保険事業の健全な運営を図ることで、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付事務を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与する。

##### (ii) 医療費適正化対策事業

医療費や診療内容の現状を把握し、被保険者の健康に対する意識や医療費に対するコスト意識を高め、医療費の適正化を図る。

##### (iii) 保険給付事業

国民健康保険被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行い、健康を保持増進し、生活を安定させる。

##### (iv) 総合健康診断事業

人間ドック受診費用を助成することで、国民健康保険被保険者の健康づくり意識の向上及び生活習慣病の予防を図り、被保険者の健康の保持増進に寄与する。

##### (v) 特定健康診査・特定保健指導事業

被保険者の健康保持に努めるとともに、疾病の重症化を未然に防止することにより医療費の抑制に繋げる。

##### ② 事業の根拠法令及び条例

国民健康保険法及び西宮市国民健康保険条例を事業の根拠とする。

## 【 国民健康保険法 】

(保険者)

第3条 都道府県は、当該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）とともに、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする。

2 国民健康保険組合は、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うことができる。

(国、都道府県及び市町村の責務)

第4条 国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるよう必要な各般の措置を講ずるとともに、第1条に規定する目的の達成に資するため、保健、医療及び福祉に関する施策その他の関連施策を積極的に推進するものとする。

2 都道府県は、安定的な財政運営、市町村の国民健康保険事業の効率的な実施の確保その他の都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の健全な運営について中心的な役割を果たすものとする。

3 市町村は、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項、国民健康保険の保険料（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による国民健康保険税を含む。第9条第3項、第7項及び第10項、第11条第2項、第63条の2、第81条の2第1項各号並びに第9項第2号及び第3号、第82条の2第2項第2号及び第3号並びに附則第7条第1項第3号並びに第21条第3項第3号及び第4項第3号において同じ。）の徴収、保健事業の実施その他の国民健康保険事業を適切に実施するものとする。

4 都道府県及び市町村は、前2項の責務を果たすため、保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との有機的な連携を図るものとする。

5 都道府県は、第2項及び前項に規定するもののほか、国民健康保険事業の運営が適切かつ円滑に行われるよう、国民健康保険組合その他の関係者に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

## 【 西宮市国民健康保険条例 】

(趣旨)

第1条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）および法に基づく命令に定めるもののほか本市が行なう国民健康保険事業について必要な事項を定める。

### ③ 事業の沿革

年月日	沿革
昭和32年11月1日	国民健康保険事業が全市実施となる
昭和33年3月7日	西宮市国民健康保険運営協議会発足
昭和34年1月1日	国民健康保険法全面改正、昭和36年度より国民皆保険体制になる
昭和36年4月1日	国民皆保険達成
昭和45年4月1日	納付書による保険料徴収の開始
昭和49年4月1日	高額医療費支給制度を実施（任意給付） 保険料の銀行口座振替開始
昭和58年2月1日	老人保健法施行（老人保健適用者に対する療養の給付及び療養費、高額療養費の支給は、国保の給付対象から除外）
昭和59年10月1日	医療保険制度の改正（退職者医療制度創設・高額療養費制度改正・特定療養費創設他） 高額医療費共同事業の発足
昭和63年6月1日	保険基盤安定制度の創設等（暫定措置）
昭和63年9月1日	総合健康診断（人間ドック）受診費用助成事業開始
平成2年4月1日	保険基盤安定制度の制度化、老人保健医療費拠出金加入者按分率を100%に引上げ等

年月日	沿革
平成 6 年 10 月 1 日	出産育児一時金の創設（従来の助産費を出産育児一時金とし、支給額を 240,000 円から 300,000 円に引上げ） 入院時食事療養費の創設、移送費の変更（現金給付化）
平成 9 年 9 月 1 日	薬剤一部負担金の導入（外来薬剤の一定額を別途負担）
平成 10 年 4 月 1 日	保険料の郵便口座振替開始
平成 10 年 6 月 1 日	保険料の算定方法を 4 月仮算定・9 月本算定の二段階から 6 月本算定の一本化にし、納期回数を年 12 回から 10 回に変更
平成 12 年 4 月 1 日	所得割保険料の算定方式を市県民税額方式から旧ただし書方式に改定 介護保険制度の実施に伴う介護納付金分保険料の賦課実施
平成 13 年 1 月 1 日	海外療養費支給制度の創設
平成 13 年 4 月 1 日	西宮市国民健康保険財政安定化基金条例の制定
平成 18 年 11 月 1 日	保険財政共同安定化事業の創設
平成 19 年 4 月 1 日	70 歳未満の者の入院に係る高額療養費の現物給付開始（限度額適用認定証）
平成 20 年 4 月 1 日	後期高齢者医療制度の開始 後期高齢者医療制度の創設に伴う後期高齢者支援金・病床転換支援金制度の開始 後期高齢者支援金分保険料の賦課開始 特定世帯は平等割額を他の世帯の 1/2 の額で賦課 前期高齢者交付金・納付金による保険者間の財政調整制度の開始 退職者医療制度の廃止（平成 26 年度まで 65 歳未満の退職者を対象とした経過措置あり） 高額医療・高額介護合算制度の開始 特定健康診査、特定保健指導開始
平成 21 年 11 月 1 日	保険料の特別徴収開始 出産育児一時金直接支払い制度開始 コンビニ収納開始（一部の納付書のみ）
平成 22 年 4 月 1 日	非自発的失業者に対する保険料等軽減制度開始 （給与所得を 30/100 として保険料の算定、高額療養費の区分判定）
平成 22 年 6 月 1 日	コンビニ収納対応の拡大（全ての納付書で対応可）
平成 25 年 7 月 1 日	国民健康保険料納付案内コールセンター開設
平成 27 年 4 月 1 日	退職者医療制度の新規適用廃止（平成 26 年度までに制度に該当している人を除く） 保険者支援制度の拡充（平均保険料収納額の 12%（7 割軽減）、6%（5 割軽減）から平均保険料算定額の 15%（7 割軽減）、14%（5 割軽減）、13%（2 割軽減）） 保険財政共同安定化事業対象レセプトを 30 万円を超えるものから 1 円を超えるものへ拡大
平成 29 年 4 月 1 日	保険料賦課限度額を医療給付費分 52 万円から 54 万円に、後期高齢者支援金分 17 万円から 19 万円に引き上げ 保険料軽減判定基準の見直し（2 割・5 割軽減判定所得を見直し） 保険料の納付方法について口座振替を原則とする
平成 29 年 8 月 1 日	高額療養費を見直し、70 歳以上の自己負担限度額について、所得区分「一般」の外来 12,000 円を 14,000 円かつ年間上限 144,000 円、外来+入院 44,400 円を 57,600 円、多数回該当時は 44,400 円とし、「現役並み所得者」の外来 44,400 円を 57,600 円とする

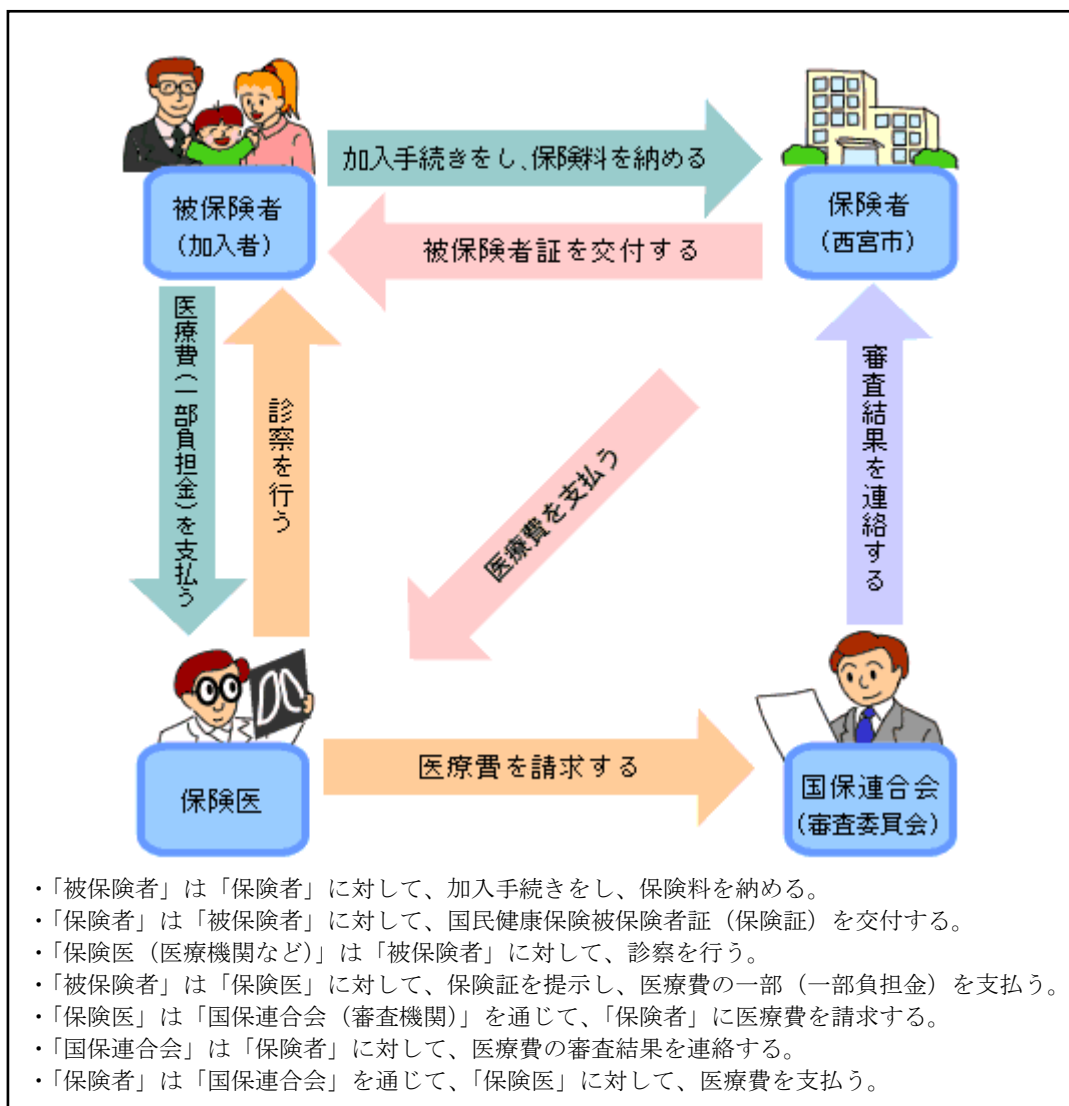
## (2) 国民健康保険制度の概要

### ① 国民健康保険とは

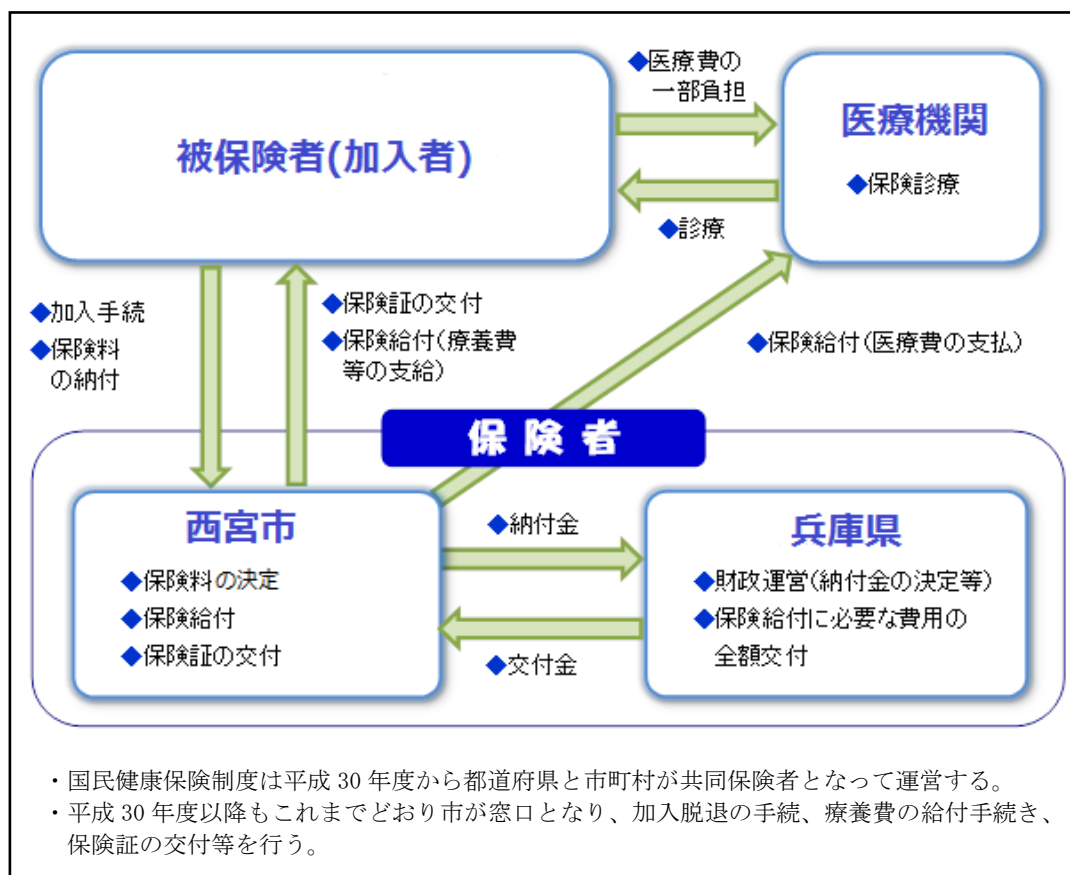
国民健康保険は、万一病気やケガになってしまったときに安心して医療を受けられるよう、みんなで保険料を出し合って助け合うという制度である。

**西宮市内に住んでいる人**（平成 24 年 7 月 9 日の法改正により、3 ヶ月を超えて日本に滞在すると認められた外国人を含み、短期滞在外国人を除く）で、**職場など他の健康保険に加入している人や生活保護を受けている人以外は、全員加入しなければならない。**

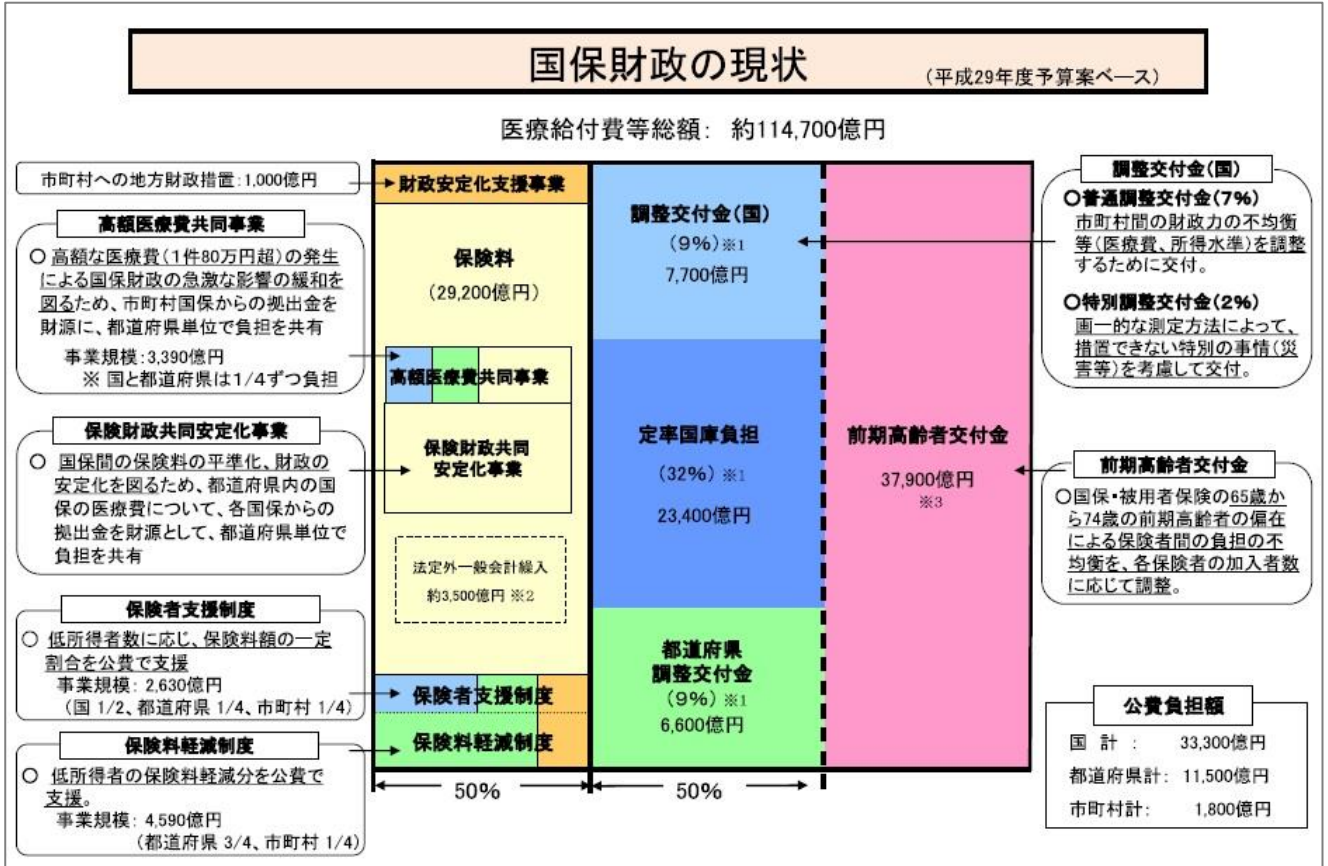
### 【 国民健康保険のしくみ 】



【平成30年度以降の国民健康保険のしくみ】



## ② 国民健康保険の財源



※1 それぞれ保険給付費等の9%、32%、9%の割合を基本とするが、定率国庫負担等のうち一定額について、財政調整機能を強化する観点から国の調整交付金に振りかえる等の法律上の措置がある。

※2 平成26年度決算(速報値)における決算補填等の目的の一般会計繰入の額。

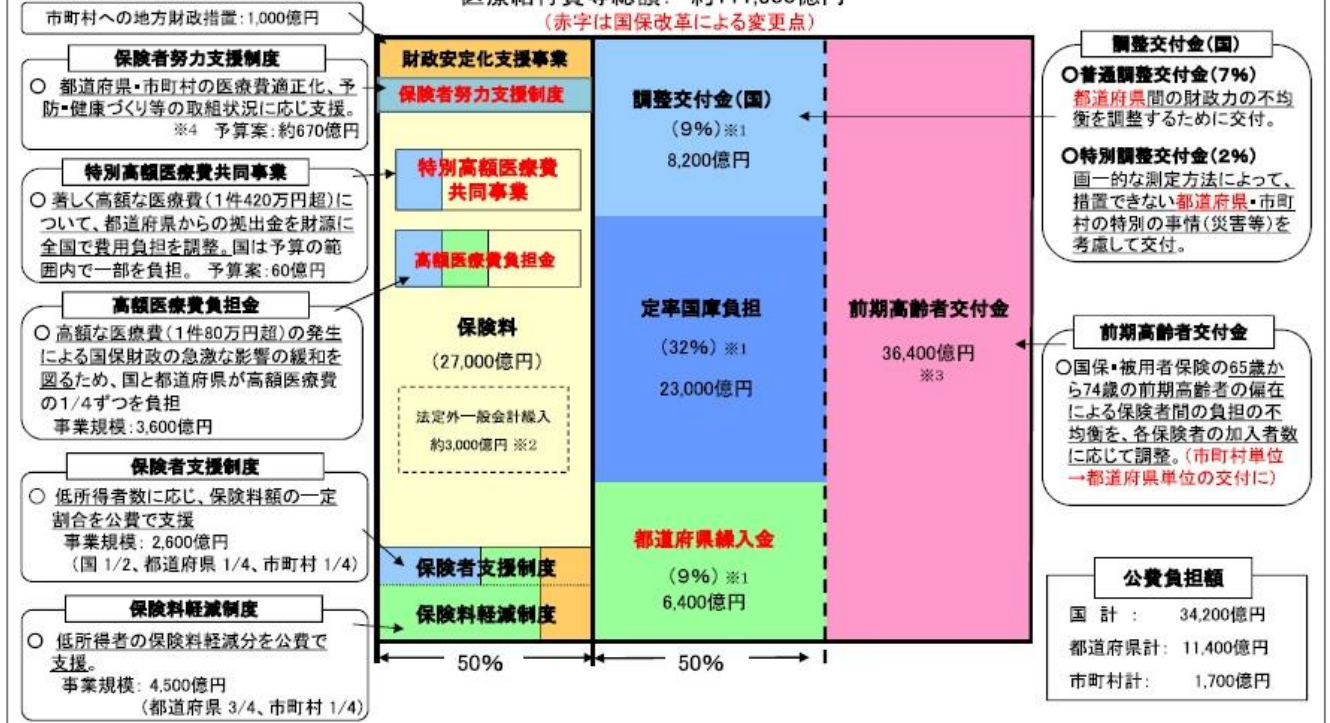
※3 退職被保険者を除いて算定した前期高齢者交付金額であり、実際の交付額とは異なる。

(厚生労働省 HP より)

# 平成30年度の国保財政

(平成30年度予算案ベース)

医療給付費等総額：約111,800億円  
(赤字は国保改革による変更点)



- ※1 それぞれ保険給付費等の9%、32%、9%の割合を基本とするが、定率国庫負担等のうち一定額について、財政調整機能を強化する観点から国の調整交付金に振りかえる等の法律上の措置がある。
- ※2 平成27年度決算(速報値)における決算補填等の目的の一般会計繰入の額。
- ※3 退職被保険者を除いて算定した前期高齢者交付金額であり、実際の交付額とは異なる。
- ※4 別途、平成29年度に特例基金に措置した500億円のうち170億円を活用。

(厚生労働省 HP より)



③ 国民健康保険で受けられる給付等

(i) 療養の給付費等

(平成 30 年 3 月 31 日時点)

区分	就学前	就学後～ 64 歳	65 歳～ 69 歳	70～74 歳
療養の給付 療養費 保険外併用療養費 訪問看護療養費	2 割	3 割		<ul style="list-style-type: none"> <li>原則 2 割（特例措置により 1 割）</li> <li>※特例措置対象…平成 26 年 4 月 1 日までに 70 歳の誕生日を迎える人（誕生日が昭和 19 年 4 月 1 日までの人）</li> <li>一定以上所得者 3 割</li> </ul>
入院時 食事療養費	入院時の食事療養に要した費用のうち、1 食 360 円を被保険者が負担（標準負担額）。住民税非課税世帯は、標準負担額を 210 円に減額。さらに入院日数が 90 日を超える場合は 160 円に減額。			住民税非課税世帯で、世帯員の所得が一定基準に満たない場合は 100 円に減額。
入院時 生活療養費	入院時の食費のうち、1 食 460 円（又は 420 円）を被保険者が負担。住民税非課税世帯は、210 円に減額。住民税非課税世帯で、世帯員の所得が一定基準に満たない場合は 130 円（境界層該当者は 100 円）に減額。また、居住費 1 日 370 円（境界層該当者は 0 円）を被保険者が負担（入院医療の必要性の高い患者は除く）			

(ii) 高額療養費

1 ヶ月（月の 1 日から末日まで）の医療費の自己負担が以下の額（自己負担限度額）を超えた場合、高額療養費を支給する。

A. 70 歳未満の場合

所得区分 <sup>(注1)</sup>	3 回目まで	多数回該当 <sup>(注2)</sup>
ア. 901 万円超	252,600 円（総医療費が 842,000 円を超えた場合は、その超えた分の 1%を加算）	140,100 円
イ. 600 万円超 901 万円以下	167,400 円（総医療費が 558,000 円を超えた場合は、その超えた分の 1%を加算）	93,000 円
ウ. 210 万円超 600 万円以下	80,100 円（総医療費が 267,000 円を超えた場合は、その超えた分の 1%を加算）	44,400 円
エ. 210 万円以下（住民税非課税世帯を除く）	57,600 円	44,400 円
オ. 住民税非課税世帯 <sup>(注3)</sup>	35,400 円	24,600 円

<同じ世帯で合算して自己負担限度額を超えたとき>

同じ世帯内で、同じ月内に 21,000 円以上の自己負担額を 2 回以上支払った場合は、それらを合算して限度額を超えた分を支給する。医師の処方せんにより調剤薬局で薬の処方を受けた場合は、医療機関と調剤薬局の自己負担額を合算する。

## B. 70 歳以上の場合

所得区分	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）	多数回該当 <sup>(注2)</sup>
現役並み所得者（高齢受給者証の負担割合が3割の人） <sup>(注4)</sup>	57,600 円	80,100 円（総医療費が267,000 円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算）	44,400 円
一般（現役並み所得者、住民税非課税世帯以外の世帯）	14,000 円 (年間上限144,000 円)	57,600 円	44,400 円
低所得者Ⅱ <sup>(注5)</sup>	8,000 円	24,600 円	—
低所得者Ⅰ <sup>(注6)</sup>	8,000 円	15,000 円	—

(注1) 国民健康保険料の算定の基礎となる基礎控除後の「総所得金額等」の世帯合計である。

(注2) 過去12ヶ月の間に、同じ世帯内で高額療養費（世帯単位）の支給が3回以上あった場合、4回目以降の自己負担限度額である。

(注3) 同一世帯の世帯主および国民健康保険被保険者が住民税非課税の世帯である。

(注4) 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上の国保被保険者がいる人。ただし、次の①②③のいずれかを満たす場合、申請により、所得区分は「一般」となる。

- ① 国民健康保険の同一世帯内に70歳～74歳の国民健康保険被保険者が1人の場合、その被保険者の収入が383万円未満
- ② 国民健康保険の同一世帯内に70歳～74歳の国民健康保険被保険者が2人以上の場合、その被保険者の収入の合計金額が520万円未満
- ③ 国民健康保険の同一世帯内に70歳～74歳の国民健康保険被保険者が1人で、その世帯に後期高齢者医療制度に移行した特定同一世帯所属者がいる場合、国民健康保険被保険者の収入が383万円以上、かつ特定同一世帯所属者の収入との合計金額が520万円未満

(注5) 同一世帯の世帯主及び国民健康保険被保険者が住民税非課税世帯の人。ただし「低所得者Ⅰ」の人を除く。

(注6) 同一世帯の世帯主及び国民健康保険被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたとき0円となる人（公的年金の控除額は80万円として計算）。

## C. 70歳未満と70歳以上が同じ世帯の場合

70歳未満と70歳以上の人と同じ世帯で合算する場合は、まず70歳未満と70歳以上の人に分け、70歳以上の方は外来の個人単位で限度額をまとめ、その後入院を含めて70歳以上の世帯の限度額を計算する。

これに70歳未満の人の合算対象額（自己負担額21,000円以上のもの）を合わせて国保世帯全体で適用する。但し、後期高齢者医療制度該当者は合算しない。

### < 特定疾病に係る療養 >

厚生労働大臣の定める疾病に係る同上一部負担金が10,000円（慢性腎不全の70歳未満の人の区分アまたはイは20,000円）を超えるとき、その超えた額を現物給付により支給する。

(iii) 高額医療・高額介護合算制度

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合は、8月～翌年7月の1年間の医療保険と介護保険の自己負担額を合算して一定の限度額を超えると、超えた分を高額介護合算療養費として支給する。

A. 70歳未満の場合

所得区分	自己負担限度額
ア. 901万円超	212万円
イ. 600万円超 901万円以下	141万円
ウ. 210万円超 600万円以下	67万円
エ. 210万円以下（住民税非課税世帯を除く）	60万円
オ. 住民税非課税世帯	34万円

B. 70歳以上の場合

所得区分	自己負担限度額
現役並み所得者	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円

(※) 区分は21頁(ii)参照

(iv) 移送費

緊急時などやむを得ず医師の指示で療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送されたときは、申請により、保険者が認めた場合に支給する。

(v) 医療付加金

感染症予防医療法37条の2第1項に規定する医療について、自己負担分（5%もしくは自己負担限度額）を医療付加金として現物給付により支給する。

(vi) 一部負担金減免・猶予

病気やけが、災害、業務の休廃止などにより生活が困難になった場合、申請により保険者が認めた場合に一部負担金を減免・猶予する。

(vii) 葬祭費

加入者が亡くなられた場合、喪主に対して1件50,000円の葬祭費を支給する。

(viii) 出産育児一時金

加入者が出産した場合、1件404,000円（産科医療補償制度対象の場合は16,000円を加算）を支給する。

- ・ 出産育児一時金受取代理制度：出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる世帯主が、その受取を医療機関等に委任し、西宮市が直接医療機関に支払う制度。
- ・ 出産育児一時金直接支払制度：医療機関で被保険者が申請・受取に関する合意文書を提出（代理契約締結手続）するだけで、医療機関が被保険者に代わって、出産育児一時金を直接（国保連を通じて）国保に請求する制度。全国で平成21年10月より実施。

(3) 国民健康保険加入者の状況

西宮市の国民健康保険加入者については、平成30年3月末現在、世帯数58,899世帯（前年比2.68%減）、世帯加入率26.76%、また、被保険者数91,526人（前年比4.02%減）、被保険者加入率18.90%となっている。

次頁表の平成24年度からの年度推移によると、加入者数、加入世帯数、加入率はいずれも減少傾向にあるが、主な要因は、景気上昇傾向に伴う社会保険への移行である。

(各年度3月末現在)

区分	世帯			被保険者			一世帯当り 被保険者数 D/B (人)
	全市世帯 A (世帯)	国保世帯 B (世帯)	加入率 B/A (%)	全市人口 C (人)	被保険者 D (人)	加入率 C/D (%)	
平成24年度	213,228	64,923	30.45%	480,672	107,084	22.28%	1.65
平成25年度	214,887	64,624	30.07%	482,301	105,480	21.87%	1.63
平成26年度	216,003	63,847	29.56%	483,132	103,273	21.38%	1.62
平成27年度	217,815	62,617	28.75%	484,560	100,071	20.65%	1.60
平成28年度	219,305	60,521	27.60%	485,025	95,364	19.66%	1.58
平成29年度	220,123	58,899	26.76%	484,152	91,526	18.90%	1.55
増減	818	△1,622	△0.84%	△873	△3,838	△0.76%	△0.03

(注) 増減は(平成29年度－平成28年度)とする。

## (4) 西宮市の保険料

## ① 平成29年度における保険料率

国民健康保険は、市区町村ごとに運営されており、保険料率の計算方法は市区町村によって異なっている。保険料は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に区分されており、西宮市の賦課限度額合計は890千円であり、国基準と同額となっている。

区分	医療給付費分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	賦課限度額合計	
所得割	6.90%	2.20%	2.20%	11.30%	
均等割(1人当たり)	27,720円	8,040円	12,720円	48,480円	
平等割(1世帯当たり)	21,120円	6,240円	-	27,360円	
賦課 限度 額	(市)	540千円	190千円	160千円	890千円
	(国基準)	540千円	190千円	160千円	890千円

## ② 1人当たり及び1世帯保険料推移

西宮市の平成29年度における1人当たり及び1世帯当たりの国民健康保険料は、それぞれ93,307円、146,121円であり、平成20年度(それぞれ96,479円、159,354円)と比較して減少傾向にある。

(各年度決算時点) (単位: 円)

区分		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
全体	医療	現年度調定額	7,555,610,956	7,399,669,521	7,100,847,236	7,264,263,595	7,271,137,362
		1人当り調定額	69,103	67,781	64,711	66,268	66,755
		1世帯当り調定額	114,137	113,955	108,337	110,700	110,685
	後期	現年度調定額	2,167,583,122	2,149,705,724	2,066,932,533	2,164,934,751	2,179,690,056
		1人当り調定額	19,824	19,691	18,836	19,750	20,011
		1世帯当り調定額	32,744	33,106	31,535	32,991	33,180
	介護	現年度調定額	825,749,379	786,287,916	777,330,106	794,267,016	832,586,884
		1人当り調定額	21,110	20,263	19,634	19,717	21,177
		1世帯当り調定額	26,433	25,188	24,393	24,482	26,104
	合計	現年度調定額	10,548,943,457	10,335,663,161	9,945,109,875	10,223,465,362	10,283,414,302
		1人当り調定額	96,479	94,675	90,632	93,264	94,410
		1世帯当り調定額	159,354	159,169	151,732	155,796	156,540

区分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
全体	医療	現年度調定額	7,195,125,612	6,993,044,984	6,697,647,422	6,477,106,239	6,176,088,259
		1人当り調定額	67,173	66,526	65,337	65,610	65,601
		1世帯当り調定額	110,172	108,089	105,172	104,253	102,733
	後期	現年度調定額	2,164,180,294	2,102,392,981	2,054,696,638	1,999,656,973	1,917,985,414
		1人当り調定額	20,204	20,001	20,044	20,256	20,372
		1世帯当り調定額	33,138	32,496	32,264	32,186	31,904
	介護	現年度調定額	825,963,695	773,498,609	755,155,741	734,297,254	690,416,413
		1人当り調定額	21,888	21,612	22,143	22,708	22,632
		1世帯当り調定額	26,742	26,152	26,574	27,029	26,724
	合計	現年度調定額	10,185,269,601	9,868,936,574	9,507,499,801	9,211,060,466	8,784,490,086
		1人当り調定額	95,088	93,885	92,748	93,304	93,307
		1世帯当り調定額	155,957	152,541	149,294	148,257	146,121

【中核市における平成29年度保険料の比較】

都市名	1人当たり		一世帯当たり		都市名	1人当たり		一世帯当たり	
	円	順位	円	順位		円	順位	円	順位
1 函館市	92,579円	23位	138,012円	35位	25 大津市	94,498円	16位	154,016円	13位
2 旭川市	73,974円	47位	112,643円	48位	26 豊中市	91,016円	25位	142,764円	29位
3 青森市	82,622円	44位	128,861円	44位	27 高槻市	114,617円	2位	184,906円	2位
4 八戸市	83,789円	42位	130,287円	43位	28 枚方市	93,003円	21位	150,903円	16位
5 盛岡市	94,156円	17位	143,446円	27位	29 東大阪市	90,418円	29位	143,289円	28位
6 秋田市	87,844円	36位	135,017円	38位	30 姫路市	89,258円	33位	146,840円	23位
7 郡山市	92,727円	22位	150,310円	17位	31 尼崎市	123,308円	1位	189,953円	1位
8 いわき市	89,478円	32位	139,916円	31位	32 西宮市	96,627円	10位	151,838円	15位
9 宇都宮市	96,000円	12位	156,702円	8位	33 奈良市	95,538円	13位	154,369円	12位
10 前橋市	93,952円	19位	154,513円	11位	34 和歌山市	85,614円	39位	137,609円	36位
11 高崎市	90,115円	31位	148,919円	21位	35 倉敷市	88,806円	34位	144,498円	25位
12 川越市	83,137円	43位	133,657円	39位	36 呉市	98,984円	7位	139,528円	32位
13 越谷市	93,293円	20位	150,279円	18位	37 福山市	88,437円	35位	141,768円	30位
14 船橋市	85,116円	40位	130,475円	42位	38 下関市	97,433円	9位	149,024円	20位
15 柏市	95,177円	15位	153,440円	14位	39 高松市	90,479円	28位	143,541円	26位
16 八王子市	84,639円	41位	133,351円	40位	40 松山市	82,543円	45位	128,636円	45位
17 横須賀市	98,293円	8位	155,209円	10位	41 高知市	90,737円	26位	139,450円	33位
18 富山市	91,180円	24位	138,992円	34位	42 久留米市	90,376円	30位	149,445円	19位
19 金沢市	107,918円	3位	168,605円	6位	43 長崎市	87,694円	37位	132,486円	41位
20 長野市	90,674円	27位	145,166円	24位	44 佐世保市	93,982円	18位	148,678円	22位
21 岐阜市	103,790円	6位	172,647円	5位	45 大分市	86,738円	38位	137,378円	37位
22 豊橋市	105,413円	5位	175,412円	3位	46 宮崎市	96,174円	11位	155,639円	9位
23 岡崎市	106,153円	4位	175,006円	4位	47 鹿児島市	78,302円	46位	122,618円	46位
24 豊田市	95,538円	13位	159,744円	7位	48 那覇市	71,144円	48位	117,706円	47位
					平均	92,360円		146,614円	

(※) 平成29年度当初賦課（本算定）時点である。

(※) 前橋市他市照会の集約結果（平成29年8月14日）より。

また、他の全国中核市と比較すると、西宮市の1人当たり保険料は96,627円であり48市中全国10位、1世帯当たり保険料は151,838円であり48市中全国15位であり、比較的高い保険料率となっている。

(5) 西宮市の診療費

西宮市の平成29年度における診療費は合計27,576百万円であり、また、1件当たり及び1人当たりの診療費は、それぞれ24,701円、292,915円である。平成20年度（診療費25,966百万円、1件当たり及び1人当たりの診療費は、それぞれ21,604円、237,489円）と比較して増加傾向にある。

主な要因は、高齢化と医療の高度化である。

【 西宮市の診療費 】

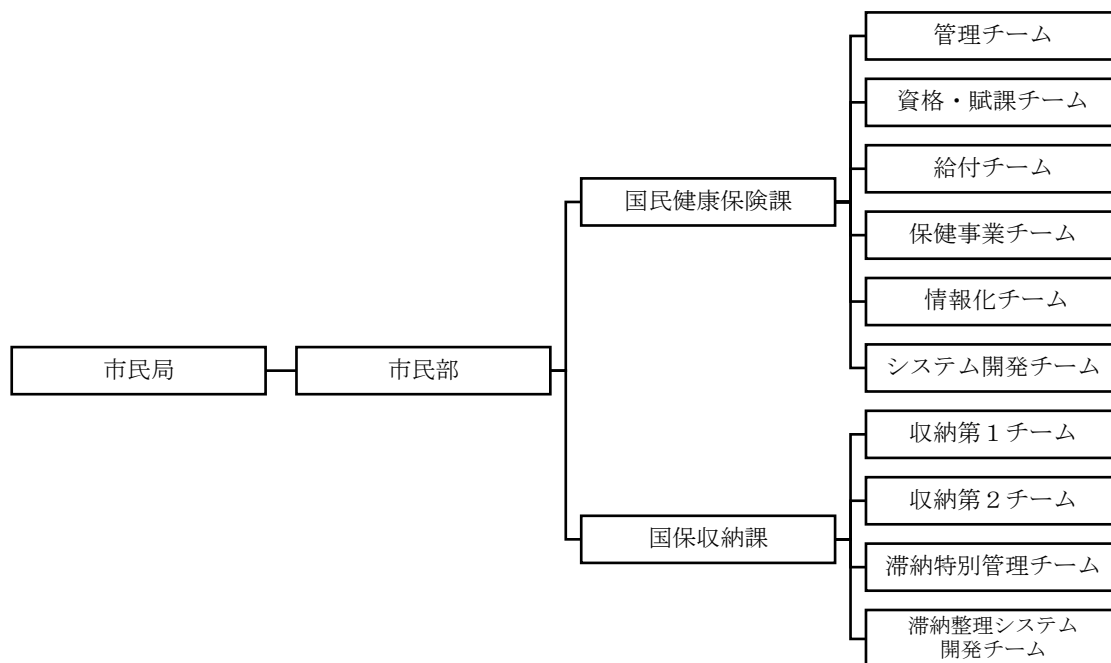
(単位：円)

年度	件数 (件)		費用額		
			1 件当たり	1 件当たり	
平成 20 年度	一般	1,088,314	23,411,160,745	21,511	230,341
	退職	113,642	2,555,624,381	22,488	331,813
	計	1,201,956	25,966,785,126	21,604	237,489
平成 21 年度	一般	1,131,343	24,280,178,964	21,461	235,171
	退職	76,524	1,796,013,798	23,470	303,125
	計	1,207,867	26,076,192,762	21,589	238,859
平成 22 年度	一般	1,122,661	25,253,875,292	22,495	243,709
	退職	78,103	1,908,240,435	24,432	312,417
	計	1,200,764	27,162,115,727	22,621	247,534
平成 23 年度	一般	1,135,854	25,730,346,777	22,653	249,241
	退職	80,555	1,972,126,436	24,482	308,917
	計	1,216,409	27,702,473,213	22,774	252,716
平成 24 年度	一般	1,143,909	26,050,466,281	22,773	252,657
	退職	74,990	1,876,734,430	25,026	322,629
	計	1,218,899	27,927,200,711	22,912	256,394
平成 25 年度	一般	1,150,182	26,763,427,444	23,269	262,392
	退職	65,230	1,642,749,063	25,184	321,100
	計	1,215,412	28,406,176,507	23,372	265,196
平成 26 年度	一般	1,160,688	27,410,537,745	23,616	271,056
	退職	51,328	1,345,728,159	26,218	337,106
	計	1,212,016	28,756,265,904	23,726	273,564
平成 27 年度	一般	1,161,092	27,687,161,552	23,846	278,078
	退職	38,588	1,041,626,521	26,994	353,934
	計	1,199,680	28,728,788,073	23,947	280,256
平成 28 年度	一般	1,134,878	27,775,527,007	24,474	286,570
	退職	22,881	646,077,328	28,236	359,531
	計	1,157,759	28,421,604,335	24,549	287,898
平成 29 年度	一般	1,105,498	27,270,326,509	24,668	292,274
	退職	10,922	306,472,107	28,060	363,981
	計	1,116,420	27,576,798,616	24,701	292,915



(6) 組織図と特別会計に計上する人件費の範囲

① 組織図 (平成 30 年 3 月 31 日現在)



② 特別会計に計上する人件費の範囲

総務省通知によると、国民健康保険事務費として一般職給等が示されており、これらは一般会計から繰り出して特別会計で支弁するものとされている。

また、厚生労働省通知には、「人件費を国民健康保険特別会計で経理する場合には、国民健康保険に従事する職員のうち他の事務を兼ねている職員について、国民健康保険事務に従事した日数等を的確に把握し、日数割合等により算出することによって、国民健康保険特別会計に計上されたいこと。」とされている。

西宮市においては、国民健康保険事務を西宮市事務分掌規則第 11 条第 10 項「国民健康保険課」及び、同第 11 項「国保収納課」の事務としてこれに係る人件費を国民健康保険特別会計に計上している。

【 総務省通知「平成 30 年度の国民健康保険繰出金について（平成 30 年 5 月 9 日）」 】

第 1 国民健康保険事務費に係る繰出し

- (1) 趣旨  
国民健康保険事務費に係る一般会計繰出しに要する経費である。
- (2) 繰出しの対象経費  
繰出しの対象となる経費は、国民健康保険の事務の執行に要する別表に掲げる経費とする。
- (3) その他  
当該経費については、一般会計から繰り出して特別会計で支弁するものである。

【 厚生労働省通知「都道府県及び市町村における平成 30 年度国民健康保険特別会計予算編成に当たっての留意事項について（平成 29 年 12 月 27 日）」 】

2 歳出に関する事項

(1) 総務費

ア 一般管理費

(ア) 人件費

特別会計は、一般会計とは別個に措置される独立した経理上の組織体であるため、人件費を国保特会で経理する場合には、国民健康保険に従事する職員のうち他の事務を兼ねている職員について、国民健康保険事務に従事した日数等を的確に把握し、日数割合等により算出することによって、国保特会に計上されたい。

(単位：人)

	特別会計	一般会計	合計
(国民健康保険課)			
課長	1	0	1
管理チーム	4	0	4
資格・賦課チーム	16 (6)	0	16 (6)
給付チーム	12 (5)	0	12 (5)
保健事業チーム	3	0	3
情報化チーム	0	0	0
システム開発チーム	2	0	2
(国保収納課)			
課長	1	0	1
収納第 1 チーム	9 (4)	0	9 (4)
収納第 2 チーム	9 (1)	0	9 (1)
滞納特別管理チーム	8 (2)	0	8 (2)
滞納整理システム開発チーム	1	0	1
合計	66 (18)	0	66 (18)

(注) 平成 30 年 3 月 31 日現在。( ) は内書きにて、嘱託職員と臨時職員の合計人数を記載している。

(7) 決算収支状況等の推移（過去10年間）

① 決算収支状況

[歳入]

(単位:千円未満四捨五入)

科目 \ 年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
国民健康保険料	9,759,902	9,430,930	9,239,014	9,587,983	9,805,824	9,897,191	9,705,785	9,436,390	9,216,440	8,779,467
国庫支出金	9,003,250	9,459,527	9,287,446	9,642,185	9,343,186	9,859,626	10,356,246	10,057,300	9,711,531	9,753,741
療養給付費交付金	2,703,894	1,887,753	1,844,960	2,143,703	2,319,825	2,101,119	1,659,273	976,594	718,500	598,441
前期高齢者交付金	8,109,954	8,821,102	9,231,156	10,091,211	10,963,599	11,404,929	11,362,636	12,011,081	12,370,570	12,759,241
県支出金	1,505,410	1,641,429	1,623,649	1,699,737	2,235,432	2,217,941	2,317,563	2,299,615	2,447,682	2,251,544
共同事業交付金	3,672,636	4,006,768	4,259,940	4,517,362	4,563,744	4,739,053	4,983,235	12,071,155	12,241,049	11,527,108
一般会計繰入金	3,387,859	3,383,554	3,413,135	3,724,039	4,456,260	4,218,785	4,473,558	4,682,985	4,759,600	4,763,328
基金繰入金	-	-	340,000	-	-	-	-	-	189,555	903,950
繰越金	40,747	294,023	456,689	37,083	385,927	1,483,252	1,156,954	746,971	123,024	392,952
諸収入等	55,158	79,885	56,631	30,256	32,748	66,409	93,369	109,321	107,738	122,228
合計	38,238,810	39,004,970	39,752,621	41,473,558	44,106,544	45,988,305	46,108,618	52,391,412	51,885,689	51,851,999

[歳出]

科目 \ 年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総務費	555,373	548,879	559,487	524,598	511,586	533,375	554,764	555,113	671,462	712,444
保険給付費	25,755,131	26,527,755	27,765,242	28,623,666	29,000,811	29,757,201	30,276,878	30,683,422	30,239,674	29,367,748
後期高齢者支援金	4,349,548	4,744,202	4,347,205	4,859,266	5,407,750	5,691,488	5,672,899	5,582,717	5,349,898	5,285,113
前期高齢者納付金	5,857	13,490	7,562	14,389	5,756	5,902	4,466	3,833	3,891	19,215
老人保健拠出金	1,274,762	303,174	54,364	3,250	1,284	214	200	200	157	100
介護納付金	1,821,454	1,731,220	1,851,740	2,049,279	2,242,292	2,381,691	2,365,941	2,131,542	2,006,649	1,998,041
共同事業拠出金	3,959,217	4,299,153	4,454,212	4,468,299	4,516,387	4,632,590	4,926,605	12,147,317	12,454,624	11,506,475
保健事業費	164,862	192,125	210,593	238,114	274,301	296,310	310,864	302,411	300,271	307,293
基金積立金	21,409	147,477	228,795	18,814	193,233	1,024,806	833,322	374,696	62,136	197,037
諸支出金	37,173	40,807	236,338	287,958	469,892	507,772	415,708	487,136	403,975	1,222,923
合計	37,944,787	38,548,281	39,715,538	41,087,631	42,623,293	44,831,351	45,361,646	52,268,387	51,492,737	50,616,389

[歳入-歳出]

区分 \ 年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
歳入歳出差引計	294,023	456,689	37,083	385,927	1,483,252	1,156,954	746,971	123,024	392,952	1,235,610

② 一般会計からの繰入金

(単位:千円未満四捨五入)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	対前年度比較
保険基盤安定分	1,226,326	1,219,349	1,282,880	1,375,151	1,407,629	1,389,720	1,549,708	1,593,779	1,587,848	1,556,405	△31,443
医療給付費分	885,131	882,590	927,720	992,777	1,008,907	995,921	1,114,074	1,148,213	1,142,690	1,119,241	△23,449
後期支援費分	249,640	248,908	261,646	284,048	291,749	290,621	325,122	335,080	333,483	326,649	△6,833
介護納付金分	91,555	87,851	93,514	98,325	106,973	103,178	110,513	110,486	111,675	110,514	△1,161
保険者支援分	284,938	283,607	289,604	288,331	299,069	302,324	334,447	836,148	847,244	831,056	△16,188
医療給付費分	263,887	204,579	208,769	207,195	214,079	215,630	238,293	594,404	600,167	587,664	△12,504
後期支援費分	-	58,668	60,417	60,054	63,530	64,440	71,457	181,280	184,067	181,590	△2,477
介護納付金分	21,051	20,360	20,418	21,082	21,460	22,254	24,696	60,464	63,009	61,802	△1,208
職員給与費等繰入金	463,571	463,722	445,593	447,553	442,581	462,645	471,244	475,583	574,554	603,042	28,488
職員の給与費	313,684	305,352	290,281	288,420	286,185	295,495	302,710	313,006	315,090	316,432	1,342
事務費一般財源化分	149,888	158,369	155,312	159,133	156,396	167,150	168,534	162,577	259,465	286,610	27,146
出産育児一時金繰入金	122,733	122,660	128,873	133,733	128,126	120,100	123,448	120,100	108,504	95,730	△12,774
国保財政安定化支援分	205,200	249,311	124,835	128,583	130,496	128,123	128,168	93,210	91,628	88,613	△3,015
保険料負担能力分	73,686	110,133	-	-	-	-	-	-	-	-	-
年齢構成差分	131,514	139,178	124,835	128,583	130,496	128,123	128,168	93,210	91,628	88,613	△3,015
法定分計	2,302,768	2,338,648	2,271,785	2,373,351	2,407,900	2,402,913	2,607,015	3,118,820	3,209,778	3,174,845	△34,933
福祉医療波及分	444,496	449,795	450,750	446,406	397,708	350,063	345,457	348,809	353,332	370,932	17,600
老人医療波及分	208,321	218,162	151,137	146,534	72,814	34,283	28,397	28,540	28,784	44,070	15,286
乳児医療波及分	42,036	38,844	58,811	76,194	77,053	73,142	67,968	65,014	69,573	65,319	△4,254
身障医療波及分	159,841	158,766	205,348	196,557	219,988	214,939	220,636	222,114	231,116	234,230	3,114
母子等医療波及分	34,061	33,350	34,678	24,551	26,752	26,581	26,744	26,878	17,430	19,036	1,606
難病医療波及分	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
重度精神障害医療波及分	213	673	776	2,570	1,101	1,118	1,712	6,263	6,429	8,277	1,848
保険料減免分	400,944	368,827	431,130	424,011	416,201	428,768	469,449	491,040	451,624	453,028	1,404
医療給付費分	297,442	262,475	324,161	334,816	316,549	319,092	346,269	423,207	322,045	322,912	867
後期支援費分	78,816	81,492	83,221	67,654	81,053	80,651	87,498	60,876	101,697	102,168	471
介護納付金分	24,686	24,860	23,748	21,541	18,599	29,025	35,682	6,957	27,882	27,948	66
一部負担金免除分	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	-
特定健康診査等負担分	18,680	11,578	56,353	82,415	60,653	91,222	96,044	77,277	84,821	109,640	24,820
保険料負担抑制分	150,000	150,000	150,000	150,000	900,000	900,000	900,000	600,000	600,000	600,000	-
事務費充当分	65,972	59,707	48,117	41,304	34,550	40,820	50,594	42,039	55,045	49,883	△5,162
その他(療給返還金)	-	-	-	201,552	234,248	-	-	-	-	-	-
その他繰入金計	1,085,091	1,044,906	1,141,350	1,149,136	2,048,360	1,815,873	1,866,544	1,564,164	1,549,822	1,588,483	38,661
合計	3,387,859	3,383,555	3,413,135	3,522,487	4,456,260	4,218,785	4,473,558	4,682,985	4,759,600	4,763,328	3,729

## 2. 食肉センター特別会計

### (1) 事業概要

#### ① 事業内容

衛生的な食肉を供給するための西宮市食肉センターの施設・設備の管理・運営を行っている。

#### ② 事業の根拠法令及び条例

- ・ と畜場法及び同施行規則
- ・ 卸売市場法及び同施行規則
- ・ 西宮市食肉センター条例及び同施行規則
- ・ 西宮市食肉地方卸売市場条例及び同施行規則

#### ③ 事業の沿革

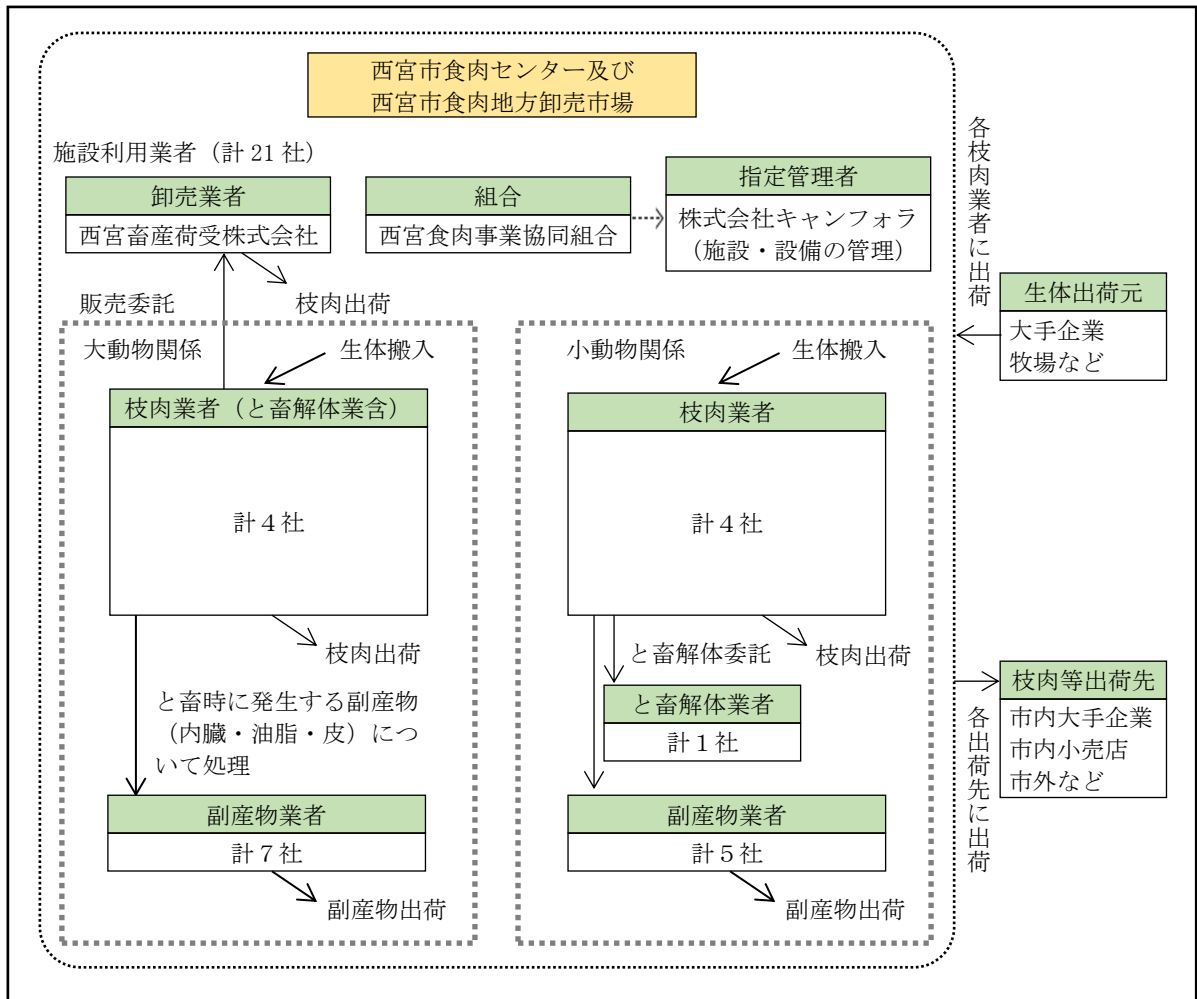
年月日	沿革
大正6年4月	武庫郡芝村村営「と畜場」として開業
昭和8年4月	西宮市と武庫郡芝村が合併により西宮市営となる
昭和28年8月	「屠畜場法」が「と畜場法」に改正される (民間でのと畜場開設が可能となる)
昭和63年3月	西宮浜に西宮市食肉センター竣工同年6月移転
平成20年4月	指定管理者制度導入 第1期指定管理者：㈱キャンフォラ、非公募、指定期間3年
平成23年4月	第2期指定管理者：㈱キャンフォラ、非公募、指定期間3年
平成26年4月	第3期指定管理者：㈱キャンフォラ、非公募、指定期間5年
平成31年4月	第4期指定管理者：㈱キャンフォラ、非公募、指定期間5年

### (2) 食肉センターの概要

#### ① 施設概要

名称	西宮市食肉センター及び西宮市食肉地方卸売市場
所在地	西宮市西宮浜2丁目32-1
面積	敷地 9,548.24 m <sup>2</sup> 延床 6,424.76 m <sup>2</sup> (附属建物を含む)
構造	鉄筋コンクリート造3階建
能力	処理頭数 大動物 60 頭/日 小動物 250 頭/日
取得年月日	昭和63年3月
用地費	8億6千万円
建設費	21億2千5百万円

【 西宮市食肉センター及び西宮市食肉地方卸売市場相関図 】



② 使用料

(単位：円・消費税8%)

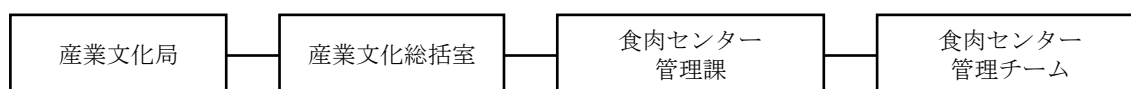
使用料 (平成 29 年度)		決算額
と室・解体室等使用料		93,227,143
内臓処理室使用料		3,622,320
冷蔵室使用料	本冷室使用料	14,243,542
	予冷室使用料	6,727,500
食肉地方卸売市場使用料	卸売市場使用料	6,989,644
	事務所使用料	281,232
食肉センター庁舎敷使用料		98,604
合計		125,189,985

③ 利用状況等

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
大動物（頭）	17,123	17,281	16,303	17,203	11,946
小動物（頭）	45,477	43,680	42,668	42,368	42,774
稼働率（％）	94.9	93.4	89.7	92.1	76.0

(3) 組織図と特別会計に計上する人件費の範囲

① 組織図



<主な担当業務>

- ・西宮市食肉センターの管理及び運営
- ・西宮市食肉地方卸売市場の管理及び運営
- ・西宮市食肉センター、食肉地方卸売市場の施設及び設備機器の維持修繕（指定管理者が行うものを除く）

② 特別会計に計上する人件費の範囲

西宮市食肉センターを西宮市が直営していた時には、市職員が現地において運営事業に直接従事していたため、特別会計において、その人件費を計上していた。その後、指定管理者制度が導入されたことにより、施設管理等の運営事業は指定管理者が行うようになり、西宮市は工事の計画や予算・決算等の意思決定に関わる間接的な従事となったため、現在では、一般会計で人件費を計上することとし、特別会計における人件費の計上は行っていない。

(単位：人)

	特別会計	一般会計	合計
(食肉センター管理課)			
食肉センター管理チーム	0	3	3
合計	0	3	3

(注) 平成 30 年 3 月 31 日現在。( ) は内書きにて、嘱託職員と臨時職員の合計人数を記載している。

#### (4) 決算収支状況等の推移（過去10年程度）

##### ① 決算収支状況

[歳入]

(単位:千円未満四捨五入)

科目	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
使用料及び手数料		133,287	123,909	136,093	130,686	141,236	139,156	151,892	148,503	152,748	125,190
国庫補助金		0	0	0	0	0	1,050	0	0	0	0
一般会計繰入金		128,388	136,428	127,370	135,440	122,280	143,950	145,100	140,000	142,670	176,900
繰越金		4,886	4,969	4,994	4,992	4,990	4,903	4,901	4,909	4,991	4,992
雑入		14,540	21,981	15,758	14,101	17,090	17,634	17,647	17,716	16,554	13,629
市債		29,200	116,900	23,400	29,700	14,700	69,300	78,700	13,300	62,600	0
合計		310,101	404,187	307,615	314,918	300,296	375,993	398,240	324,428	379,563	320,711

[歳出]

科目	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
食肉センター費		249,717	246,288	251,052	251,600	259,380	270,247	282,143	271,120	269,487	263,568
整備事業費		29,209	126,118	23,448	29,715	14,768	70,428	78,708	13,387	62,672	0
公債費		26,407	26,787	28,123	28,614	21,244	30,417	32,481	34,930	42,412	52,193
合計		305,332	399,193	302,623	309,929	295,392	371,092	393,332	319,437	374,571	315,761

[歳入-歳出]

区分	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
歳入歳出差引計		4,769	4,994	4,992	4,989	4,904	4,901	4,908	4,991	4,992	4,950

##### ② 一般会計からの繰入金

(単位:千円未満四捨五入)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	対前年度比較
法定分計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他繰入金											
一般会計繰入金	128,388	136,428	127,370	135,440	122,280	143,950	145,100	140,000	142,670	176,900	34,230
食肉センター費等への繰入	101,981	109,641	99,247	106,826	101,036	113,533	112,619	105,070	100,258	124,707	24,449
公債費への繰入	26,407	26,787	28,123	28,614	21,244	30,417	32,481	34,930	42,412	52,193	9,781
合計	128,388	136,428	127,370	135,440	122,280	143,950	145,100	140,000	142,670	176,900	34,230



### 3. 農業共済事業特別会計

#### (1) 事業概要

##### ① 事業内容

農業は天候などの自然災害による被害を受けやすいことから、国の農業災害対策の一環として作られた制度で、農家と国が共済掛金を2分の1ずつ出し合って、共同準備財産を作っておき、被害があったときは、その共同準備財産から共済金を支払い、補償を行うものである。農家の自主的な相互扶助を基本とした制度であると共に、国の災害対策としての公的救済制度である。

現在、西宮市が行っている農業共済事業（西宮市農業共済条例に基づいており、昭和39年に農業共済組合から事業を引き継いだ。）は、「農作物共済」と「園芸施設共済」の2種類（園芸施設共済は昭和54年に条例で制定）である。

農作物共済における共済目的（共済加入対象）は、水稲及び麦。市では対象圃場が水稲しかないため、引受けは水稲のみである。水稲は、一筆ごとに収量の70%まで補償（30%超の被害が出た時に、それを超えた分のみ補償）される。なお、一定規模以上の栽培面積（水稲25a以上、麦10a以上）がある農家は必ず加入しなければならない（当然加入制）。

園芸施設共済における共済目的（共済加入対象）は、ガラス室及びプラスチックハウス（これは、西宮市農業共済条例に基づいており、昭和39年に農業共済組合から事業を引き継ぐときに定められた。）である。

その他、条例には畑作物共済（大豆）、家畜共済があるが、市では資源がないので、引受けはない。農作物共済のうちの麦と畑作物共済（大豆）、家畜共済は平成30年9月議会での条例改正により廃止を決議し、同年10月12日に兵庫県の認可を受けた。

##### ② 事業の根拠法令及び条例

- ・ 農業保険法（旧農業災害補償法）
- ・ 農業保険法施行令（旧農業災害補償法施行令）
- ・ 西宮市農業共済条例

## 【 農業保険法（旧農業災害補償法）（昭和 22 年法律第 185 号） 】

（目的）

第 1 条 この法律は、農業経営の安定を図るため、災害その他の不慮の事故によつて農業者が受けることのある損失を補填する共済の事業並びにこれらの事故及び農産物の需給の変動その他の事情によつて農業者が受けることのある農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する保険の事業を行う農業保険の制度を確立し、もつて農業の健全な発展に資することを目的とする。

（区分経理）

第 110 条 共済事業を行う市町村は、当該共済事業の経理については、政令で定めるところにより特別会計を設けてこれを行い、その経費は、当該共済事業による収入をもつて充てなければならない。

## 【 農業保険法施行令（旧農業災害補償法施行令）（昭和 22 年政令第 299 号） 】

（共済事業を行う市町村の特別会計の経理）

第 16 条 法第 110 条第 1 項の特別会計は、次に掲げる勘定を区分し、経理を行わなければならない。

- 1 農作物共済に関する勘定
- 2 家畜共済に関する勘定
- 3 果樹共済に関する勘定
- 4 畑作物共済に関する勘定
- 5 園芸施設共済に関する勘定
- 6 法第百 28 条第 1 項の施設に関する勘定
- 7 業務の執行に要する経費に関する勘定

## 【 西宮市農業共済条例（昭和 39 年 3 月 31 日西宮市条例第 58 号） 】

（趣旨）

第 1 条 西宮市が農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づいて行う共済事業に関しては、法令に定めのあるもののほか、この条例の定めるところによる。

### ③ 事業の沿革

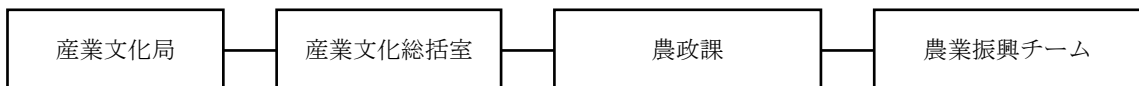
年月日	沿革
昭和 4 年	家畜保険法 制定（昭和 22 年廃止）
昭和 13 年	農業保険法 制定（昭和 22 年廃止）
昭和 22 年	農業災害補償法 制定（平成 30 年 4 月 1 日～農業保険法）
昭和 39 年	西宮市農業共済条例 制定 ※園芸施設共済事業は昭和 54 年より開始
昭和 42 年	西宮市農業共済事業基金条例 制定

④ 給付事業等の実施状況

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
農作物共済 (水稲)	加入戸数 (戸)	210	202	194	194	190
	共済掛金 (円)	99,536	96,119	66,780	62,960	61,705
	事務費賦課金 (円)	92,603	90,336	87,526	86,318	85,459
	水稲引受面積 (ha)	72.51	70.734	68.187	67.356	66.576
	引受収量 (Kg)	234,418	228,755	221,833	218,478	216,552
	共済金額 (円)	45,242,674	43,692,205	41,482,771	39,107,562	38,329,704
	共済金支払件数 (件)	9	5	4	4	1
	共済金支払額 (円)	218,283	115,173	162,690	265,815	4,425
園芸施設共済	加入戸数 (戸)	14	15	12	16	17
	共済掛金 (円)	396,660	429,331	478,737	724,422	720,426
	事務費賦課金 (円)	27,310	25,265	37,780	52,735	60,492
	園芸施設 (棟)	32	34	31	45	44
	施設設置面積 (㎡)	11,457	10,722	9,815	13,331	12,524
	共済金額 (円)	33,756,000	33,291,000	45,278,000	61,798,000	67,665,000
	共済金支払件数 (件)	2	4	2	4	4
	共済金支払額 (円)	2,810,905	394,114	141,112	843,304	1,024,147

(2) 組織図と特別会計に計上する人件費の範囲

① 組織図



② 特別会計に計上する人件費の範囲

農業共済事業の主務担当職員 1 名の給与費 (給料、職員手当、共済費) を職務割合に応じて特別会計に計上している。

(単位：人)

	特別会計	一般会計	合計
(農政課)			
農業振興チーム	0.2	0.8	1
合計	0.2	0.8	1

(注) 平成 30 年 3 月 31 日現在。( ) は内書きにて、嘱託職員と臨時職員の合計人数を記載している。

### (3) 決算収支状況等の推移

#### ① 決算収支状況

各科目の内容について、①財産収入とは、農業共済事業基金の運用利子であり、歳入後に基金に積み立てている。②基金繰入金を共済金、無事もどし金、損害防止費に充てている。③繰越金は前年度の剰余金である。④水稻交付金、水稻・園芸施設保険金及び園芸施設保険料は、市（水稻：75%、園芸施設 10%）と兵庫県農業共済組合連合会（水稻：25%、園芸施設：90%）との責任割合に応じたものである。⑤水稻・園芸施設連合会特別交付金は無事もどし金に充てられる交付金である。⑥事務費賦課金は、加入者が掛金とは別に共済事務を行うための費用として負担するものである。⑦受取損害防止事業負担金は、損害防止費のうち、一部を兵庫県農業共済組合連合会が負担するものである。⑧受取奨励金については、農業共済ネットワーク化情報システムに対する助成金等である。

推移及び増減について、共済金及び保険金の増減は、平成 25 年度の雪害や平成 29 年度の風害など、大規模な自然災害の有無によるものである。また、職員給与費及び一般会計繰入金の増加については、主に担当者の変更によるものである。

[歳入]

(単位:千円未満四捨五入)

科目 \ 年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
農作物勘定収入	1,080	736	650	759	516	405	271	262	297	145
園芸施設勘定収入	207	213	541	421	522	3,161	821	709	1,602	1,775
業務勘定収入	20,636	20,947	18,999	17,725	15,806	7,339	8,075	7,848	8,975	9,719
合計	21,923	21,896	20,190	18,905	16,844	10,905	9,166	8,820	10,874	11,640

[歳出]

科目 \ 年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
農作物勘定支出	910	586	464	504	398	405	214	262	297	58
園芸施設勘定支出	50	45	368	225	296	3,141	754	591	1,501	1,670
業務勘定支出	20,636	20,947	18,999	17,725	15,806	7,339	8,075	7,848	8,975	9,719
合計	21,596	21,578	19,831	18,454	16,500	10,884	9,043	8,701	10,773	11,448

[歳入-歳出]

区分 \ 年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
歳入歳出差引計	327	318	359	451	344	21	124	118	101	193

## ② 一般会計からの繰入金

(単位:千円未満四捨五入)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	対前年度比較
業務勘定	19,991	20,443	18,448	17,165	15,255	6,823	7,648	7,421	8,535	9,279	744
法定分											
一般会計繰入金	19,991	20,443	18,448	17,165	15,255	6,823	7,648	7,421	8,535	9,279	744
法定分計	19,991	20,443	18,448	17,165	15,255	6,823	7,648	7,421	8,535	9,279	744
その他繰入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	19,991	20,443	18,448	17,165	15,255	6,823	7,648	7,421	8,535	9,279	744

#### 4. 区画整理清算費特別会計

##### (1) 事業概要

##### ① 事業内容

西宮市で行われた土地区画整理事業は、大正9年に設立された「西宮市耕地整理組合」によるものが最初で、戦後には戦災復興土地区画整理事業をいち早く完了し、市施行の土地区画整理事業としては、「今津土地区画整理事業」、「鉄北土地区画整理事業」、「苦楽園土地区画整理事業」、「夙川土地区画整理事業」、「上山口丸山土地区画整理事業」、「上山口丸山第二土地区画整理事業」、「西宮北口駅南土地区画整理事業」「甲東瓦木第一特定土地区画整理事業」と順次完了している。

平成7年1月17日に発生した、阪神淡路大震災による、復興土地区画整理事業として、「西宮北口駅震災復興土地区画整理事業」、「森具震災復興土地区画整理事業」、「段上特定土地区画整理事業」を施行・完了している。当該事業は、災害に強く、安全で快適な市街地の復興の為の根幹を担った。

##### 【 土地区画整理事業総括表（土地区画整理法による事業） 】

施行者	施行済		施行中		合計	
	地区(箇所)	面積(ha)	地区(箇所)	面積(ha)	地区(箇所)	面積(ha)
個人・共同	9	79.4	-	-	9	79.4
組 合	14	195.5	-	-	14	195.5
公共団体	11	353.3	1	1.2	12	354.5
行政庁	12	548.0	-	-	12	548.0
公 団	1	6.6	-	-	1	6.6
合 計	47	1,182.8	1	1.2	48	1,184.0

土地区画整理事業では、従前の権利価額に見合うように換地を定めるが、技術的な面及び工事誤差、最終の画地確定測量等により、従前価額に見合う土地が換地されない場合がある。この場合生じた不均衡を是正するために金銭による清算を行う。その金銭を「清算金」という。清算金には交付（前後で価額が減となった場合）と徴収（前後で価額増となった場合）があり、地区全体では差引き0（ゼロ）となる。

- ・ 交付清算金：換地処分時に一般会計から一旦特別会計に繰入れ、交付される各権利者に一括交付する。
- ・ 徴収清算金：最大10年間の分割納付も可能としているため、現在も徴収が行われており、各年度分割徴収した金額を一般会計に繰出している。

② 事業の根拠法令及び条例

【根拠法令】

土地区画整理法（昭和 29 年 5 月 20 日法律第 119 号）

【条例】

阪神間都市計画事業段上特定土地区画整理事業に関する条例（平成 7 年 7 月 7 日西宮市条例第 16 号）

阪神間都市計画事業西宮北口駅北東震災復興土地区画整理事業施行に関する条例（平成 7 年 9 月 29 日西宮市条例第 26 号）

③ 事業の沿革

< 阪神間都市計画事業段上特定土地区画整理事業 >

年月日	沿革
平成 6 年 11 月 4 日	都市計画決定
平成 8 年 7 月 23 日	工事の着工
平成 9 年 2 月 3 日～	仮換地の指定
平成 19 年 11 月 30 日	換地処分
平成 20 年 3 月	清算金の交付・徴収開始
平成 20 年度	清算金交付完了
平成 29 年 12 月	清算金徴収完了

< 阪神間都市計画事業西宮北口駅北東震災復興土地区画整理事業 >

年月日	沿革
平成 7 年 3 月 17 日	都市計画決定
平成 9 年 2 月	工事の着工
平成 20 年 3 月 31 日	仮換地の指定
平成 20 年 10 月 30 日	換地処分
平成 20 年 1 月	清算金の交付・徴収開始
平成 20 年度	清算金交付完了
平成 31 年 2 月	清算金徴収完了予定

④ 事業件数

- ・ 段上特定土地区画整理事業

徴收件数 57 件（平成 25 年度～平成 29 年度）

交付件数 179 件（平成 19、20 年度に交付）

- ・ 西宮北口駅北東震災復興土地区画整理事業

徴收件数 130 件（平成 25 年度～平成 29 年度）

交付件数 124 件（平成 20 年度に一括交付）

【 清算金徴収予定表 】

（単位：件・円）

地区	種目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	総計
段上	徴收件数	12	12	12	12	9		57
	清算金元金計	384,000	384,000	384,000	384,000	288,000		1,824,000
	清算金利子計	49,440	37,920	261,400	14,880	3,600		132,240
	清算金元利合計	433,440	421,920	410,400	398,880	291,600		1,956,240
	未徴収元金	1,440,000	1,056,000	672,000	288,000	0		-
北東	徴收件数	69	14	12	12	12	11	130
	清算金元金計	1,321,700	310,800	91,200	91,200	91,200	83,600	1,989,700
	清算金利子計	47,171	18,786	9,462	6,726	3,990	1,254	87,389
	清算金元利合計	1,368,871	329,586	100,662	97,926	95,190	84,854	2,077,089
	未徴収元金	668,000	357,200	266,000	174,800	83,600	0	-
徴收件数		81	26	24	24	21	11	187
清算金元金計		1,705,700	694,800	475,200	475,200	379,200	83,600	3,813,700
清算金利子計		96,611	56,706	35,862	21,606	7,590	1,254	219,629
清算金元利合計		1,802,311	751,506	511,062	496,806	386,790	84,854	4,033,329

(2) 所管課及び組織図

① 組織図

都市局都市総括室市街地整備課計画チームが所管している。



② 特別会計に計上する人件費の範囲

区画整理清算費特別会計には、人件費を計上していない。



(単位：人)

	特別会計	一般会計	合計
(市街地整備課)			
計画チーム	0	2	2
合計	0	2	2

(注) 平成 30 年 3 月 31 日現在。( ) は内書きにて、嘱託職員と臨時職員の合計人数を記載している。

### (3) 歳入及び歳出決算額の推移 (過去 10 年程度)

#### ① 決算収支状況

[歳入] (単位:千円未満四捨五入)

科目	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
清算徴収金		90,338	7,750	8,164	7,820	4,218	1,802	752	511	497	387
繰入金		3,024	-	-	-	-	-	-	-	-	-
繰越金		10	-	-	-	1,215	-	-	-	-	-
合計		93,372	7,750	8,164	7,820	5,433	1,802	752	511	497	387

[歳出]

科目	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
清算費		93,372	7,750	8,164	6,605	5,433	1,802	752	511	497	387
合計		93,372	7,750	8,164	6,605	5,433	1,802	752	511	497	387

[歳入-歳出]

区分	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
歳入歳出差引計		-	-	-	1,215	-	-	-	-	-	-

#### ② 一般会計からの繰入金

(単位:千円未満四捨五入)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	対前年度比
法定分計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
繰入金	3,024	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他繰入金	3,024	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	3,024	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

## 5. 中小企業勤労者福祉共済事業特別会計

### (1) 事業概要

#### ① 事業内容

西宮市中小企業勤労者福祉共済は、市内の中小企業の勤労者に対し、福祉事業を実施することにより、勤労者の福祉の増進を図るとともに中小企業の振興に寄与することを目的とした制度である。給付事業、貸付幹旋事業、体育、保健、教養、余暇等の事業を行っている。

具体的には、市と市内の中小企業の事業主が契約を結び、従業員に結婚・出産祝金などの給付や、住宅購入資金などの貸付あっせんを行っている。また、健康診断や旅行補助など様々な福利厚生制度がある。

#### ② 事業の根拠法令及び条例

西宮市中小企業勤労者福祉共済条例

#### ③ 事業の沿革

年月日	沿革
昭和 48 年 10 月 1 日	西宮市中小企業勤労者福祉共済を発足

#### ④ 事業所及び被共済者数（過去 10 年）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業所数 (社)	1,122	1,127	1,093	1,049	1,023	1,004	1,000	999	987	982
会員数 (名)	9,351	8,993	8,875	8,841	8,799	8,722	8,772	8,879	8,914	8,953

(※) 各年度末時点の事業所数・会員数である。

⑤ 給付事業の実施状況（過去10年）

年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		
給付種類	区分	単価(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
結婚祝金		20,000	165	3,300,000	163	3,260,000	141	2,820,000	121	2,420,000	133	2,660,000
出産祝金		20,000	233	4,660,000	207	4,140,000	216	4,320,000	204	4,080,000	176	3,520,000
入学祝金												
	小学校	15,000	208	3,120,000	203	3,045,000	192	2,880,000	158	2,370,000	180	2,700,000
	中学校	15,000	216	3,240,000	233	3,495,000	235	3,525,000	209	3,135,000	220	3,300,000
死亡弔慰金												
	本人	100,000	27	2,700,000	23	2,300,000	30	3,000,000	17	1,700,000	21	2,100,000
	配偶者	50,000	20	1,000,000	17	850,000	23	1,150,000	13	650,000	17	850,000
	1親等	20,000	140	2,800,000	130	2,600,000	158	3,160,000	163	3,260,000	153	3,060,000
結婚20年祝金		15,000	79	1,185,000	69	1,035,000	60	900,000	60	900,000	74	1,110,000
勤労学生奨学金		10,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
傷病見舞金												
	業務上10～29日	20,000	7	140,000	3	60,000	6	120,000	4	80,000	3	60,000
	30日以上	30,000	105	3,150,000	99	2,970,000	115	3,450,000	104	3,120,000	83	2,490,000
障害者見舞金												
	1～2級	80,000	2	160,000	4	320,000	3	240,000	1	80,000	6	480,000
	3～4級	40,000	6	240,000	5	200,000	12	480,000	4	160,000	6	240,000
	5～6級	20,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
災害見舞金												
	全焼・全壊	30,000	0	0	2	60,000	0	0	0	0	1	30,000
	半焼・半壊	20,000	1	20,000	0	0	0	0	0	0	0	0
	床上浸水	10,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
短時間従業員勤続慰労金												
	3年	5,000	64	320,000	89	445,000	89	445,000	65	325,000	63	315,000
	5年	10,000	55	550,000	64	640,000	75	750,000	71	710,000	63	630,000
永年勤続慰労金												
	10年	15,000	236	3,540,000	166	2,490,000	212	3,180,000	226	3,390,000	260	3,900,000
	20年	20,000	117	2,340,000	119	2,380,000	117	2,340,000	129	2,580,000	119	2,380,000
	30年	25,000	35	875,000	39	975,000	40	1,000,000	28	700,000	49	1,225,000
	40年	30,000	13	390,000	17	510,000	12	360,000	11	330,000	14	420,000
退職慰労金												
	3年以上5年未満	15,000	136	2,040,000	119	1,785,000	110	1,650,000	109	1,635,000	132	1,980,000
	5年以上10年未満	25,000	172	4,300,000	98	2,450,000	112	2,800,000	170	4,250,000	144	3,600,000
	10年以上15年未満	40,000	125	5,000,000	102	4,080,000	94	3,760,000	74	2,960,000	71	2,840,000
	15年以上20年未満	60,000	53	3,180,000	57	3,420,000	46	2,760,000	41	2,460,000	41	2,460,000
	20年以上25年未満	80,000	22	1,760,000	25	2,000,000	23	1,840,000	18	1,440,000	26	2,080,000
	25年以上	100,000	16	1,600,000	15	1,500,000	19	1,900,000	22	2,200,000	23	2,300,000
合計			2,253	51,610,000	2,068	47,010,000	2,140	48,830,000	2,022	44,935,000	2,078	46,730,000

年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		
給付種類	区分	単価 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)
結婚祝金		20,000	139	2,780,000	134	2,680,000	140	2,800,000	154	3,080,000	152	3,040,000
出産祝金		20,000	196	3,920,000	197	3,940,000	216	4,320,000	210	4,200,000	205	4,100,000
入学祝金												
	小学校	15,000	194	2,910,000	173	2,595,000	176	2,640,000	185	2,775,000	187	2,805,000
	中学校	15,000	225	3,375,000	204	3,060,000	221	3,315,000	220	3,300,000	220	3,300,000
死亡弔慰金												
	本人	100,000	19	1,900,000	20	2,000,000	10	1,000,000	20	2,000,000	7	700,000
	配偶者	50,000	20	1,000,000	24	1,200,000	10	500,000	16	800,000	11	550,000
	1親等	20,000	161	3,220,000	150	3,000,000	135	2,700,000	174	3,480,000	147	2,940,000
結婚20年祝金		15,000	84	1,260,000	71	1,065,000	71	1,065,000	95	1,425,000	94	1,410,000
勤労学生奨学金		10,000	0	0	0	0	1	10,000	0	0	0	0
傷病見舞金												
	業務上 10～29日	20,000	0	0	2	40,000	1	20,000	3	60,000	1	20,000
	30日以上	30,000	103	3,090,000	91	2,730,000	78	2,340,000	82	2,460,000	78	2,340,000
障害者見舞金												
	1～2級	80,000	2	160,000	3	240,000	2	160,000	4	320,000	5	400,000
	3～4級	40,000	7	280,000	3	120,000	4	160,000	3	120,000	2	80,000
	5～6級	20,000	2	40,000	3	60,000	1	20,000	0	0	1	20,000
災害見舞金												
	全焼・全壊	30,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	半焼・半壊	20,000	0	0	0	0	0	0	0	0	1	20,000
	床上浸水	10,000	1	10,000	0	0	0	0	0	0	0	0
短時間従業員 勤続慰労金												
	3年	5,000	92	460,000	69	345,000	79	395,000	60	300,000	82	410,000
	5年	10,000	67	670,000	46	460,000	64	640,000	66	660,000	70	700,000
永年勤続慰労金												
	10年	15,000	202	3,030,000	225	3,375,000	245	3,675,000	261	3,915,000	292	4,380,000
	20年	20,000	105	2,100,000	109	2,180,000	124	2,480,000	130	2,600,000	130	2,600,000
	30年	25,000	39	975,000	28	700,000	31	775,000	34	850,000	40	1,000,000
	40年	30,000	14	420,000	11	330,000	21	630,000	15	450,000	11	330,000
退職慰労金												
	3年以上 5年未満	15,000	113	1,695,000	84	1,260,000	85	1,275,000	105	1,575,000	95	1,425,000
	5年以上 10年未満	25,000	187	4,675,000	158	3,950,000	131	3,275,000	135	3,375,000	160	4,000,000
	10年以上 15年未満	40,000	55	2,200,000	87	3,480,000	66	2,640,000	81	3,240,000	74	2,960,000
	15年以上 20年未満	60,000	48	2,880,000	34	2,040,000	25	1,500,000	64	3,840,000	30	1,800,000
	20年以上 25年未満	80,000	42	3,360,000	30	2,400,000	17	1,360,000	35	2,800,000	32	2,560,000
	25年以上	100,000	27	2,700,000	15	1,500,000	31	3,100,000	37	3,700,000	54	5,400,000
合計			2,144	49,110,000	1,971	44,750,000	1,985	42,795,000	2,189	51,325,000	2,181	49,290,000

⑥ 福利事業の実施状況（過去10年）

（単位：円）

項目/年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
健康診断	3,028,820	3,245,793	3,035,761	2,969,354	2,874,091	2,905,400	3,031,666	3,058,417	2,889,413
胃がん検診	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人間ドック補助	839,000	784,000	738,000	754,000	703,000	789,000	778,000	772,000	691,000
インフルエンザ予防接種	0	0	0	0	0	250,000	547,500	609,000	661,500
ソフトボール大会	200,736	68,921	158,790	208,655	211,118	230,096	224,636	224,713	228,706
県下7市ソフトボール大会	72,828	71,494	71,470	580,318	71,100	70,682	51,766	72,021	0
ボウリング大会個人戦	41,551	0	55,834	0	0	0	0	0	0
家族慰安会	3,304,200	3,402,560	3,624,650	3,803,200	3,503,500	3,524,200	2,800,000	3,015,292	4,162,268
観劇会	3,003,500	3,002,560	3,003,900	0	3,503,500	3,902,940	4,702,140	4,343,744	3,707,940
薬膳懐石	39,000	0	0	0	0	0	0	0	0
USJ パーティ	2,806,600	3,335,320	3,717,580	3,727,020	3,802,020	3,195,120	3,181,560	0	0
USJ チケット	0	0	0	0	0	0	0	2,363,260	2,120,300
ホテルイベント	745,860	680,204	681,287	681,670	697,260	252,000	266,000	300,000	293,000
各種講座	0	0	0	0	0	0	0	0	0
プロ野球年間予約席	1,452,000	1,452,000	1,452,000	1,452,000	1,452,000	1,388,000	1,552,000	2,938,000	1,474,000
文化振興財団	113,550	74,800	115,040	93,800	16,600	4,200	0	0	0
宝塚歌劇	1,272,000	800,000	744,000	344,000	544,000	688,900	805,100	780,200	854,900
梅田芸術劇場	14,400	62,100	0	149,600	15,000	125,600	129,100	126,500	95,000
新歌舞伎座	134,000	245,500	492,000	158,000	246,000	158,500	103,000	92,000	63,000
神戸国際会館	0	0	0	417,500	346,100	316,600	239,300	123,400	444,000
アルカニックホール	277,200	208,000	55,800	102,500	18,200	36,120	0	0	0
共栄プロダクション	0	176,000	124,500	124,000	122,000	80,500	0	0	0
兵庫県芸術文化センター	246,350	200,830	153,000	118,470	48,450	22,800	93,575	67,925	122,075
グリークス幹旋	515,300	185,500	321,800	192,000	292,200	121,800	112,600	73,000	77,000
国立文楽劇場	99,920	91,480	74,080	88,960	131,520	93,600	118,000	57,600	64,080
読売日本交響楽団	0	0	0	0	0	0	0	8,160	11,520
チケットぴあ	1,371,015	1,597,000	61,900	0	0	0	0	0	0
OS 共通券	140,300	103,700	20,740	0	0	0	0	0	0
松竹共通券	156,000	139,500	96,000	117,000	28,800	23,220	62,370	41,580	12,870
東宝映画券	1,062,000	849,000	1,264,500	720,000	1,200,000	780,000	520,000	650,000	520,000
東映映画券	0	0	0	0	16,150	0	0	0	0
塚ロサンサン劇場	40,860	16,200	15,480	16,740	92,790	104,040	128,340	110,520	104,400
大谷記念美術館	30,060	17,280	6,480	0	0	0	0	0	0
プール	19,850	25,550	27,300	28,100	24,900	36,900	30,000	30,600	18,400
スケート	30,900	9,600	10,300	5,900	2,350	850	5,400	3,800	4,600
スキー	17,675	49,038	25,888	38,350	37,288	21,908	5,965	31,860	24,237

項目/年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
菓業鳴尾浜プール	7,800	0	0	0	0	0	0	0	0
春日農園	3,040	6,600	6,040	4,720	7,120	7,640	8,800	0	0
海釣公園	4,400	2,400	1,700	1,540	2,640	0	0	0	0
海遊館	53,190	27,630	45,270	32,220	43,500	4,500	16,500	28,000	21,500
やまとの湯	336,980	247,080	237,800	196,620	91,640	0	0	0	0
姫路セントラルパーク	0	0	0	0	0	0	1,800	3,000	4,600
京都水族館	0	0	0	0	0	1,840	2,200	6,900	2,680
リゾ鳴尾浜	945,000	945,000	945,000	945,000	945,000	972,000	972,000	972,000	972,000
旅行補助	738,500	1,041,500	1,111,500	1,041,000	1,289,000	1,136,500	1,131,000	990,500	1,033,000
バスツアー	235,000	255,500	179,000	72,200	178,500	84,800	72,000	54,500	83,500
貸付保証料助成	0	0	0	0	0	0	0	0	0
パンフレット	92,400	0	78,120	0	84,000	0	79,488	0	35,640
全福センター分担金	0	0	0	0	0	0	0	0	100,000
その他	435,599	957,890	857,806	551,527	690,736	581,439	1,014,344	573,288	1,400,500
合計	23,927,384	24,377,530	23,610,316	19,735,964	23,332,073	21,911,695	22,786,150	22,521,780	22,297,629

### 【 予算科目ごと内訳 】

項目/年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
報償費	57,500	0	40,000	150,000	80,000	96,000	120,000	120,000	120,000
旅費	17,640	15,920	32,210	7,020	11,060	34,000	1,560	0	0
消耗品	507,625	485,753	612,484	663,273	509,605	208,469	183,912	229,446	180,854
食料費	21,598	4,014	14,331	145,772	17,888	13,152	15,748	16,559	17,291
印刷費	92,400	0	78,120	0	84,000	0	79,488	0	35,640
修繕料	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保険料	3,326	2,656	2,775	4,440	3,186	3,016	4,246	3,657	3,549
委託料	2,863,965	2,789,272	2,647,209	2,584,980	2,495,381	2,515,931	2,665,320	2,673,595	2,497,084
使用料	13,417,375	13,149,430	12,354,468	8,454,655	12,086,443	11,921,258	12,357,290	15,341,601	15,232,782
負担金	6,945,955	7,930,485	7,811,919	7,725,824	8,044,510	7,119,869	7,358,586	4,136,922	4,210,429
償還金及び割引料	0	0	16,800	0	0	0	0	0	0

## (2) 組織図と特別会計に計上する人件費の範囲

### ① 組織図



② 特別会計に計上する人件費の範囲

中小企業勤労者福祉共済事業特別会計には、労政課福祉共済チームの人件費を計上している。

(単位：人)

	特別会計	一般会計	合計
(労政課)			
福祉共済チーム	6 (3)	0	6 (3)
合計	6 (3)	0	6 (3)

(注) 平成 30 年 3 月 31 日現在。( ) は内書きにて、嘱託職員と臨時職員の合計人数を記載している。

(3) 歳入及び歳出決算額の推移 (過去 10 年程度)

① 決算収支状況

[歳入]

(単位：千円未満四捨五入)

科目 \ 年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
福祉共済掛金	57,316	54,015	53,718	53,497	52,837	52,452	52,741	53,315	53,265	53,648
財産収入	330	151	89	70	67	55	39	42	19	18
繰入金	64,470	66,130	61,492	58,308	59,118	60,081	59,680	60,289	65,369	71,688
繰越金	3,868	3,501	4,877	4,765	8,067	7,114	5,481	7,259	8,831	8,930
諸収入	10,117	8,813	9,215	7,741	6,782	7,126	6,212	6,608	9,213	8,710
合計	136,101	132,610	129,391	124,381	126,871	126,828	124,152	127,513	136,697	142,993

[歳出]

科目 \ 年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
福祉共済費	132,600	127,733	124,626	116,313	119,757	121,348	116,892	118,682	127,767	131,867
合計	132,600	127,733	124,626	116,313	119,757	121,348	116,892	118,682	127,767	131,867

[歳入-歳出]

区分 \ 年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
歳入歳出差引計	3,501	4,877	4,765	8,067	7,114	5,481	7,259	8,831	8,930	11,126

② 一般会計からの繰入金

(単位:千円未満四捨五入)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	対前年度比較
法定分計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他繰入金	職員の給与費	27,862	23,349	19,705	19,574	19,359	20,247	21,068	21,762	27,710	5,948
	職員3名	27,862	23,349	19,705	19,574	19,359	20,247	21,068	21,762	27,710	5,948
	事務経費	15,592	15,358	15,623	15,415	15,557	17,413	15,946	16,301	16,413	111
	報酬	9,590	9,634	9,709	9,756	9,832	10,006	10,185	10,440	10,750	310
	共済費	1,188	1,300	1,329	1,353	1,362	1,444	1,505	1,548	1,590	42
	旅費	6	7	1	-	13	2	1	4	13	9
	需用費	1,295	1,062	1,157	1,133	1,239	1,242	1,355	1,397	1,303	△94
	役務料	526	518	411	489	531	612	628	601	489	△112
	委託料	1,910	1,760	1,947	1,606	1,512	3,159	1,434	1,466	1,504	38
	使用料及び賃借料	1,027	1,019	1,019	1,019	1,019	891	763	763	763	-
	備品購入費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	負担補助金	50	50	50	50	50	50	75	75	-	△75
	公課費	-	8	-	-	8	-	7	-	7	△7
	事業費	9,478	9,374	9,481	9,848	10,669	9,163	9,400	11,459	11,428	△31
	短時間従業員継続慰労金	271	299	259	236	283	201	280	240	278	38
永年勤続慰労金	1,589	1,720	1,750	1,981	1,631	1,646	1,958	1,954	2,078	124	
退職慰労金	7,618	7,355	7,473	7,630	8,755	7,315	7,163	9,265	9,073	△193	
その他繰入金計	49,518	52,932	48,081	44,809	44,836	45,585	46,822	46,414	49,523	55,551	6,028
合計	49,518	52,932	48,081	44,809	44,836	45,585	46,822	46,414	49,523	55,551	6,028

(注) 平成20年度については、西宮市文書取扱規程に定める決算関係書の保存期間(1年)を超えており、その他繰入金の各科目金額は不明であるとのこと。



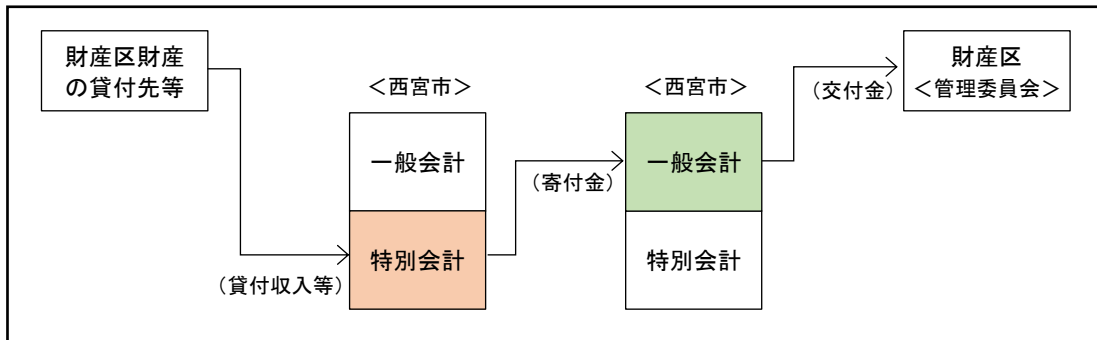
## 6. 鳴尾外財産区特別会計

### (1) 事業概要

#### ① 事業内容

西宮市財産区において、財産区財産の運用による収入等がある場合に、当該収入等を財産区財産の維持管理のために直接執行するのではなく、財産区特別会計を設け、いったん特別会計から一般会計に寄附し、これをあらためて一般会計から地区団体の管理委員会に対して、使用目的を財産区の維持管理費等に限定し、市の事業として補助金等の取扱に関する規則に基づき地区自治団体運営交付金を支出している。

#### 【 財産区財産の運用に係る財務処理の流れ 】



#### ② 事業の根拠法令及び条例

本特別会計を設定した経緯については、資料が存在しないためその詳細は不明であるが、地方自治法第294条第3項において、「財産区の収入及び支出については会計を分別しなければならない」と規定されており、必ずしも特別会計を設置する必要はないが、特別会計によることが望ましいとされていることや、市の上級庁である兵庫県府の通知（昭和43年6月14日付兵庫県総務部長通知）においても「財産区の運営上生ずる収入及び支出は、市町の歳入歳出予算に編入し、かつ、その会計を分別しなければならない」とされており、会計を分別するための経理方法として多くの自治体において採用されている特別会計経理を市でも採用したものと推察される。

なお、他の経理方法を採用した場合の経理処理方法については、特別会計経理以外の経理方法を採用している自治体の例が少ないため言及できないが、後述の三田市の経理方法などはその一例であると考えられる。

### 【参考】三田市の例～議会制の財産区について～

三田市には、議会制の財産区が1区のみ存在している。

地方自治法第295条の規定により、財産区の事務が複雑のため又は極めて一局部のため、市町村の議会が議決の任に当たることが真に財産区の事務を実情に即して処理するに適當でないと認められる場合など特に財産区固有の意思決定機関を設ける必要のある場合においては、財産区に議会を設けることができるとされている。

財産区の議会が設けられている場合、財産区に関する予算、一時借入金、使用料、手数料等の徴収等は、財産区の議会で議決することとなり、当該市町村の議会は議決（上述の権限を行使）することができない。

地方自治法第294条第3項の規定により、財産区に関する限り、その収支を明確にし、市町村の会計と分別して経理することが要求されるが、三田市の例のような議会制の財産区に関して、市町村の議会の議決が及ばず、市町村の会計と分別される場合は、特別会計を設ける必要はないものと考えられる。

なお、財産区の収入に関して、当該市町村の監査委員は監査することができることになっており、監査結果の報告は、財産区の議会に対して行われる。

### ③ 事業の沿革

財産区が設立された経緯等の詳細については、資料が存在しないため不明だが、財産区有の山林やため池などの財産は、明治22年の市制町村制施行以前から、旧来の農村・集落の住民により維持・管理され、使用されてきたものであり、明治22年の市制町村制施行当時から現存するすべての財産区が設立されていたものと推測される。

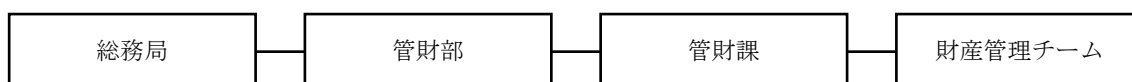
なお、戦前に設立された当該財産区は、戦後の地方自治法（昭和22年）において特別地方公共団体として引き継がれることになり、旧財産区として位置づけられている。これに対して、町村合併促進法（昭和28年）の制定により、合併による新市町への移転を望まない市町村のためにその設立が認められた当該市町村を単位とする財産区は新財産区として位置づけられている。

西宮市では、地方自治法に定める財産区の議会や管理会などを設けていない財産区の財産から生じる収入の取扱について必要な事項を定め、財産区運営の円滑化を図るため、平成9年に「財産区の財産収入の取扱

いに関する基準」を、また、管理委員会に対する支出の根拠を明確にするために、平成 20 年に「西宮市地区自治団体運営交付金要綱」をそれぞれ定め、適正な事務にあたっている。

(2) 組織図と特別会計に計上する人件費の範囲

① 組織図



② 特別会計に計上する人件費の範囲

鳴尾外財産区特別会計には、人件費を計上していない。

(単位：人)

	特別会計	一般会計	合計
(管財課)			
財産管理チーム	0 (0)	3 (1)	3 (1)
合計	0 (0)	3 (1)	3 (1)

(注) 平成 30 年 3 月 31 日現在。( ) は内書きにて、嘱託職員と臨時職員の合計人数を記載している。

### (3) 歳入及び歳出決算額の推移（過去10年程度）

#### ① 決算収支状況

〔歳入〕 (単位:千円未満四捨五入)

科目	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
鳴尾財産区収入		16,533	16,533	16,533	16,533	16,535	16,535	16,535	16,535	16,535	16,535
上大市外4区有財産区収入		6,409	6,409	5,511	5,511	5,513	5,013	5,013	4,714	4,713	4,713
越木岩財産区収入		2,200	2,200	2,200	2,200	2,886	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
上瓦林財産区収入		300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
上新田財産区収入		900	900	900	900	900	900	900	900	900	900
門戸財産区収入		-	-	-	-	-	174	239	1,296	-	-
合計		26,342	26,342	25,444	25,444	26,134	25,122	25,187	25,944	24,648	24,648

〔歳出〕

科目	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
鳴尾財産区収入		16,533	16,533	16,533	16,533	16,535	16,535	16,535	16,535	16,535	16,535
上大市外4区有財産区収入		6,409	6,409	5,511	5,511	5,513	5,013	5,012	4,714	4,713	4,713
越木岩財産区収入		2,200	2,200	2,200	2,200	2,886	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
上瓦林財産区収入		300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
上新田財産区収入		900	900	900	900	900	900	900	900	900	900
門戸財産区収入		-	-	-	-	-	174	239	1,296	-	-
合計		26,342	26,342	25,444	25,444	26,134	25,122	25,186	25,944	24,648	24,648

〔歳入-歳出〕

科目	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
歳入歳出差引計		-	-	-	-	-	-	1	-	-	-

#### ② 一般会計からの繰入金

地方自治法第294条第2項において、「(財産区有の)財産又は公の施設に関し特に要する経費は、財産区の負担とする」ことが規定されており、一般会計からの繰入れは行われていない。なお、財産区の負担する経費は、管理及び処分又は廃止に要する一切の費用ではなく、市の一般職員が維持管理等の対応に当たった場合などの費用は一般会計が負担することになる。

## 7. 集合支払費特別会計

### (1) 事業概要

#### ① 事業内容

西宮市の支払に属する公共料金について集合自動振替支払いを行うものである。但し、一部各課において支払いを行っているものもある。

#### ② 事業の根拠法令及び条例

地方自治法第2条第14項及び同条第15項

地方財政法第3条及び同法第4条

政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条第1項

西宮市公共料金集合自動振替払い実施要領

#### ③ 事業の沿革

年月	沿革
昭和44年	事業開始（現在に至る）

### (2) 組織図と特別会計に計上する人件費の範囲

#### ① 組織図



#### ② 特別会計に計上する人件費の範囲

庁舎管理課の業務の一環として、形式上、各課の予算を特別会計にて一括執行しているだけであるため、集合支払費特別会計には人件費を計上していない。

(単位：人)

	特別会計	一般会計	合計
(庁舎管理課)			
課長	0	1	1
管理第1チーム	0	3 (1)	3 (1)
合計	0	4 (1)	4 (1)

(注) 平成30年3月31日現在。( )は内書きにて、嘱託職員と臨時職員の合計人数を記載している。

### (3) 歳入及び歳出決算額の推移（過去10年程度）

#### ① 決算収支状況

[歳入]

(単位:千円未満四捨五入)

科目	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
繰替金収入		1,941,926	1,733,147	1,766,085	1,761,242	1,757,417	1,887,612	1,915,568	1,747,110	1,729,153	1,761,873
合計		1,941,926	1,733,147	1,766,085	1,761,242	1,757,417	1,887,612	1,915,568	1,747,110	1,729,153	1,761,873

[歳出]

科目	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
集合支払費		1,941,926	1,733,147	1,766,085	1,761,242	1,757,417	1,887,612	1,915,568	1,747,110	1,729,153	1,761,873
合計		1,941,926	1,733,147	1,766,085	1,761,242	1,757,417	1,887,612	1,915,568	1,747,110	1,729,153	1,761,873

[歳入-歳出]

区分	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
歳入歳出差引計		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1) 歳入は各課の一般会計より、電気使用料、ガス使用料、水道使用料及び電話使用料の全額を集合支払費繰替金収入にて繰替している。

(注2) 歳出はガス使用料、水道使用料及び電話使用料については、特段大きな増減はないが、電気使用料については、関西電力の値上げを受けていたが、高圧電力の自由化が進み、近年は減額傾向にある。

#### ② 一般会計からの繰入金

該当なし。

## 8. 公共用地買収事業特別会計

### (1) 事業概要

#### ① 事業内容

##### <庁舎用地先行取得>

第二庁舎建設のため、建設予定地となる西宮区検察庁跡地を買収するにあたり、公共用地先行取得債を活用するため特別会計にて先行取得したものである。

##### <道路用地買収>

街路事業等の円滑な進捗を図るため、都市計画道路予定地等の周辺住民あるいは都市計画道路予定地等の地権者に対して、起業地の買収に併せて道路残地等の買収を行う。

あわせて、取得済道路用地の適切な維持管理等により周辺環境を保全する。

なお、従前は公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地開発公社による先行買収の償還金を歳出としていたが、平成24年度以降はその手法は採用していない。

##### <市街地整備用地買収>

市街地整備課所管事業における用地の買収、市街地整備課所管用地の売却、貸付、維持管理を行うものである。

#### ② 事業の根拠法令及び条例

##### <庁舎用地先行取得>

- ・平成27年度地方債同意等基準運用要綱第一―2-1-(1)-(7)-ア-(ア)

##### <道路用地買収>

- ・土地収用法
- ・公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱 第42条の2
- ・公共用地の取得に伴う損失補償基準 第54条の2
- ・公有地の拡大の推進に関する法律

##### <市街地整備用地買収>

該当なし。

③ 事業の沿革

<庁舎用地先行取得>

年月	沿革
平成 28 年 3 月	国と西宮区検察庁跡地の売買契約を締結、所有権移転

<道路用地買収>

年月	沿革
昭和 39 年	西宮市特別会計条例において、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 209 条第 2 項の規定により、公共用地買収事業の特別会計を設置。
平成 23 年 4 月 4 日	西宮市土地開発公社より「土地開発公社の経営健全化計画に基づく土地売買契約等の締結について」の依頼があり、平成 23 年度予算で債務負担行為に係る後年度負担分を一括償還。以降、平成 24 年度より土地開発公社による先行買収の償還金の手法は不採用。

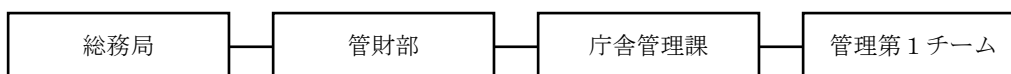
<市街地整備用地買収>

年月	沿革
昭和 39 年	西宮市特別会計条例において、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 209 条第 2 項の規定により、公共用地買収事業の特別会計を設置。

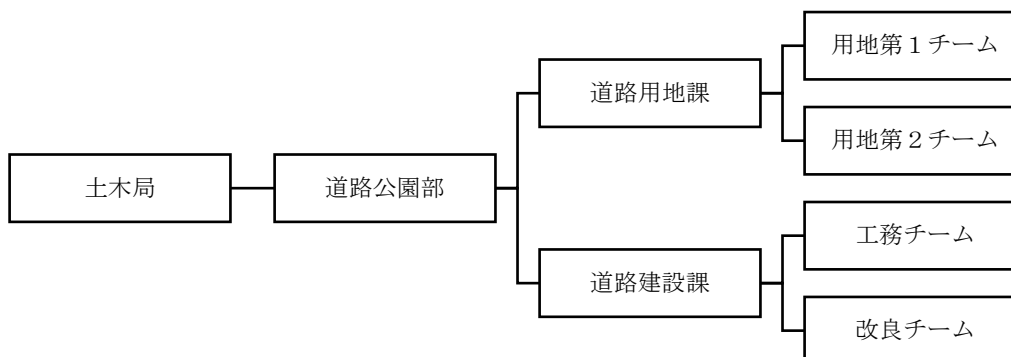
(2) 組織図と特別会計に計上する人件費の範囲

① 組織図

<庁舎用地先行取得>

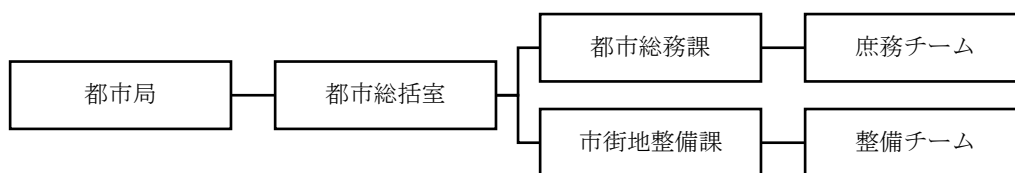


<道路用地買収>





<市街地整備用地買収>



② 特別会計に計上する人件費の範囲

公共用地買収事業特別会計には、人件費を計上していない。

(庁舎用地先行取得)

(単位：人)

	特別会計	一般会計	合計
(庁舎管理課)			
課長	0	1	1
管理第1チーム	0	3 (1)	3 (1)
合計	0	4 (1)	4 (1)

(注) 平成30年3月31日現在。( )は内書きにて、嘱託職員と臨時職員の合計人数を記載している。

(道路用地買収)

(単位：人)

	特別会計	一般会計	合計
(道路用地課)			
課長	0	1	1
用地第1チーム	0	1 (1)	1 (1)
用地第2チーム	0	5 (1)	5 (1)
(道路建設課)			
課長	0	1	1
工務チーム	0	4 (1)	4 (1)
改良チーム	0	4	4
合計	0	16 (3)	16 (3)

(注) 平成30年3月31日現在。( )は内書きにて、嘱託職員と臨時職員の合計人数を記載している。

(市街地整備用地買収)

(単位：人)

	特別会計	一般会計	合計
(都市総務課)			
庶務チーム	0	2	2
(市街地整備課)			
整備チーム	0	3	3
合計	0	5	5

(注) 平成 30 年 3 月 31 日現在。( ) は内書きにて、嘱託職員と臨時職員の合計人数を記載している。

(3) 歳入及び歳出決算額の推移 (過去 10 年程度)

① 決算収支状況

[歳入] (単位：千円未満四捨五入)

科目	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
庁舎用地先行取得事業収入		-	-	-	-	-	-	-	390,000	534	1,065
住環境整備用地買収事業収入		2,229	2,185	-	-	-	-	-	-	-	-
道路用地買収事業収入		252,189	192,288	165,724	230,300	98,068	97,484	125,744	118,694	89,737	53,628
市街地整備用地買収事業収入		410	4,519	28,835	43,931	2,340	1,791	4,571	11,050	1,457	19,500
合計		254,828	198,992	194,559	274,231	100,408	99,275	130,315	519,744	91,728	74,193

[歳出]

科目	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
庁舎用地先行取得事業費		-	-	-	-	-	-	-	390,000	534	1,065
住環境整備用地買収事業費		2,229	2,185	-	-	-	-	-	-	-	-
道路用地買収事業費		252,188	192,288	157,748	230,300	98,068	97,484	125,744	118,694	89,737	42,405
市街地整備用地買収事業費		411	4,519	10,068	41,740	705	1,781	4,221	11,049	1,457	18,725
合計		254,828	198,992	167,816	272,040	98,773	99,265	129,965	519,743	91,728	62,195

[歳入-歳出]

科目	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
歳入歳出差引計		-	-	26,743	2,191	1,635	10	350	1	-	11,998

② 一般会計からの繰入金

(単位：千円未満四捨五入)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	対前年度比較
法定分計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
繰入金	252,728	173,211	-	221,445	96,973	87,772	125,454	235,192	90,634	42,698	△47,936
その他繰入金	-	-	-	-	-	-	-	117,000	534	1,065	531
庁舎用地先行取得事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
住環境整備用地買収事業	1,313	1,223	-	-	-	-	-	-	-	-	-
道路用地買収事業	251,147	167,618	-	221,445	96,973	87,772	125,454	118,192	89,617	41,633	△47,984
市街地整備用地買収事業	268	4,370	-	-	-	-	-	-	483	-	△483
その他繰入金計	252,728	173,211	-	221,445	96,973	87,772	125,454	235,192	90,634	42,698	△47,936
合計	252,728	173,211	-	221,445	96,973	87,772	125,454	235,192	90,634	42,698	△47,936

## 9. 市街地整備事業特別会計

### (1) 事業概要

#### ① 事業内容

土地区画整理法に基づき都市計画区域内の土地について、道路、公園等の公共施設の整備及び宅地の利用増進を図るために行う、土地の区画形質の変更や公共施設の整備に関する事業である。

#### ② 事業の根拠法令及び条例

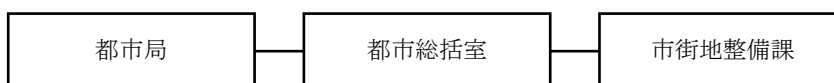
土地区画整理法等

#### ③ 事業の沿革

平成 18 年に換地処分を行った段上特定土地区画整理事業を最後に当特別会計は使用されていない。

### (2) 組織図と特別会計に計上する人件費の範囲

#### ① 組織図



(注) 市街地整備課において、担当者は置かれていない。

#### ② 特別会計に計上する人件費の範囲

該当なし

### (3) 歳入及び歳出決算額の推移（過去 10 年程度）

#### ① 決算収支状況

#### ② 一般会計からの繰入金

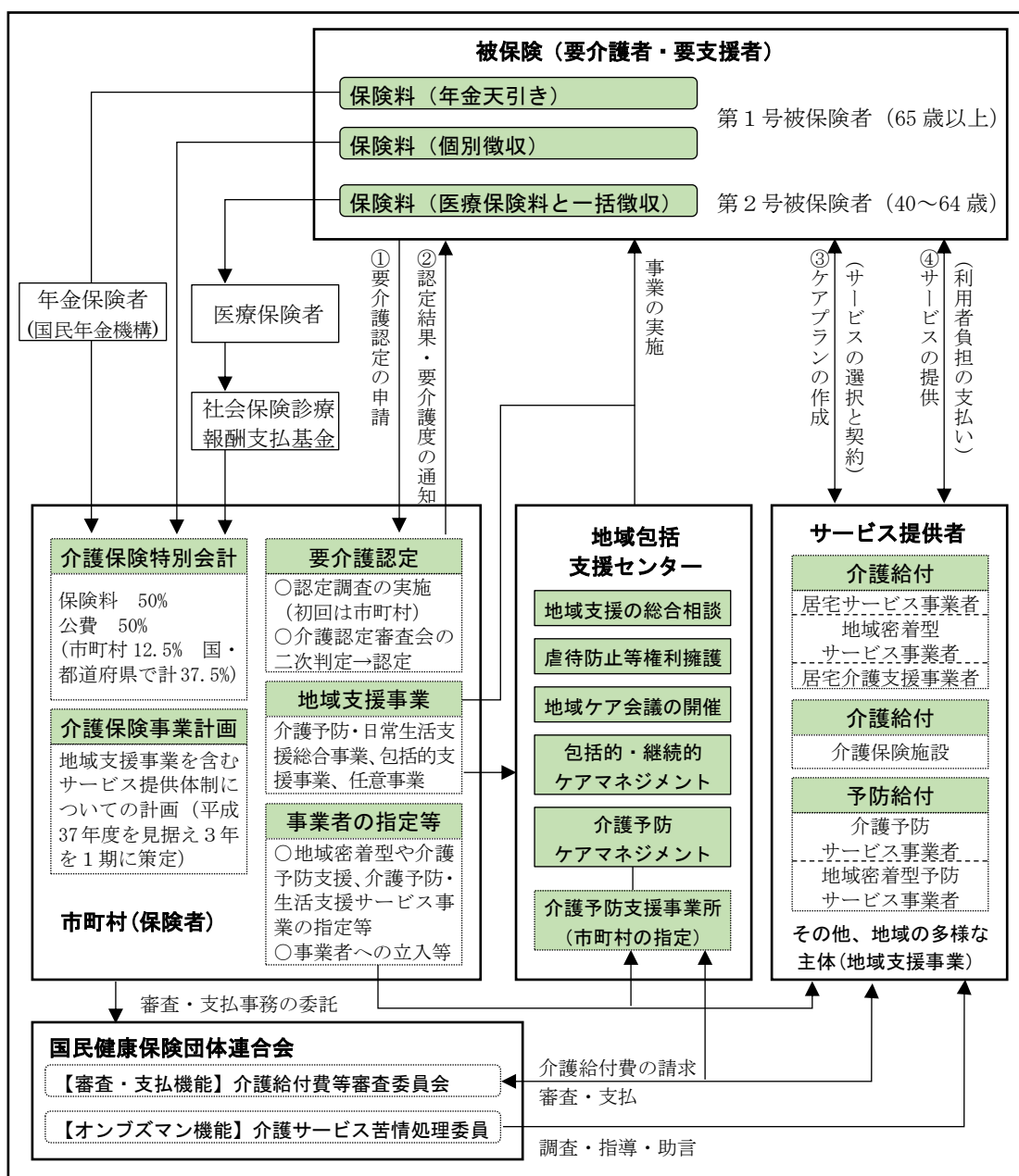
平成 29 年度歳入歳出決算書によると、歳入歳出ともに予算実績はゼロであった。市街地整備課の見解によると、「当該事業に係る最後の換地処分が、平成 18 年に行われたため、それ以前は歳入歳出があったものと思われるが、決算関係書の保存年限をこえており詳細は不明。」とのことであった。

## 10. 介護保険特別会計

### (1) 事業概要

#### ① 事業内容

当会計は介護保険法に基づき、西宮市が保険者となり制度運営を行っている。制度の全体像は、下表のとおりである。



② 事業の根拠法令及び条例

介護保険法

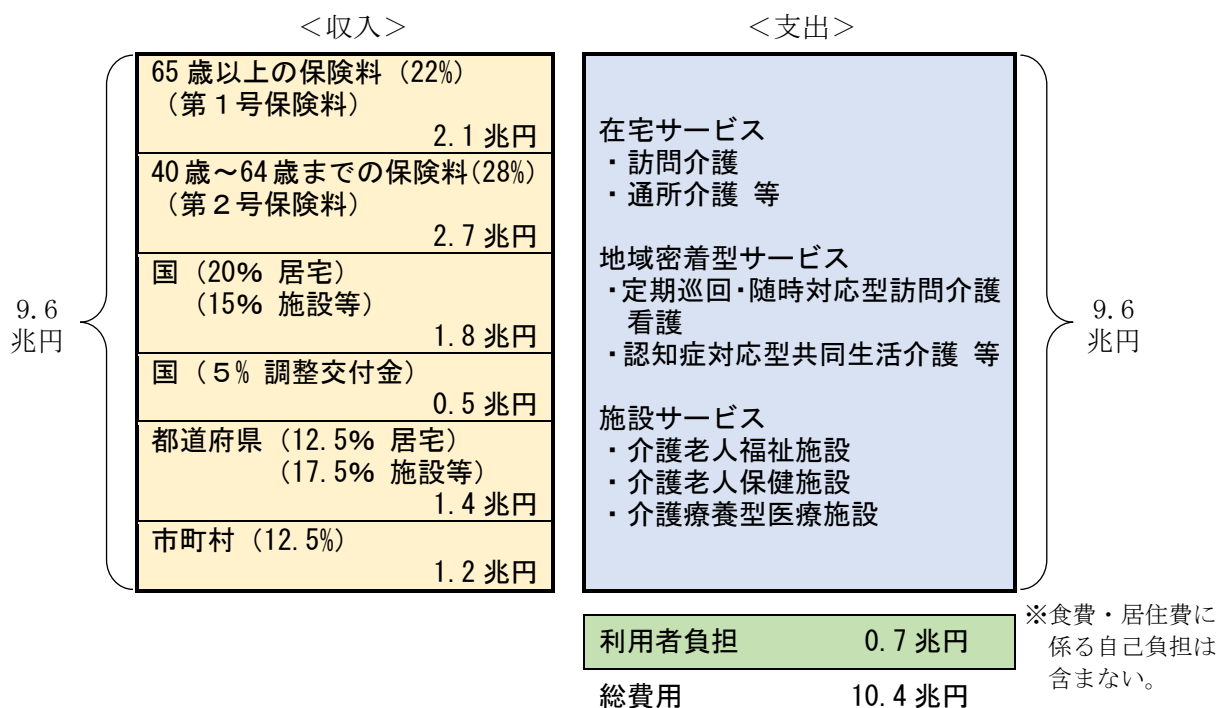
西宮市介護保険条例

③ 事業の沿革

年月	沿革
平成 12 年 4 月 1 日	介護保険法施行
平成 17 年 4 月 1 日	施設給付の見直し（食費・居住費を保険給付の対象外に。所得の低い方への補足給付）
平成 18 年 4 月 1 日	介護予防の重視（要支援者への給付を介護予防給付に。介護予防ケアマネジメントは地域包括支援センターが実施。介護予防事業、包括的支援事業などの地域支援事業の実施） 地域密着サービスの創設、介護サービス情報の公表、負担能力をきめ細かく反映した第 1 号被保険者の設定
平成 21 年 5 月 1 日	介護サービス事業者の法令遵守等の業務管理体制整備。休止・廃止の事前届出制。休止・廃止時のサービス確保の義務化
平成 24 年 4 月 1 日	地域包括ケアの推進。24 時間対応の定期巡回・臨時対応サービスや複合型サービスの創設。介護予防・日常生活支援総合事業の創設。介護療養病床の廃止期限の猶予（交付日） 介護職員によるたんの吸引等。有料老人ホーム等における前払金の返還委関する利用者保護 介護保険事業計画と医療サービス、住まいに関する計画との調和。地域密着型サービスの公募・選考による指定を可能に。各都道府県の財政安定化基金の取り崩し
平成 27 年 4 月 1 日	地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実（在宅医療・介護連携、認知症施策の推進） 全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化 低所得の第 1 号被保険者の保険料の軽減割合を拡大
平成 27 年 8 月 1 日	一定以上の所得のある利用者の自己負担を引き上げ（2 割負担の開始）
平成 30 年 4 月 1 日	自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進 地域共生社会の実現に向けた取組みの推進
平成 30 年 8 月 1 日	一定以上の所得のある利用者の自己負担を再引き上げ（3 割負担の開始）

(2) 国の介護保険の財政構成と規模

【 介護保険財政の全体像（平成 28 年度予算案ベース） 】



- ※ 数字は、それぞれにおいて四捨五入しているため、合計に一致しない。
- ※ 第 1 号保険料は、平成28年度の給付費に充てられる額を計上している。
- ※ 第 2 号保険料（介護納付金）は、この他に精算分として、▲450 億円（国庫負担（再掲）▲376 億円、都道府県負担（再掲）▲75 億円）がある。

（厚生労働省 老健局 総務課 「公的介護保険制度の現状と今後の役割」 より抜粋）

(3) 被保険者及び認定者数の推移（過去 10 年間）

（単位：千円）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
被保険者数	88,180	90,398	91,819	94,822	99,411	103,569	107,217	109,942	112,138	113,906	
認定者数	合計	13,260	14,044	14,916	15,628	16,457	17,349	18,301	19,120	19,929	20,404
	要支援 1	2,881	2,853	2,983	3,289	3,590	3,835	4,000	3,957	4,232	4,341
	要支援 2	1,245	1,523	1,818	2,110	2,296	2,582	2,829	3,130	3,256	3,327
	要介護 1	2,518	2,697	2,828	2,803	3,031	3,236	3,478	3,702	3,902	4,084
	要介護 2	2,024	2,045	2,162	2,236	2,214	2,270	2,341	2,415	2,458	2,454
	要介護 3	1,840	1,957	1,992	2,035	2,209	2,370	2,425	2,598	2,703	2,727
	要介護 4	1,284	1,379	1,423	1,467	1,449	1,440	1,540	1,608	1,658	1,787
	要介護 5	1,468	1,590	1,710	1,688	1,668	1,616	1,688	1,710	1,720	1,684

(4) 西宮市の介護保険料

① 平成 29 年度における保険料率

保険料段階 (保険料率)	対象者	年間保険料額
第 1 段階 (基準額×0.45)	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が 80 万円以下	28,100 円
第 2 段階 (基準額×0.625)	世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が 80 万円超 120 万円以下	39,000 円
第 3 段階 (基準額×0.75)	世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が 120 万円超	46,800 円
第 4 段階 (基準額×0.875)	本人が市民税非課税で世帯員に課税者があり、合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が 80 万円以下	54,600 円
第 5 段階 (基準額×1.00)	本人が市民税非課税で世帯員に課税者があり、合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が 80 万円超	62,400 円
第 6 段階 (基準額×1.125)	本人が市民税課税で合計所得金額が 120 万円未満	70,200 円
第 7 段階 (基準額×1.20)	本人が市民税課税で合計所得金額が 120 万円以上 190 万円未満	74,900 円
第 8 段階 (基準額×1.45)	本人が市民税課税で合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満	90,500 円
第 9 段階 (基準額×1.55)	本人が市民税課税で合計所得金額が 290 万円以上 400 万円未満	96,700 円
第 10 段階 (基準額×1.70)	本人が市民税課税で合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満	106,100 円
第 11 段階 (基準額×1.85)	本人が市民税課税で合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満	115,400 円
第 12 段階 (基準額×2.00)	本人が市民税課税で合計所得金額が 800 万円以上 1,000 万円未満	124,800 円
第 13 段階 (基準額×2.15)	本人が市民税課税で合計所得金額が 1,000 万円以上 1,500 万円未満	134,200 円
第 14 段階 (基準額×2.30)	本人が市民税課税で合計所得金額が 1,500 万円以上	143,500 円

② 西宮市の一人当たり保険料推移 (過去 10 年間)

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
西宮市の 1 人当たり 保険料	49,246	49,540	49,222	49,154	59,030	59,133	59,299	61,015	61,293	61,293

③ 他の全国中核市との比較（平成 29 年度）

【 第 6 期 第一号保険料（保険者別） 】

（単位：円）

都道府県名	保険者名	第 6 期保険料 基準額（月額）
北海道	函館市	5,300
北海道	旭川市	5,835
青森県	青森市	6,394
青森県	八戸市	5,900
岩手県	盛岡市	6,174
秋田県	秋田市	6,232
福島県	福島市	5,900
福島県	郡山市	5,027
福島県	いわき市	5,789
栃木県	宇都宮市	4,531
群馬県	前橋市	5,783
群馬県	高崎市	6,200
埼玉県	川越市	4,980
埼玉県	川口市	4,950
埼玉県	越谷市	4,490
千葉県	船橋市	4,960
千葉県	柏市	4,900
東京都	八王子市	5,408
神奈川県	横須賀市	5,200
石川県	金沢市	6,280
長野県	長野市	5,490
岐阜県	岐阜市	5,780
愛知県	豊橋市	4,800
愛知県	岡崎市	4,770
愛知県	豊田市	4,800
滋賀県	大津市	6,150
大阪府	豊中市	5,661

都道府県名	保険者名	第 6 期保険料 基準額（月額）
大阪府	高槻市	4,833
大阪府	枚方市	5,590
大阪府	八尾市	5,997
大阪府	東大阪市	5,829
兵庫県	姫路市	5,300
兵庫県	尼崎市	5,922
兵庫県	明石市	5,380
兵庫県	西宮市	5,200
奈良県	奈良市	4,924
和歌山県	和歌山市	6,600
和歌山県	串本町	5,460
鳥取県	鳥取市	6,225
島根県	松江市	5,848
岡山県	倉敷市	5,850
広島県	呉市	5,500
広島県	福山市	5,867
山口県	下関市	5,300
香川県	高松市	6,125
愛媛県	松山市	6,220
高知県	高知市	5,491
福岡県	久留米市	5,651
長崎県	長崎市	6,083
長崎県	佐世保市	5,722
大分県	大分市	5,994
宮崎県	宮崎市	5,480
鹿児島県	鹿児島市	5,766
沖縄県	那覇市	6,150

（5）1人当たりの平均給付月額（過去 10 年間）

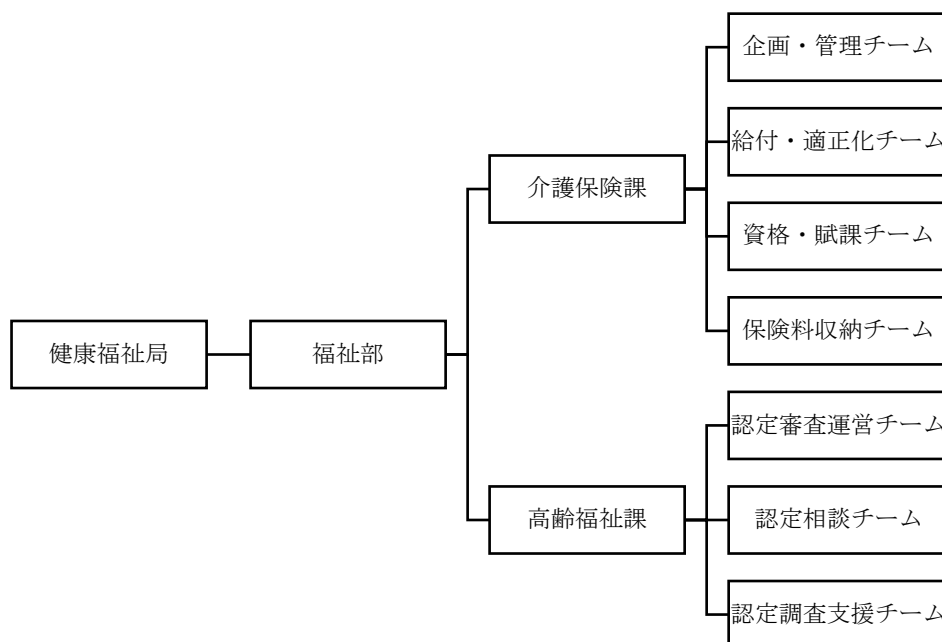
（単位：千円）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1人当たり の平均給付 月額	18,397	18,846	19,691	20,167	20,347	20,185	20,332	20,517	20,701	20,918



(6) 組織図と特別会計に計上する人件費の範囲

① 組織図



② 特別会計に計上する人件費の範囲

介護保険法に規定する介護保険事務、地域支援事業のうち、介護保険課及び高齢者福祉課の認定審査運営チーム、認定相談チーム、認定調査支援チームは介護保険事務のみを執行しており、下表のチームの職員人件費は特別会計において計上している。一方、高齢福祉課の高齢事業チームや他課は、地域支援事業を執行しているが、加えて一般会計に該当する事業も行っており、特別会計の人件費の範囲外としている。

(単位：人)

	特別会計	一般会計	合計
(介護保険課)			
企画・管理チーム	6 (1)	0	6 (1)
給付適正化チーム	5	0	5
資格・賦課チーム	5 (1)	0	5 (1)
保険料収納チーム	5 (2)	0	5 (2)
(高齢福祉課)			
認定審査運営チーム	6 (1)	0	6 (1)
認定相談チーム	8 (2)	0	8 (2)
認定調査支援チーム	20 (17)	0	20 (17)
合計	55 (24)	0	55 (24)

(注) 平成 30 年 3 月 31 日現在。( ) は内書きにて、嘱託職員と臨時職員の合計人数を記載している。

(7) 歳入及び歳出決算額の推移 (過去10年程度)

① 決算収支状況

[歳入] (単位:千円未満四捨五入)

科目	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護保険料		4,266,480	4,432,308	4,490,756	4,571,983	5,742,280	6,006,800	6,262,672	6,629,770	6,811,539	6,933,857
国庫支出金		4,548,141	4,532,480	4,788,287	5,013,749	5,245,603	5,585,702	5,805,991	5,948,931	6,256,520	6,726,187
支払基金交付金		6,059,350	6,123,274	6,566,641	6,808,831	6,933,874	7,147,879	7,467,317	7,502,280	7,888,327	8,195,112
県支出金		2,932,961	3,067,590	3,254,800	3,376,174	3,681,240	3,656,243	3,814,999	3,950,376	4,098,235	4,348,278
財産収支		2,664	2,169	1,319	946	746	759	755	990	540	570
基金繰入金		-	135,902	129,251	322,455	-	-	-	-	-	-
一般会計繰入金		3,065,299	3,200,899	3,341,357	3,550,468	3,711,474	3,783,154	3,891,005	4,119,128	4,267,068	4,517,949
繰越金		171,950	299,042	231,867	128,010	70,704	160,666	350,256	410,548	345,668	574,578
諸収入		30,317	31,710	31,218	23,024	18,240	11,278	12,706	11,513	12,117	18,861
合計		21,077,164	21,825,375	22,835,496	23,795,640	25,404,162	26,352,481	27,605,701	28,573,536	29,680,015	31,315,393

[歳出]

科目	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総務費		610,454	604,285	590,131	675,078	681,315	648,370	619,592	639,523	658,397	719,902
保険給付費		19,125,628	20,233,555	21,557,343	22,509,462	23,751,156	24,605,317	25,767,839	26,751,902	27,606,813	28,396,160
財政安定化基金拠出金		17,754	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域支援事業費		437,860	439,829	429,207	417,336	327,988	311,299	333,663	404,753	469,448	1,217,900
基金積立金		532,513	116,225	27,431	946	410,437	387,510	348,302	353,363	312,257	372,407
諸支出金		53,914	199,613	103,374	122,114	72,600	49,729	125,756	78,327	58,521	221,574
合計		20,778,122	21,593,507	22,707,486	23,724,936	25,243,496	26,002,225	27,195,152	28,227,868	29,105,437	30,927,943

[歳入-歳出]

区分	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
歳入歳出差引計		299,042	231,867	128,010	70,704	160,666	350,256	410,548	345,668	574,578	387,449

② 一般会計からの繰入金

(単位:千円未満四捨五入)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	対前年度比較
介護給付費	2,390,028	2,527,925	2,683,663	2,813,088	2,968,888	3,075,480	3,220,854	3,343,751	3,450,641	3,549,112	98,471
低所得者ほ種料軽減事業費								69,713	70,141	70,324	183
地域支援介護予防事業費	21,128	20,122	18,700	18,726	3,883	2,600	2,976	6,512	6,438	-	△6,438
地域支援包括的支援等事業費	54,395	54,516	54,812	54,192	57,388	57,529	60,454	68,712	81,423	-	△81,423
地域支援事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	184,886
介護予防・日常生活支援総合事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	92,728	92,728
除く介護予防・日常生活支援総合事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	92,158	92,158
職員給与費	238,824	273,311	281,595	276,298	321,662	295,385	240,449	245,596	243,508	232,122	△11,386
介護認定審査会等事務費	222,283	226,905	242,376	242,972	248,877	257,922	270,713	279,059	304,400	328,602	24,202
その他繰入金	138,642	98,120	60,212	145,191	110,777	94,238	95,559	105,785	110,518	152,903	42,385
法定分計	3,065,299	3,200,899	3,341,357	3,550,468	3,711,474	3,783,154	3,891,005	4,119,128	4,267,068	4,517,949	250,880
合計	3,065,299	3,200,899	3,341,357	3,550,468	3,711,474	3,783,154	3,891,005	4,119,128	4,267,068	4,517,949	250,880

## 11. 後期高齢者医療事業特別会計

### (1) 事業概要

#### ① 事業内容

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、75歳以上の人と一定の障害があると認定された65歳以上の人を対象とする医療保険制度である。

#### ② 事業の根拠法令及び条例

高齢者の医療の確保に関する法律  
西宮市後期高齢者医療に関する条例

#### ③ 事業の沿革

年月日	沿革
平成19年2月1日	兵庫県後期高齢者医療広域連合設立
平成19年3月29日	兵庫県後期高齢者医療広域連合第1次広域計画(平成20年4月～平成25年3月実施)策定
平成20年4月1日	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく後期高齢者医療制度施行 高額医療・高額介護合算療養費制度の開始 西宮市長寿(後期高齢者)健康診査開始
平成20年6月12日	厚生労働省が「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等」を実施 保険料軽減の特例措置 条件付きでの保険料納付方法の変更(特別徴収から口座振替へ)の受付を開始 後期高齢者の年齢に着目した診療報酬の凍結
平成20年10月	保険料納付方法の変更申出の要件が撤廃され、特別徴収・口座振替の選択制となる
平成21年11月 ～平成22年12月	厚生労働省の高齢者医療制度改革会議において、制度見直しについて議論
平成25年4月	兵庫県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画(～平成30年3月) 総合健康診断(人間ドック)受診費用助成事業開始
平成27年4月	兵庫県後期高齢者医療広域連合第1期データヘルス計画(～平成30年3月)実施
平成27年7月	西宮市長寿歯科健康診査開始
平成29年8月1日	高額療養費を見直し、70歳以上の自己負担限度額について、所得区分「一般」の外来12,000円を14,000円かつ年間上限144,000円、外来+入院44,400円を57,600円、多数回該当時は44,400円とし、「現役並み所得者」の外来44,400円を57,600円とする
平成30年4月	兵庫県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画(～平成35年3月)実施 兵庫県後期高齢者医療広域連合第2期データヘルス計画(～平成36年3月)実施

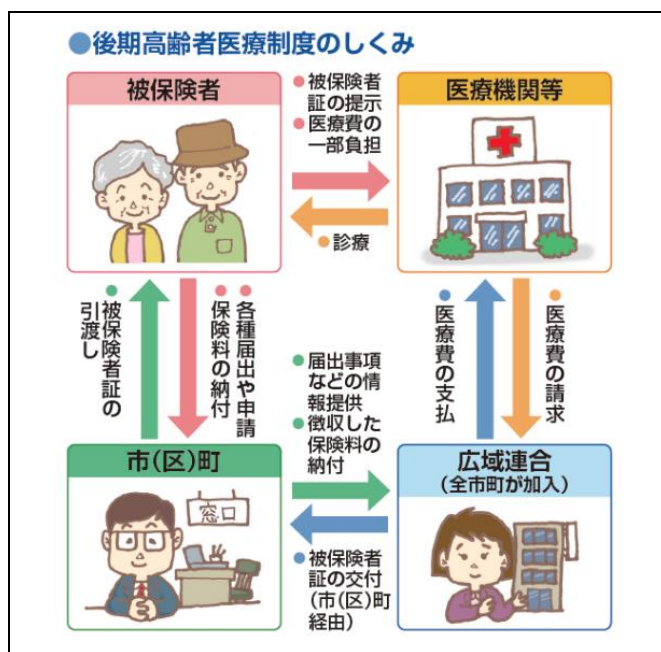
## (2) 後期高齢者医療制度の概要と財源

### ① 概要

後期高齢者医療制度の被保険者は75歳以上の人と65歳以上75歳未満の一定の障害があると認定された人である。制度の運営は、都道府県ごとに設置され、各都道府県内の全市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が主体となり、市町村と事務を分担する。

給付は、国民健康保険や被用者保険などと概ね同じしくみである。

#### 【 後期高齢者医療制度の概要 】



(出典：兵庫県後期高齢者医療広域連合「後期高齢者医療制度の概要（平成30年度版）」)

### ② 財源

医療給付に要する財源は、約5割が主に公費による負担、約4割が国民健康保険や被保険者保険など現役世代からの支援金、約1割が後期高齢者からの保険料によって賅われている。

#### 【 高齢者医療制度の仕組み 】

<制度の概要>

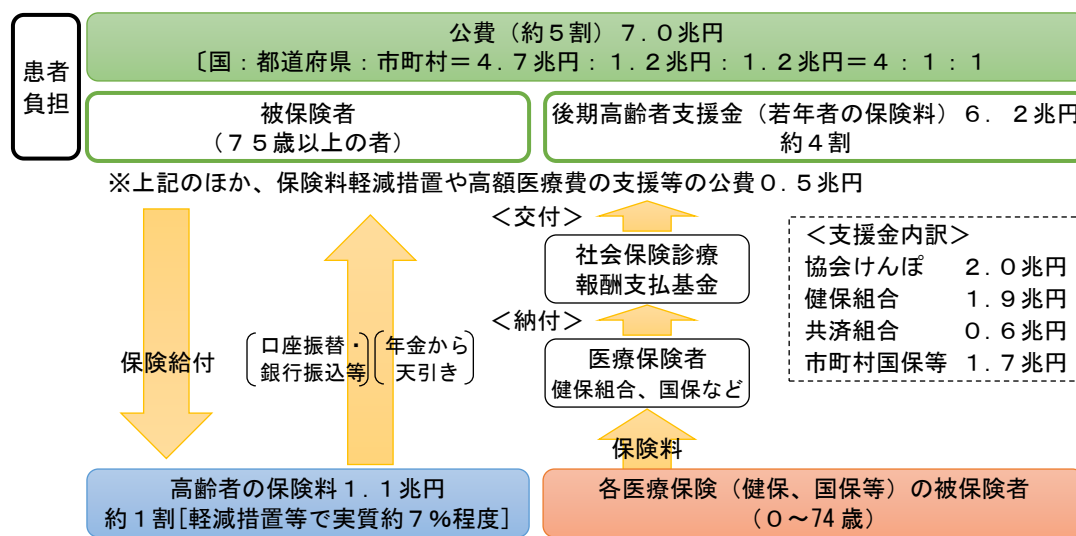
国保と被用者保険の二本立てで国民皆保険を実現しているが、所得が高く医療費の低い現役世代は被用者保険に多く加入する一方、退職して所得が下がり医療費が高い高齢期になると国保に加入するといった構造的な課題がある。このため、高齢者医療を社会全体で支える観点に立って、75歳以上について現役世代からの支援金と公費で約9割を賅うとともに、65歳～74歳について保険者間の財政調整を行う仕組みを設けている。

旧老人保健制度において「若人と高齢者の費用負担関係が不明確」といった批判があったことを踏まえ、75歳以上を対象とする制度を設け、世代間の負担の明確化等を図っている。

<後期高齢者医療制度の仕組み>

<b>対象者数</b>	75歳以上の高齢者 約1,610万人
<b>後期高齢者医療費</b>	16.0兆円 (平成27年度予算ベース) 給付費 14.8兆円 患者負担 1.2兆円
<b>保険料額 (平成26・27年度見込)</b>	全国平均 約5,670円/月 ※基礎年金のみを受給されている方は約370円/月

<全市町村が加入する広域連合>



(厚生労働省HP「後期高齢者医療制度について」より加工)

(3) 被保険者の状況

(平成30年3月末現在)

被保険者数	西宮市人口	割合
54,974	484,152	11.35%

(4) 西宮市の保険料

① 平成29年度における保険料率

均等割額 48,297円、所得割率 10.17%、賦課限度額 57万円

(参考：平成30・31年度)

均等割額 48,855円、所得割率 10.17%、賦課限度額 62万円

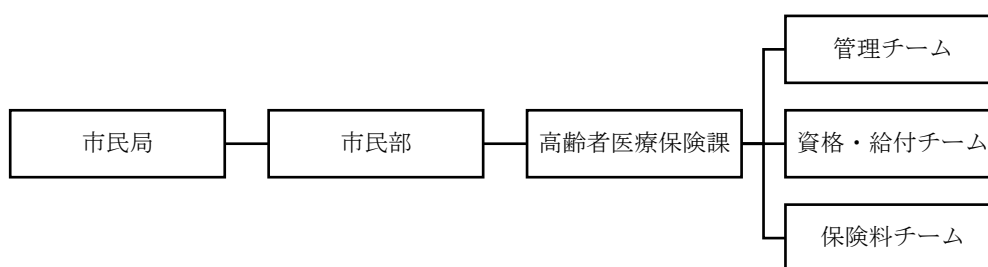
② 西宮市の一人当たり保険料推移（過去 10 年間）

（単位：円）

	一人当たり保険料額
平成 20 年度	94,284
平成 21 年度	88,975
平成 22 年度	87,525
平成 23 年度	86,693
平成 24 年度	93,183
平成 25 年度	92,355
平成 26 年度	95,992
平成 27 年度	93,740
平成 28 年度	95,880
平成 29 年度	95,554
平成 30 年度	97,242

（5）組織図と特別会計に計上する人件費の範囲

① 組織図



② 特別会計に計上する人件費の範囲

（単位：人）

	特別会計	一般会計	合計
（高齢者医療保険課）			
課長	1	0	1
管理チーム	5（1）	0	5（1）
資格・給付チーム	9（2）	0	9（2）
保険料チーム	10（5）	0	10（5）
合計	25（8）	0	25（8）

（注）平成 30 年 3 月 31 日現在。（ ）は内書きにて、嘱託職員と臨時職員の合計人数を記載している。

(6) 歳入及び歳出決算額の推移 (10年程度)

① 決算収支状況

[歳入] (単位:千円未満四捨五入)

科目	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
後期高齢者医療保険料		3,588,498	3,679,443	3,771,257	3,889,469	4,315,814	4,431,641	4,718,438	4,759,593	5,085,581	5,269,854
後期高齢者医療広域連合支出		41,636	47,389	53,783	58,375	84,875	121,015	130,783	137,931	150,026	152,708
国庫支出金		2,205	-	-	-	-	-	-	-	-	-
繰入金		802,965	865,939	876,489	899,909	977,283	1,010,015	1,077,088	1,130,784	1,201,079	1,277,703
繰越金		-	97,374	140,548	144,316	155,532	183,294	195,042	208,115	210,352	222,736
諸収入		47,468	43,266	42,774	38,661	38,939	37,847	38,900	37,916	37,460	38,244
合計		4,482,772	4,733,411	4,884,851	5,030,730	5,572,442	5,783,812	6,160,251	6,274,339	6,684,498	6,961,246

[歳出]

科目	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総務費		257,465	233,049	216,660	205,333	204,212	204,429	207,070	215,719	221,981	241,380
後期高齢者医療広域連合納付金		4,075,232	4,256,605	4,411,750	4,549,506	5,018,660	5,180,063	5,535,851	5,632,780	6,007,124	6,235,186
保健事業費		52,702	96,143	104,487	112,827	157,929	196,942	190,285	201,320	212,818	227,565
諸支出金		-	7,066	7,638	7,533	8,348	7,337	18,930	14,167	19,840	23,266
合計		4,385,398	4,592,863	4,740,535	4,875,198	5,389,149	5,588,770	5,952,136	6,063,987	6,461,763	6,727,397

[歳入-歳出]

区分	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
歳入歳出差引計		97,374	140,548	144,316	155,532	183,294	195,042	208,115	210,352	222,736	233,849

② 一般会計からの繰入金

(単位:千円未満四捨五入)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	対前年度比	
法定分	保険基盤安定繰入金	489,628	531,370	558,864	586,460	641,707	665,023	746,278	784,115	834,579	879,109	44,531
	保険基盤安定繰入金	489,628	531,370	558,864	586,460	641,707	665,023	746,278	784,115	834,579	879,109	44,531
	法定分計	489,628	531,370	558,864	586,460	641,707	665,023	746,278	784,115	834,579	879,109	44,531
その他繰入金	事務費繰入金	299,801	285,011	259,130	249,571	259,330	255,911	265,772	271,536	288,184	307,785	19,600
	広域連合事務費繰入金	86,660	82,480	77,582	78,715	84,595	79,212	84,999	82,673	92,758	93,296	538
	総務費繰入金	213,141	202,531	181,547	170,856	174,735	176,699	180,772	188,863	195,426	214,489	19,063
	保健事業繰入金	13,536	49,558	58,495	63,878	76,246	89,082	65,038	75,134	78,316	90,809	12,493
	後期高齢者健康診査事業費繰入金	13,536	49,558	58,495	63,878	76,246	89,082	65,038	75,134	78,316	90,809	12,493
その他繰入金計	313,337	334,569	317,625	313,449	335,576	344,993	330,810	346,669	366,500	398,594	32,094	
合計	802,965	865,939	876,489	899,909	977,283	1,010,015	1,077,088	1,130,784	1,201,079	1,277,703	76,624	

## 12. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

### (1) 事業概要

#### ① 事業内容

児童が高校等へ進学する場合の「就学支度資金」や授業料や就学に必要な「修学資金」、「技能習得資金」など 12 種類の資金を無利子又は低利で貸付ける事業である。

#### ② 事業の根拠法令及び条例

母子及び父子並びに寡婦福祉法

西宮市母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則

#### ③ 事業の沿革

年月	沿革
平成 20 年 4 月 1 日	西宮市が中核市に移行したことに伴う事務委譲により、西宮市の区域内に住所がある者に対して、兵庫県が有する母子及び寡婦福祉資金貸付金に係る債権が西宮市に譲渡される。
平成 26 年 10 月 1 日	「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正されたことにより、父子家庭も貸付の対象となる。それに伴い、特別会計名が「母子寡婦福祉資金貸付事業」から「母子父子寡婦福祉資金貸付事業」に変更となる。 (条例改正。平成 26 年 10 月 1 日施行)

### (2) 制度の概要と財源

20 歳未満の子供を養っている母子家庭の母や父子家庭の父、寡婦、父母のいない児童に対しての資金の貸付制度である。

子供の修学に必要な資金（修学資金、修学支度資金）や、技能習得資金、転宅資金など 12 種類の貸付がある。

歳入は、一般会計からの繰入金<sup>(※1)</sup>、貸付けの償還金、前年度繰越金（前年度の剰余金<sup>(※2)</sup>）及び国からの借入金からなっているが、平成 23 年度以降、西宮市では国からの借入は行っていない。

(※1) 法第 36 条第 4 項に、「貸付けに関する事務に要する費用の額は、～当該経費に充てるための一般会計からの繰入金の額～」とあり、基本的に一般会計からの繰入れを前提としている。

(※2) 法第 36 条第 3 項に、「都道府県は、毎年度の特別会計の決算上剰余金を生じたときは、これを当該年度の翌年度の特別会計の歳入に繰り入れなければならない。」と規定されている。



(3) 貸付金の種類と内容

母子父子寡婦福祉資金貸付金の種類は、次の表のとおり 12 種類ある。

【 母子父子寡婦福祉資金貸付金 】

資金名	内容	返済方法		利子
		償還期間	据置期間	
事業開始資金	事業を開始するに際して必要な資金の貸付	7年以内	貸付日から1年	連帯保証人がある場合は、 無利子  無い場合は、 年1.0%
事業継続資金	現に営んでいる事業を継続するために必要な資金の貸付	7年以内	貸付日から6ヶ月	
就職支度資金	就職するために必要な被服、履物等を購入する資金の貸付	6年以内	貸付日から1年	
医療介護資金	医療を受けるために必要な資金の貸付	5年以内	医療期間満了後 6ヶ月	
	介護を受けるため必要な資金の貸付		介護期間満了後 6ヶ月	
技能習得資金	就労のために必要な知識技能習得にかかる資金の貸付	20年以内	習得期間満了後 1年	
生活資金	技術を習う間、医療・介護を受ける間の生活に必要な資金の貸付	技術 20年以内 医療・介護 5年以内	技術・医療・介護 期間満了後 6ヶ月	
	母子・父子家庭となって7年未満の世帯の生活に必要な資金の貸付	8年以内	貸付期間満了後 6ヶ月	
	失業期間中の生活に必要な貸付	5年以内		
住宅資金	住宅の補修（増築・改築）等に必要な資金の貸付	6年以内	貸付日から6ヶ月	
	特別な場合	7年以内	貸付日から6ヶ月	
転宅資金	住居の移転に際し必要な資金の貸付	3年以内	貸付日から6ヶ月	
結婚資金	子どもの婚姻に際し必要な資金の貸付	5年以内	貸付日から6ヶ月	
就学支度資金	子どもが高校・大学・大学院等の入学の際に必要な資金の貸付	20年以内	卒業後6ヶ月	無利子
	専修学校（一般課程）	5年以内		
修業資金	子どもが知識・技能を得るために必要な資金の貸付	6年以内	習得期間満了後 1年	
修学資金	子どもが高校・大学・大学院等の就学に必要な資金の貸付	20年以内	卒業後6ヶ月	
	専修学校（一般課程）	5年以内		

(※) 償還期間には、据置期間を含まない。

(4) 貸付金別の利用状況推移

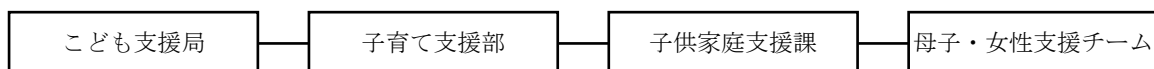
【 資金貸付状況 】

(単位：円)

区分 年度	修学資金		就学支度資金		技能習得資金		転宅資金		生活資金		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成 23年度	7	4,092,000	2	537,000	1	636,000			1	40,000	11	5,305,000
平成 24年度	5	2,904,000	1	145,000			1	129,200			7	3,178,200
平成 25年度	2	1,140,000	2	685,438							4	1,825,438
平成 26年度	1	540,000	4	1,307,000							5	1,847,000
平成 27年度	2	870,000	2	565,000	1	445,000	1	260,000			6	2,140,000
平成 28年度	5	1,842,000	2	490,000	1	480,000	2	404,500			10	3,216,500
平成 29年度	8	5,172,000			1	480,000					9	5,652,000

(5) 組織図と特別会計に計上する人件費の範囲

① 組織図



② 特別会計に計上する人件費の範囲

(単位：人)

	特別会計	一般会計	合計
(子供家庭支援課)			
母子・女性支援チーム	0	5 (2)	5 (2)
合計	0	5 (2)	5 (2)

(注) 平成 30 年 3 月 31 日現在。( ) は内書きにて、嘱託職員と臨時職員の合計人数を記載している。

(6) 歳入及び歳出決算額の推移 (10年程度)

① 決算収支状況

[歳入] (単位:千円未満四捨五入)

科目	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
繰入金	金	1,059	997	997	1,095	964	1,829	983	1,920	1,056	957
繰越金	金	-	18,844	34,226	49,170	63,736	43,847	24,771	18,490	21,116	26,601
諸収入		22,994	22,338	20,299	19,871	21,486	17,280	19,478	16,131	16,587	14,585
合計		24,053	42,179	55,522	70,136	86,185	62,956	45,233	36,541	38,760	42,142

[歳出]

科目	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		5,209	7,953	6,352	6,400	16,970	3,654	2,830	4,060	4,273	6,609
公債費		-	-	-	-	25,368	34,530	23,913	11,365	7,887	8,986
合計		5,209	7,953	6,352	6,400	42,338	38,185	26,743	15,425	12,159	15,595

[歳入-歳出]

科目	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
歳入歳出差引計		18,844	34,226	49,170	63,736	43,847	24,771	18,490	21,116	26,601	26,547

② 一般会計からの繰入金

(単位:千円未満四捨五入)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	対前年度比較
法定分											
事務費充当分	1,059	997	997	1,095	964	1,829	983	1,920	1,056	957	△100
法定分計	1,059	997	997	1,095	964	1,829	983	1,920	1,056	957	△100
その他繰入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,059	997	997	1,095	964	1,829	983	1,920	1,056	957	△100

### 第3章 包括外部監査の指摘事項及び意見

包括外部監査の結果、特別会計の財務事務の執行に関して、**合規性、透明性、公平性、合理性等の観点に照らし問題があると判断されるものを「指摘事項」として記載している。**

また、監査の結果として指摘するまでには至らないが、**特別会計の財務事務を効果的・効率的に実施するための改善提案を「意見」として記載している。**

本章の構成としては、次頁表のとおり、83 頁以下の **I. に総評を記載した上で、93 頁以下の II. <指摘事項及び意見>には、1. 特別会計全般に関する事項、2. 各特別会計に関する事項についての問題を取り上げ、指摘事項及び意見を記載している。**

なお、包括外部監査において実施した監査手続は、財務諸表監査における一般に公正妥当と認められる監査手続とは異なるものである。従って、本報告書は、各特別会計の予算書及び決算書のいかなる項目に対しても、適正性に関する保証を提供するものではない。

【 第 3 章の構成 】

I. 総評	83 頁
II. 指摘事項及び意見	93 頁
1. 特別会計全般に関する事項	93 頁
(1) 特別会計の廃止の検討の必要性	93 頁
【指摘事項－1】	
【意見－1】	
(2) 繰越金の取扱いについて	95 頁
【指摘事項－2】	
【意見－2】	
(3) 基金の取扱いについて	97 頁
【指摘事項－3】	
【意見－3】	
(4) 特別会計に計上する人件費の範囲について	99 頁
【指摘事項－4】	
【意見－4】	
(5) 委託業務について	101 頁
【指摘事項－5】	
【意見－5】	
(6) 滞納者に対する督促・徴収業務に係る情報の連携化について	103 頁
【指摘事項－6】	
【意見－6】	
(7) 決算関係書の保存年限について	105 頁
【指摘事項－7】	
【意見－7】	

## 2. 各特別会計に関する事項

- (1) 国民健康保険特別会計 ..... 107 頁

【指摘事項－8】  
【意見－8】

- (2) 食肉センター特別会計 ..... 110 頁

【指摘事項－9】～【指摘事項－12】  
【意見－9】～【意見－11】

- (3) 農業共済事業特別会計 ..... 121 頁

【指摘事項－13】  
【意見－12】

- (4) 区画整理清算費特別会計 ..... 123 頁

【意見－13】

- (5) 中小企業勤労者福祉共済事業特別会計 ..... 124 頁

【指摘事項－14】～【指摘事項－16】  
【意見－14】～【意見－16】

- (6) 鳴尾財産区特別会計 ..... 129 頁

指摘事項及び意見はなし

- (7) 集合支払費特別会計 ..... 130 頁

【指摘事項－17】  
【意見－17】

- (8) 公共用地買収事業特別会計 ..... 132 頁

指摘事項及び意見はなし

- (9) 市街地整備事業特別会計 ..... 133 頁

【指摘事項－18】  
【意見－18】

- (10) 介護保険特別会計 ..... 135 頁

【指摘事項－19】～【指摘事項－20】  
【意見－19】～【意見－21】

- (11) 後期高齢者医療事業 ..... 141 頁

【指摘事項－21】  
【意見－22】

- (12) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ..... 143 頁

【指摘事項－22】  
【意見－23】

## I. 総評

包括外部監査の対象は、**特別会計の財務事務の執行について**である。  
それぞれを監査した結果としての総評は以下のとおりである。

### 1. 特別会計全般に関する事項

#### (1) 特別会計の廃止の検討の必要性

西宮市では、現時点で廃止の検討を行うべき特別会計（集合支払費、市街地整備事業）、将来において廃止の検討を行うべき特別会計（農業共済事業、区画整理清算費）が存在する。特別会計の廃止は、担当課において検討可能な領域ではないものと考えられる。適切な部課において検討されるべきである。

#### (2) 繰越金の取扱いについて

西宮市の特別会計に計上されている繰越金は、平成 29 年度末現在 12 億円であり、平成 20 年度末と比較すると 10 億円増加している。

西宮市では、このように近年多額の繰越金が発生しているが、これらの具体的な処理方針が明確に示されていない。特別会計の繰越金のうち活用できる余地のある部分については、各事業の将来計画等を見据えた上で、将来どのように活用するべきかについての検討が必要である。

#### (3) 基金の取扱いについて

平成 29 年度末現在の特別会計の基金残高は、西宮市国民健康保険財政安定化基金が 2,771,362 千円、西宮市農業共済事業基金が 12,526 千円、西宮市中小企業勤労者福祉共済基金が 80,663 千円、西宮市介護給付費準備基金が 2,950,726 千円となっている。

特別会計の基金の積み立て及び処分は、要件が限定的に定められているが、その結果としての平成 29 年度末現在の基金残高が、適切な額と言えるのかどうかについては、十分な審議が行われていないのではないかと考えられる。各基金の設置目的、特別会計の事業の将来構想に照らして、将来の基金のあり方に関する検討を行う必要がある。

#### (4) 特別会計に計上する人件費の範囲について

西宮市では、特別会計に計上する人件費の範囲についての指針が明確に

示されておらず、特別会計の事業に関わる職員人件費を特別会計に計上している事例、一般会計に計上している事例があった。

西宮市では、受益と負担の関係や事業毎の収支をより明確にするために、厚生労働省通知を参考として、特別会計に計上する人件費の範囲についての指針を明確に示す必要がある。

#### (5) 委託業務について

国民健康保険特別会計における契約にて、例えば、国民健康保険被保険者証等の印刷業務（平成 29 年度に契約）は入札による印刷業者の選定を行い、当該保険証の封入・封緘業務（平成 29 年度に契約）を印刷業務にて契約した業者と特命随意契約を締結している事案があった。

このように「一連の契約事案」といえる複数の業務につき、片方の業務のみを競争入札にて業者選定を行い、残りの業務についても当該業者との特命随意契約を行った場合、後者の契約金額の検討結果が不透明となり、かつ「一連の契約事案」としては、入札時に選定された業者以外の業者が有利（最も安い）だった可能性も否めない。

複数の業務を「一連の契約事案」と捉えることが可能な契約については、当該業務を一括した総額ベースでの見積額をもって業者選定を行うべきである。

#### (6) 滞納者に対する督促・徴収業務に係る情報の連携化について

滞納整理では、滞納発生後すみやかに対応して滞納を長期化させないこと、そして、自主納付又は強制徴収により完納するか、滞納処分の執行停止等を経て不納欠損させることが原則である。

そのためには、事務の定型化・スケジュール化による早期対応とともに、事業間の情報の共有が重要であり、これら対応が時機を逸することなく的確に行われることが、効率的で効果的な滞納整理につながる。

各担当課（国保収納課・介護保険課・高齢者医療保険課）間での滞納者に関する情報の共有が十分に実施されていないため、多くの場合催告業務や財産調査等が担当部局ごとに行われており、市全体として非効率な状況となっている。

したがって、滞納整理事務の定型化・スケジュール化を進め、早期対応を確実にし、また、滞納管理システムを業務用端末として活用し、又は参照用端末を用いて滞納者情報などの活用による効率的で効果的な督促・



徴収事務を早期に実現すべきである。

(7) 決算関係書の保存年限について

決算関係書を保存年限満了後も 10 年以上資料として保管している特別会計がある一方、市街地整備事業特別会計では、所管部課に担当者が置かれておらず決算関係書の保存年限により廃棄され、また、農業共済事業特別会計、区画整理清算費特別会計、中小企業勤労者福祉共済事業特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計では、保存年限満了後の保管期間が 10 年未満であった。

西宮市文書取扱規程に基づく文書分類表で定める各所管部署の決算関係書（文書分類表 A [共通]）の保存年限（1 年間）と実務上の取扱いとが大きくかい離しており、保存年限満了後の資料としての保管状況も各関係部署の判断によって異なる結果となっている。文書分類表 A [共通] の決算関係書の保存年限（1 年間）が実務に照らして適切と言えるものであるかどうかについて検討が必要である。

## 2. 各特別会計に関する事項

### (1) 国民健康保険特別会計

国民健康保険特別会計では、平成 20 年度から平成 27 年度までの「調整交付金」を過大に請求していたことにより、平成 28 年度に 189,555 千円、平成 29 年度には 903,950 千円を国へ返還している。

当該過大請求に至る要因は、平成 20 年度からの後期高齢者医療制度の実施により国民健康保険にて「特定同一世帯」の考え方が新しく創設されたことに伴い、本来は当該「特定同一世帯」所属者に係る金額を誤って取り扱ってしまったことにより生じたものである。

国民健康保険課による内部確認が疎かであったことにより生じた事案であるといえる。

国民健康保険課が扱う業務は、市民へ直接影響するものであり、かつその影響額も多額であることを踏まえると、平成 30 年 4 月に設置された「情報システムチーム」が、保険制度内容の確認とともにこれを運用するシステムのチェックを横断的に実施する必要がある。

### (2) 食肉センター特別会計

#### ① 食肉センター事業の運営について

西宮市食肉センターは、大正6年に武庫群芝村村営「と畜場」として開業し、昭和38年に食肉センターに整備され、昭和63年に西宮浜に移転整備されたものである。移転時の計画では、平成3年度には人件費を除き運営管理費は収支均衡する計画であったが、解体頭数の減少や、O-157、BSE対策等により、当初の想定よりも収支が改善せず、**昭和63年の西宮浜への移転以降、平成29年度まで、継続的に1億円以上の一般会計からの繰入金（公債費分を除く）が発生している。**

西宮市では、西宮食肉事業協同組合と協議を行い、食肉センター利用事業者の出資により設立された㈱キャンフォラに、平成20年度以降現在に至るまで指定管理を委託している。

兵庫県内には、西宮市食肉センターを含め、複数の食肉センターが存在している。利用状況（処理頭数）については、平成28年度までは西宮市食肉センターが最多であったが、**平成29年4月に、姫路市で和牛マスター食肉センターが稼働を開始した結果、大動物（牛）の処理頭数が大きく減少し、和牛マスター食肉センターが大動物（牛）の処理頭数で最大の施設となった。**

**和牛マスター食肉センターの稼働に関与している大手食肉加工会社は、従来、西宮市食肉センターの大口の出荷先であったが、平成29年7月頃より、同社向けの出荷が段階的に減少し、それが西宮市食肉センターの大動物処理頭数の減少に大きく影響していると考えられる。**但し、大動物の他の出荷先への頭数は大きな変動はなく、処理頭数は下げ止まっており、また、小動物の処理頭数は、県下最大と変わらず、総体としては、県下最大の処理頭数を維持している。西宮市食肉センターの稼働率は、平成28年度まで大・小動物をあわせて90%前後を維持していたが、**和牛マスター食肉センターの稼働の影響を受け、大動物の稼働率が低下し、現在は、平成28年度以前と同程度の高い水準の稼働率を維持することが難しい状況**となっている。

他の自治体でも同様の状況ではあるが、上記のように、毎年多額の一般会計からの繰入金が発生している状況を鑑みれば、**特別会計制度の意義である「受益と負担の関係や事業毎の収支の明確化」「適正な受益者負担、事業収入の確保や歳出削減努力の促進」等を再認識し、使用料の改定等により収入の向上を図るとともに、更なるコスト削減を進めることで、収支状況の改善を図る必要がある。**

また、西宮市の重要な産業振興策であり、関連企業の雇用の維持等を勘

案した場合、食肉センターの運営を維持することは合理的な判断と言えるが、西宮市は「**食肉センターの場合、指定管理者の独自事業や運営努力による利用数増加を求めることは、直接的には難しいと考えられます。**」としており、また、**事業の収支が改善されているとは言えない状況であるため、サービス内容の充実・民間事業者のノウハウ活用・コスト削減等の指定管理者制度導入のメリットが十分に生かされているか**という点については、**疑問が残るところ**である。

西宮市は、第4期指定期間後の食肉センターの方向性を決定していないが、**改めて、指定管理者制度による食肉センター運営を今後も長期的に継続することのメリットとデメリットを比較・考慮し、将来における食肉センターの在り方を早急に検討すべき**である。

## ② 固定資産の管理について

西宮市公有財産規則第45条では、公有財産台帳の作成及び保管について、定められている。

また、別表で、各公有財産の区分、種目及び数量が定められている。

**西宮市食肉センターでは、土地及び建物については、公有財産台帳を整備していたが、工作物に係る公有財産台帳を整備しておらず、西宮市公有財産規則第45条において、常に整備しなければならないとされる公有財産台帳が網羅的に整備されていない。**なお、西宮市では、公有財産台帳とは別に、土地、建物、物品等の取得年月日、取得価額、耐用年数、現在簿価等が記載された固定資産台帳が存在する。

**西宮市食肉センターは、西宮市公有財産規則第45条に基づき、工作物に係る公有財産台帳を適切に整備する必要がある。**

## (3) 農業共済事業特別会計

西宮市が行っている農業共済事業は、農産物共済（水稻）と園芸施設共済である。平成29年度の共済金支払額は前者が4千円、後者が1,024千円と少額である。西宮市単独で農業共済事業を行うよりも、県単位で事業を行う方が、規模の経済により、利用者満足度の向上、事業運営の効率化を達成できる可能性がある。

「兵庫県農業共済組合設立推進協議会」において、農業共済事業の1県1組合化に向けて、真剣な議論を行い、目標とする平成32年4月より県単位で農業共済事業を行うことができるよう、努力する必要がある。

#### (4) 区画整理清算費特別会計

平成 31 年度中に「**阪神間都市計画事業西宮北口駅北東震災復興土地区画整理事業施行に関する条例**」が廃止される可能性が高く、その場合、**区画整理清算費特別会計で実施されている事業は無くなることとなる。**

一方、西宮市は「**阪神間都市計画事業鳴尾駅周辺土地区画整理事業施行に関する条例**」(平成 15 年 7 月 14 日西宮市条例第 10 号)に基づき、阪神間都市計画事業鳴尾駅周辺土地区画整理事業を実施しており、仮換地の指定が終了している。今後、換地処分が行われ、清算金の交付及び徴収が開始されることとなるが、その際、当該特別会計が使用される可能性も残されている。

従って、**西宮市は、阪神間都市計画事業鳴尾駅周辺土地区画整理事業の清算金の交付及び徴収に際して、区画整理清算費特別会計を使用するか否かを検討し、使用する見込みがない場合には、速やかに当該特別会計を廃止すべきである。**

#### (5) 中小企業勤労者福祉共済事業特別会計

##### ① 財政全般

**過去 10 年の中小企業勤労者福祉共済事業特別会計の歳入及び歳出決算額の推移をみると、財政不足を補填するために、一般会計から繰入金を繰り入れており、繰入額は過去 10 年平均で 50 百万円程度となっている。**

所轄課である労政課においては、一般会計からの財政補填が不要となる会員の加入率を目標値とし、その加入率向上に向けた施策を検討すべきである。また掛け金についても平成元年より月額 500 円としており、それ以降値上げを検討していない。現状の収支悪化状況においては、掛け金の値上げも検討すべきである。

##### ② 会員数の増加

中小企業勤労者福祉共済の加入事業所数は過去 10 年で減少傾向にあり、会員数も過去 10 年で減少傾向にある。**中小企業勤労者福祉共済の会員数を増加するための対策が必要である。**

平成 29 年度の加入率は 0.7% (加入事業所を訪問件数で除した割合) であり、会員数は前年比 39 人の増加、会費は前年比 609 千円の増加となっているが、2 名の加入促進員の人件費 (7, 109 千円) と比べるとその効果は低いと推測される。また、現状の戸別訪問による促進活動では、福祉共

済対象者である個人事業主に対する促進活動がなされておらず、必ずしも効果的な加入促進活動が行われているとは言えない実態がある。また、労政課においては、会員数の増加を目的とした運営審議が行われていない。

**中小企業勤労者福祉共済事業を安定して継続していくために会員数を増加することは必須であり、現状の加入促進活動の見直しを行うべきである。**

③ 県単位で中小企業勤労者福祉共済事業を行うことの可否

西宮市の中小企業勤労者福祉共済事業は、**加入事業所及び被共済者数ともに減少傾向にあり、このまま減少し続ける場合には、西宮市単独で中小企業勤労者福祉共済事業を行うよりも、県単位で事業を行う方が、利用者満足度の向上、事業運営の効率化を達成できる可能性がある。**

県単位で中小勤労者福祉共済事業を行うことについては、一般論において多くのデメリットが発生するが、民間企業の退職金制度のように、デメリットが極力生じない県単位への事業移管も有り得るものと考える。**過去の経緯に囚われず、新たな視点により、県単位で中小企業勤労者福祉共済事業を行うことの可否について検討する必要があるのではないか。**

(6) 鳴尾財産区特別会計

指摘事項及び意見はなし。

(7) 集合支払費特別会計

西宮市では、市の支払に属する多くの公共料金（電気使用料、ガス使用料、水道使用料、電話使用料）について一般会計に計上するものの同額を集合支払費特別会計に各課の一般会計から繰替処理し、同特別会計にて集合自動振替払いを行っている。なお、平成 29 年度の同特別会計歳出額は 17 億円となっている。

**現在では公共料金の契約先が多様化しており、特別会計による公共料金支払事務の一元化が事務負担軽減に寄与する度合が減少している。また、公共料金の予算は、発生元である各課において一般会計に計上し、予算執行もしており、支払いのみ庁舎管理課が特別会計にて実施しているが、集合支払費特別会計を廃止し、支払いも一般会計にて実施すべきある。**

(8) 公共用地買収事業特別会計

指摘事項及び意見はなし。

(9) 市街地整備事業特別会計

平成 29 年度歳入歳出決算書によると、歳入歳出ともに予算実績はゼロであった。担当課の見解によると、「当該事業に係る最後の換地処分が平成 18 年に行われたため、それ以前は歳入歳出があったものと思われるが、決算関係書の保存年限を超えており詳細は不明。」とのことであった。なお、市街地整備課に担当者がおかれていないのは、歳入歳出が見込まれないことによる。

西宮市特別会計条例に市街地整備事業が列挙された当時は、当該事業に伴う歳入歳出が多く発生し、一般会計と区分することにより、受益と負担の関係や収支をより明確にする意義は高かったと考えられるが、現在では、そのような意義は見受けられない。市街地整備事業特別会計については、西宮市特別会計条例の改正により、廃止することを検討する必要がある。

(10) 介護保険特別会計

① 一般会計からの繰入額に関して

介護保険特別会計では、被保険者数の増加に伴い、(要介護)認定者数も年々増加していることで、保険給付費や、一般会計繰入額が年々増加傾向にある。なお、平成 29 年度における一般会計からの繰入額は 4,517,949 千円であるが、当該繰入額は全て法定内繰入額であり、その大半が介護給付費(3,549,112 千円)である。

高齢化の進展に伴い、要介護高齢者の増加や介護期間の長期化等、介護ニーズがますます増大していく中で、西宮市では、将来的にさらなる 1 人当たりの保険料増加を見込んでいる。このような状況のもと、一人当たりの保険料増加を食い止めるためには、保険給付費(一般会計からの繰入額における介護給付費も含む)の抑制が必要不可欠であり、いわゆる「健康寿命を延ばす」(＝要介護認定率を下げる)ための施策が必要となる。

このような状況のもと、介護保険特別会計を所管する介護保険課のみでなく、西宮市全体による取組みのもと、関係部門と連携し、**介護保険関連の諸情報や医療関連の諸情報等**を活用し、(外部機関への委託を含めた)諸分析の実施、及び当該諸分析を活かしての介護予防策(将来的に健康寿命を延ばし、要介護認定者の増加を抑制する等)を検討すべきである。

また、一般会計からの繰入額の全てが法定内繰入額である以上、積極的な当該繰入額の削減が難しいと考える。一方で、現状では保険給付費（一般会計からの繰入額における介護給付費も含む）の増加が見込まれている状況のもと、できる限りの歳出削減を目指すべきである。例えば、当該繰入額の中には、介護保険・高齢福祉課に係る「職員給与費」も含まれているが、**介護保険事業における業務を「管理業務（＝職員による判断が必要とされる業務）と作業業務（＝マニュアル等に基づき、実行する業務）」とに区分し、後者の業務については外部への委託や臨時職員を活用する等、正規職員の関与度合いを低くすることで、職員給付費の抑制を図り、介護給付費以外の一般会計からの繰入額に係る削減余地がないかどうかを検討すべきである。**

## ② 委託契約について

西宮市は、介護保険法に基づき、市内に 15 カ所の地域包括支援センター（西宮市高齢者あんしん窓口）を設置している。地域包括支援センターについては、原則として 3 職種（社会福祉士・保健師・主任介護支援専門員）を各 1 名ずつ配置する必要があることから、その運営については西宮市内に拠点をもつ複数の社会福祉法人または医療法人へ委託している。

「地域包括支援センター運営について（地域包括支援センター運営事業委託仕様書）（平成 29 年 4 月）」において、委託料の精算について規定されており、**委託料の精算の要否については、運営事業に係る総収入と総支出の多寡に基づき判定することとなる。**しかし、平成 29 年度の委託料精算報告書を確認した結果、**塩瀬地域包括支援センターに係る委託料の精算に関して、委託料（19,075 千円）が運営事業の対象内経費（18,600 千円）を上回っていることから、委託料の一部（474 千円）が西宮市に返還されているが、運営事業に係る総収入と総支出の多寡に基づく判定によると、委託料の返還が不要であったと解釈できることから、仕様書に定める精算方法と異なる取扱いが行われていたことになる。**

西宮市は、委託料の精算方法について、運営法人に周知徹底するとともに、仕様書等には本来の取扱いに沿って記載すべきである。

## (11) 後期高齢者医療事業

西宮市では後期高齢者医療事業において行っている人間ドック受診費用の助成に係る兵庫県後期高齢者医療広域連合補助金の減額が見込まれ

ており、これを継続するためには、一般財源を繰り入れなければならない状況となっている。

西宮市では、後期高齢者医療事業において行っている人間ドック受診費用の助成を継続すべきかどうか、継続するのであれば財源をどうするのかについて早急に検討を行う必要がある。

#### (12) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

西宮市では、母子父子寡婦福祉資金貸付金について、個人別台帳によるシステム管理を行っているが、期中において全体の貸付金残高及び、収入未済額の個人別内訳を把握していなかった。

少なくとも年度末時点においては、個人別に管理している貸付金の合計額とあるべき全体の貸付金残高との一致を確認し、貸付金の網羅性を確認する必要がある。平成 29 年度の母子父子寡婦福祉資金貸付に係る収入未済額（調定額－収納済額－不納欠損額）は 34,384 千円であり、そのうちの大半が滞納繰越分（32,311 千円）となっている。所管課である子供家庭支援課においては、収入未済額について現年度と滞納繰越分に分けて集計し、収入率を計算しているが、滞納繰越分をさらに細分化し、分析するなどの手続は行っていなかった。安定した財源確保の観点から、債権回収率の向上について積極的に取り組む必要がある。



## Ⅱ. 指摘事項及び意見

### 1. 特別会計全般に関する事項

(1) 特別会計の廃止の検討の必要性

**【指摘事項－1】** 西宮市では、現時点で廃止の検討を行うべき特別会計（集合支払費、市街地整備事業）、将来において廃止の検討を行うべき特別会計（農業共済事業、区画整理清算費）が存在する。

**【意見－1】** 特別会計の廃止は、担当課において検討可能な領域ではないものと考えられる。適切な部課において検討されるべきである。

西宮市の特別会計は、いずれも特定の目的のために設置されており、また、独立した経理による収支の管理が行われている。

特別会計制度については、一般会計と区分することにより、①受益と負担の関係や事業毎の収支をより明確にすることができる、②それにより、適正な受益者負担、事業収入の確保や歳出削減努力を促すことができる、③予算総則における弾力条項や特例的規定の設置等により、弾力的・効率的な運営が可能となる、といった意義が期待される一方、①特別会計が多数設置されることは、予算全体の仕組みを複雑で分かりにくくし、財政の一覧性が阻害されるおそれがあるとともに、会計が分立することにより予算全体としての効率性が損なわれかねない、②固有の財源等を持って不要不急の事業が自己増殖的に行われているのではないかと、③本来、事業の緊要な課題について、適正な資源配分を行うべく特別会計が設けられたはずであるが、時代の変遷の中で、却って、硬直的かつ過大な資源配分を行うこととなっているのではないかと、④恒常的な不用、繰越や多額の剰余金が放置されているものが見られるなど、特別会計においては歳入・歳出構造の合理化が図られておらず、財政資金全体の効率的な運用が図られていないのではないかと、⑤一般会計からの繰入れや借入れの存在等により、事業収支における受益と負担の関係が不明確になっている面があり、適正な受益者の負担、事業収入の確保や歳出削減努力がおろそかになっているのではないかと、⑥特別会計に対する国民的

視点からのガバナンスが緩いのではないか、また、特別会計が既得権益の温床となっているのではないか、⑦定員及びそれに伴う人件費や事務費等の計上のあり方が整理されておらず、執行の実態も分かりにくいのではないか、といった問題点も見られるところである（財務省財政制度等審議会「特別会計の見直しについて－基本的考え方と具体的方策－」）。

西宮市では、上記観点に基づき判断すると、下表のとおり、現時点で廃止の検討を行うべき特別会計（集合支払費、市街地整備事業）、将来において廃止の検討を行うべき特別会計（農業共済事業、区画整理清算費）が存在する。特別会計の廃止は、担当課において検討可能な領域ではないものと考えられる。適切な部課において検討されるべきである。

**【 現時点で廃止の検討を行うべき特別会計 】**

特別会計	現時点で廃止の検討を行うべき理由	検討頁
集合支払費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在では公共料金の契約先が多様化しており、特別会計による公共料金支払事務の一元化が事務負担軽減に寄与する度合いが減少している。</li> <li>・ 公共料金の予算は、発生元である各課において一般会計に計上し、予算執行もしており、支払いのみ庁舎管理課が特別会計にて実施しているが、集合支払費特別会計を廃止し、支払いも一般会計にて実施すべきである。</li> </ul>	130
市街地整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当課（市街地整備課）の見解によると、「当該事業に係る最後の換地処分が平成 18 年に行われたため、それ以前は歳入歳出があったものと思われるが、決算関係書の保存年限を超えており詳細は不明。」とのことである。10 年以上に渡り歳入歳出が無かった可能性が高く、現時点で特別会計の意義が失われていると考えられる。</li> <li>・ 歳入歳出が見込まれないことにより、市街地整備課には担当者がおかれていない。</li> </ul>	133

**【 将来において廃止の検討を行うべき特別会計 】**

特別会計	将来において廃止の検討を行うべき理由	検討頁
農業共済事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 30 年 1 月 24 日付で、「兵庫県農業共済組合設立推進協議会」を設置し、平成 32 年 4 月を目標年次とした 1 県 1 組合化に向けて、全県をあげて、現在、具体的な内容について協議を行っている。なお、県単位で農業共済事業を行うことになった場合、本特別会計は廃止となる。</li> </ul>	121
区画整理清算費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 31 年度中に「阪神間都市計画事業西宮北口駅北東震災復興土地区画整理事業施行に関する条例」が廃止される可能性が高く、その場合、区画整理清算費特別会計で実施されている事業は無くなることとなる。</li> </ul>	123

(2) 繰越金の取扱いについて

**【指摘事項－2】** 西宮市の特別会計に計上されている繰越金は、平成29年度末現在12億円であり、平成20年度末と比較すると10億円増加している。

**【意見－2】** 西宮市では、繰越金の具体的な処理方針が明確に示されていない。特別会計の繰越金のうち活用できる余地のある部分については、各事業の将来計画等を見据えた上で、将来どのように活用すべきかについての検討が必要である。

特別会計の繰越金とは、一会計年度における歳入歳出の差額から翌年度に繰り越しした歳出予算に充てるべき金額等を差し引いたものである。

西宮市の特別会計に計上されている繰越金は、次頁表のとおり、平成29年度末現在12億円であり、平成20年度末と比較すると10億円増加している。

西宮市では、このように近年多額の繰越金が発生しているが、これらの具体的な処理方針が明確に示されていない。特別会計の繰越金のうち活用できる余地のある部分については、各事業の将来計画等を見据えた上で、将来どのように活用すべきかについての検討が必要である。

【 特別会計の繰越金の推移 】

(単位：千円)

特別会計名	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
国民健康保険	40,747	294,023	456,689	37,083	385,927	1,483,252	1,156,954	746,971	123,024	392,952
食肉センター	4,886	4,969	4,994	4,992	4,990	4,903	4,901	4,909	4,991	4,992
農業共済事業	471	327	318	359	451	344	21	124	118	101
区画整理清算費	10	-	-	-	1215	-	-	-	-	-
中小企業勤労者 福祉共済事業	3,868	3,501	4,877	4,765	8,067	7,114	5,481	7,259	8,831	8,930
鳴尾外財産区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
集合支払費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公共用地買収事業	1	0	0	26,743	2,191	1,635	10	350	1	-
市街地整備事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
介護保険	171,950	299,042	231,867	128,010	70,704	160,666	350,256	410,548	345,668	574,578
後期高齢者医療 事業	-	97,374	140,548	144,316	155,532	183,294	195,042	208,115	210,352	222,736
母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	-	18,844	34,226	49,170	63,736	43,847	24,771	18,490	21,116	26,601
合計	221,933	7,180,80	873,519	395,438	692,813	1,885,055	1,737,436	1,396,766	714,101	1,230,890

(3) 基金の取扱いについて

**【指摘事項－3】** 平成 29 年度末現在の特別会計の基金残高は、西宮市国民健康保険財政安定化基金が 2,771,362 千円、西宮市農業共済事業基金が 12,526 千円、西宮市中小企業勤労者福祉共済基金が 80,663 千円、西宮市介護給付費準備基金が 2,950,726 千円となっている。

**【意見－3】** 特別会計の基金の積み立て及び処分は、要件が限定的に定められているが、その結果としての平成 29 年度末現在の基金残高が、適切な額と言えるのかどうかについては、十分な審議が行われていないのではないかと考えられる。各基金の設置目的、特別会計の事業の将来構想に照らして、将来の基金のあり方に関する検討を行う必要がある。

特別会計の基金は、10 頁から 13 頁に記載のとおり、西宮市国民健康保険財政安定化基金、西宮市農業共済事業基金、西宮市中小企業勤労者福祉共済基金、西宮市介護給付費準備基金の 4 種類がある。

平成 29 年度末現在の特別会計の基金残高は、西宮市国民健康保険財政安定化基金が 2,771,362 千円、西宮市農業共済事業基金が 12,526 千円、西宮市中小企業勤労者福祉共済基金が 80,663 千円、西宮市介護給付費準備基金が 2,950,726 千円となっている。

上記特別会計の 4 基金は、一般会計の基金とともに合同運用が行われており、それぞれの基金条例の「管理」に関する条文において、「基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管するものとし、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。」とされていることに対応し、平成 29 年度末現在、定期預金、通知預金、利付商工債による運用が行われている。

特別会計の基金の積み立て及び処分は、10 頁から 13 頁に記載のとおり、要件が限定的に定められているが、その結果としての平成 29 年度末現在の基金残高が、適切な額と言えるのかどうかについては、十分な審議が行われ

ていないのではないかと考えられる。各基金の設置目的、特別会計の事業の将来構想に照らして、将来の基金のあり方に関する検討を行う必要がある。

【 西宮市の平成 30 年 3 月 31 日現在の現金保管状況調書（要約） 】

（単位：百万円）

項目	保管金額	保管内訳					
		金融機関				小計	出納員 つり銭
		普通預金	定期預金	通知預金	有価証券		
歳計現金等	38,788	6,828	13,950	17,000	999	38,777	10
合同運用外現金	4,927	26	500		4,400	4,927	
合 計	43,715	6,854	14,450	17,000	5,400	43,704	10

（注）特別会計 4 基金の合同運用分は、網掛け部分に含まれている。

(4) 特別会計に計上する人件費の範囲について

**【指摘事項－4】** 西宮市では、特別会計に計上する人件費の範囲についての指針が明確に示されておらず、特別会計の事業に関わる職員人件費を特別会計に計上している事例、一般会計に計上している事例があった。

**【意見－4】** 西宮市では、受益と負担の関係や事業毎の収支をより明確にするために、特別会計に計上する人件費の範囲についての指針を明確に示す必要がある。

西宮市では、特別会計に計上する人件費の範囲についての指針が明確に示されておらず、次頁表のとおり、特別会計の事業に関わる職員人件費を特別会計に計上している事例、一般会計に計上している事例があった。

本報告書 20 頁から 30 頁に記載のとおり、国民健康保険特別会計の人件費の範囲については、厚生労働省通知「都道府県及び市町村における平成 30 年度国民健康保険特別会計予算編成に当たっての留意事項について(平成 29 年 12 月 27 日)」が発出されており、同通知によると、「特別会計は、一般会計とは別個に措置される独立した経理上の組織体であるため、人件費を国保特会で経理する場合には、国民健康保険に従事する職員のうち他の事務を兼ねている職員について、国民健康保険事務に従事した日数等を的確に把握し、日数割合等により算出することによって、国保特会に計上されたい。」とされており、当該通知により、特別会計の事業に従事した日数等に対応する人件費を特別会計に計上すべきことが示されていることは、特別会計に計上する人件費の範囲についての一つの考え方として参考にすべきものと考えられる。

西宮市では、受益と負担の関係や事業毎の収支をより明確にするために、上記厚生労働省通知を参考として、特別会計に計上する人件費の範囲についての指針を明確に示す必要がある。

**【 特別会計の事業に関わる職員人件費を特別会計に計上している事例 】**

特別会計	特別会計に計上する人件費の範囲表（該当頁）
国民健康保険	29～30
農業共済事業	39
中小企業勤労者福祉共済事業	50～51
介護保険	69
後期高齢者医療事業	74

**【 特別会計の事業に関わる職員人件費を一般会計に計上している事例 】**

特別会計	特別会計に計上する人件費の範囲表（該当頁）
食肉センター	35～36
区画整理清算費	44～45
鳴尾外財産区	55
集合支払費	57
公共用地買収事業	60～62
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	78



(5) 委託業務について

**【指摘事項－5】 「一連の契約事案」といえる複数の業務につき、片方の業務のみを競争入札にて業者選定を行い、残りの業務についても当該業者との特命随意契約を行った場合、後者の契約金額の検討結果が不透明となり、かつ「一連の契約事案」としては、入札時に選定された業者以外の業者が有利（最も安い）だった可能性も否めない。**

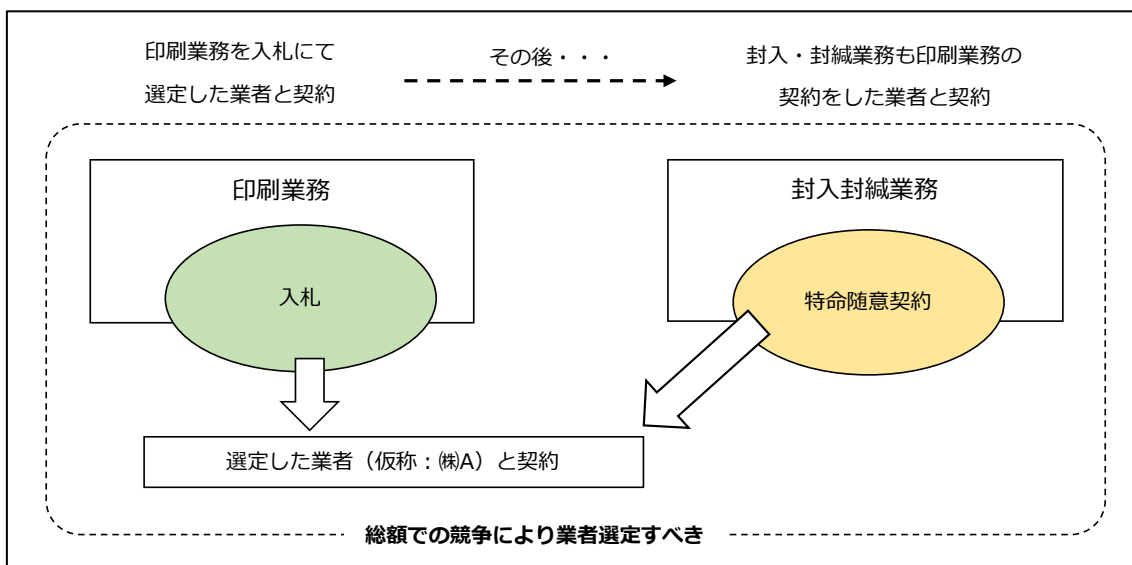
**【意見－5】 複数の業務を「一連の契約事案」と捉えることが可能な契約については、当該業務を一括した総額ベースでの見積額をもって業者選定を行うべきである。**

国民健康保険特別会計における契約にて、例えば、国民健康保険被保険者証等の印刷業務（平成 29 年度に契約）は入札による印刷業者の選定を行い、当該保険証の封入・封緘業務（平成 29 年度に契約）を印刷業務にて契約した業者と特命随意契約を締結している事案があった。

後者の特命随意契約は、「仮に印刷と封入を別の業者にさせた場合、作業中に用紙の破損等生じた際に、印刷業者と封入・封緘業者との責任の所在が不明確になるため、市が不利益を被る可能性がある。」とし、競争入札に付すことが不利とする「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号」を理由として挙げている。

しかしながら、上記の事案は、印刷業務と封入・封緘業務とに区分されているものの、「一連の契約事案」であるといえる。また、**片方の業務のみを競争入札にて業者選定を行い、残りの業務についても当該業者との特命随意契約を行った場合、後者の契約金額の検討が不透明となり、かつ「一連の契約事案」としては、入札時に選定された業者以外の業者が有利（最も安い）だった可能性も否めない。**また、競争入札時に赤字となるような廉価契約を行っておき、特命随意契約時に過大な利益を搾取する契約も可能となってしまう。

【 イメージ図（印刷、封入・封緘業務を例として） 】



現在、入札を管轄する契約課において、封入封緘等業務を伴う印刷物の発注方法の見直しを検討しているとのことである。国民健康保険課のみでの課題ではないが、印刷物に限らず、**複数の業務を「一連の契約事案」と捉えることが可能な契約については、当該業務を一括した総額ベースでの見積額をもって業者選定を行うべきである。**

(6) 滞納者に対する督促・徴収業務に係る情報の連携化について

**【指摘事項－6】** 各担当課（国保収納課・介護保険課・高齢者医療保険課）間での滞納者に関する情報の共有が十分に実施されていないため、多くの場合催告業務や財産調査等が担当部局ごとに行われており、市全体として非効率な状況となっている。

**【意見－6】** 滞納整理事務の定型化・スケジュール化を進め、早期対応を確実にを行い、また、滞納管理システムを業務用端末として活用し、又は参照用端末を用いて滞納者情報などの活用による効率的で効果的な督促・徴収事務を早期に実現すべきである。

西宮市では、国民健康保険事業・介護保険事業・後期高齢者医療事業に関する保険料等の滞納者に対する滞納整理業務を、各所管課で実施している。国民健康保険事業ではコールセンターの設置による滞納整理を進めて一定の効果을上げており、平成31年より滞納管理システムを更新し、市税に関する納税課との情報連携を進めている。滞納管理システムを導入していない介護保険課、高齢者医療保険課の情報は、納税課、国保収納課と情報共有ができない状況になっており、そのことを踏まえて、現在介護保険課、高齢者医療保険課では、滞納管理システムの導入を検討している。

滞納整理では、滞納発生後すみやかに対応して滞納を長期化させないこと、そして、自主納付又は強制徴収により完納するか、滞納処分の執行停止等を経て不納欠損させることが原則である。

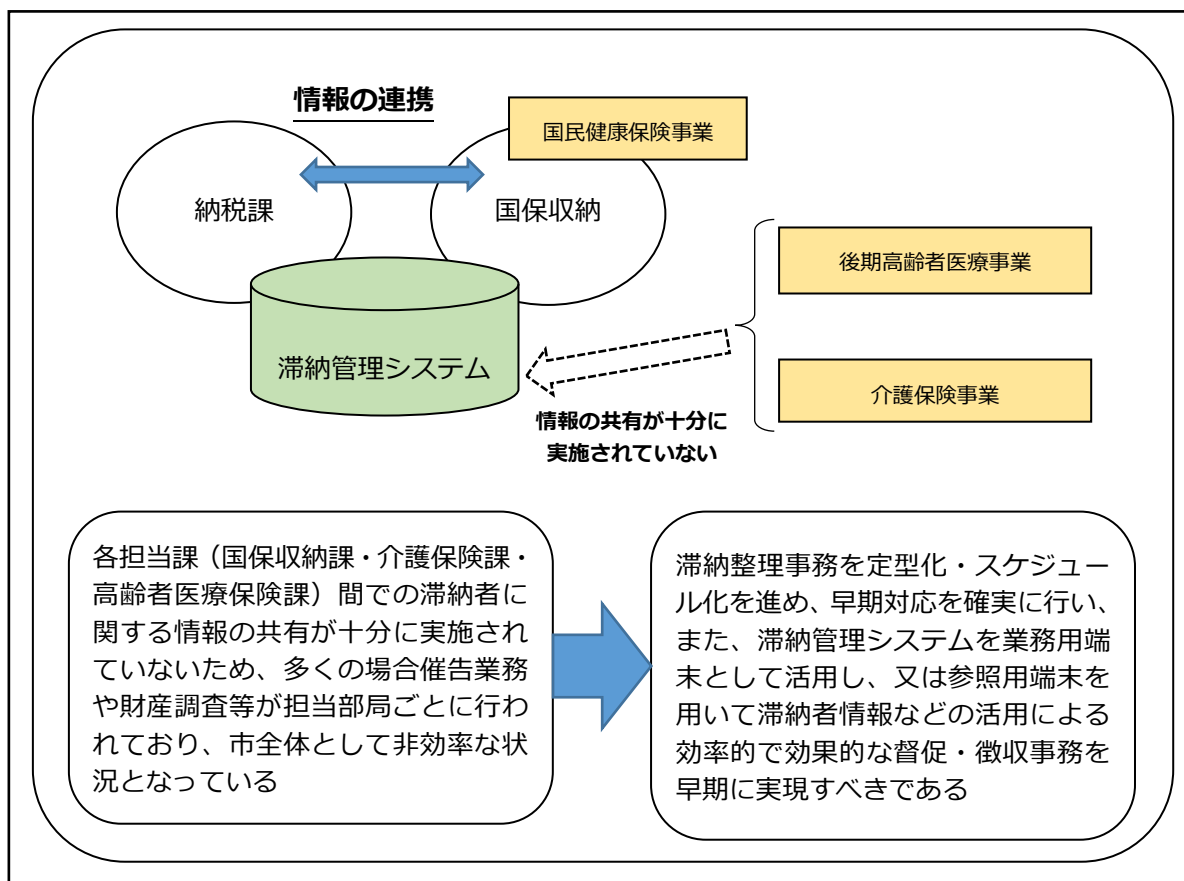
そのためには、事務の定型化・スケジュール化による早期対応とともに、事業間の情報の共有が重要であり、これら対応が時機を逸することなく的確に行われることが、効率的で効果的な滞納整理につながる。

各担当課（国保収納課・介護保険課・高齢者医療保険課）間での滞納者に関する情報の共有が十分に実施されていないため、多くの場合催告業務や財産調査等が担当部局ごとに行われており、市全体として非効率な状況となっている。

したがって、滞納整理事務の定型化・スケジュール化を進め、早期対応を確実にを行い、また、滞納管理システムを業務用端末として活用し、又は参照

用端末を用いて滞納者情報などの活用による効率的で効果的な督促・徴収事務を早期に実現すべきである。

【 市税、及び保険料等の滞納者に対する督促・徴収業務の状況 】



(7) 決算関係書の保存年限について

**【指摘事項一 7】** 決算関係書を保存年限満了後も 10 年以上資料として保管している特別会計がある一方、市街地整備事業特別会計では、所管部課に担当者が置かれておらず決算関係書の保存年限により廃棄され、また、農業共済事業特別会計、区画整理清算費特別会計、中小企業勤労者福祉共済事業特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計では、保存年限満了後の保管期間が 10 年未満であった。

**【意見一 7】** 西宮市文書取扱規程に基づく文書分類表で定める各所管部署の決算関係書（文書分類表 A [共通]）の保存年限（1 年間）と実務上の取扱いとが大きくかい離しており、保存年限満了後の資料としての保管状況も各関係部署の判断によって異なる結果となっている。文書分類表 A [共通]の決算関係書の保存年限（1 年間）が実務に照らして適切と言えるものであるかどうかについて検討が必要である。

第 2 章のⅢ. の各特別会計の（7）決算収支状況等の推移は、所管部課が保存する決算関係書に基づき作成したものである。推移表期間が 5 年のもの 10 年のもの等に分かれるのは、決算関係書の保存年限満了後の資料としての保管期間が各特別会計の所管部課によって異なっているからである。

決算関係書を保存年限満了後も 10 年以上資料として保管している特別会計がある一方、市街地整備事業特別会計では、所管部課に担当者が置かれておらず決算関係書の保存年限により廃棄され、また、農業共済事業特別会計、区画整理清算費特別会計、中小企業勤労者福祉共済事業特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計では、保存年限満了後の保管期間が 10 年未満であった。

西宮市文書取扱規程第 37 条（文書の種別及び保存年限）において、決算関係文書は（5）の第 5 種文書として取り扱われ、保存年限は 1 年と定めら

れているが、上記のとおり、特別会計の決算関係書の保存年限満了後の資料としての保管期間は、5年のもの10年のもの等に分かれている。西宮市文書取扱規程に基づく文書分類表で定める各所管部署の決算関係書(文書分類表A〔共通〕)の保存年限(1年間)と実務上の取扱いとが大きくかい離しており、保存年限満了後の資料としての保管状況も各関係部署の判断によって異なる結果となっている。文書分類表A〔共通〕の決算関係書の保存年限(1年間)が実務に照らして適切と言えるものであるかどうかについて検討が必要である。

### 【 西宮市文書取扱規程 】

第37条(文書の種別及び保存年限)	
完結文書は、次に掲げる文書の種別及び保存年限により保存しなければならない。	
(1)	第1種 永年
(2)	第2種 10年
(3)	第3種 5年
(4)	第4種 3年
(5)	第5種 1年
(以下、省略)	

### 【 西宮市文書取扱規程 分類表A(共通)抜粋 】

大分類		A共通					
中分類	小分類	常用	第1種 (永年)	第2種 (10年)	第3種 (5年)	第4種 (3年)	第5種 (1年)
2 財務	0 予算					1 予算経理簿	1 予算要求関係書 2 予算配当要求関係書 3 予算執行計画関係書 4 資金計画関係書
	1 決算		1 公会計資産 評価関係書				<b>1 決算関係書</b> 2 公会計関係書
	2 会計	1 口座振替 依頼書(1) 2 口座振替 申込書(3)			1 支出負担行 為何書(物品 を除く) 2 国庫補助金 等関係書 3 市補助金等 関係書	1 調定関係書 2 使用料関係書 3 手数料関係書 4 預金等関係書 5 収納済通知書 (税外) 6 収入報告書 7 歳入更正何書 8 振替何書 9 振替関係書	
	3 物品	1 図書目録 (1)				1 物品購入何書	1 備品出納通知書 2 備品現在簿

## 2. 各特別会計に関する事項

### (1) 国民健康保険特別会計

**【指摘事項－8】** 国民健康保険特別会計において、平成20年度から平成27年度までの「調整交付金」を過大に請求していたことにより、平成28年度に189,555千円、平成29年度には903,950千円を国へ返還した事案は、国民健康保険課による内部確認が疎かであったことにより生じた事案であるといえる。

**【意見－8】** 国民健康保険課が扱う業務は、市民へ直接影響するものであり、かつその影響額も多額であることを踏まえると、平成30年4月に設置された「情報システムチーム」が、保険制度内容の確認とともにこれを運用するシステムのチェックを横断的に実施する必要がある。

国民健康保険特別会計では、歳入「国庫支出金（補助金）」の一部として、市町村<sup>(注)</sup>ごとの財政力の不均衡等（医療費や所得水準）を調整するために「調整交付金」の交付を受けている（19頁の「国保財政の現状」を参照）。

すでに過去に報道されているとおり、国民健康保険特別会計では、平成20年度から平成27年度までの「調整交付金」を過大に請求していたことにより、平成28年度に189,555千円、平成29年度には903,950千円を国へ返還している。なお、返還の対象となるのは、返還事象が発生した日から5年以内のものであることから、平成23年度以降の過大請求分を返還している。

#### 【国庫等返還金（財政調整交付金等）内訳】

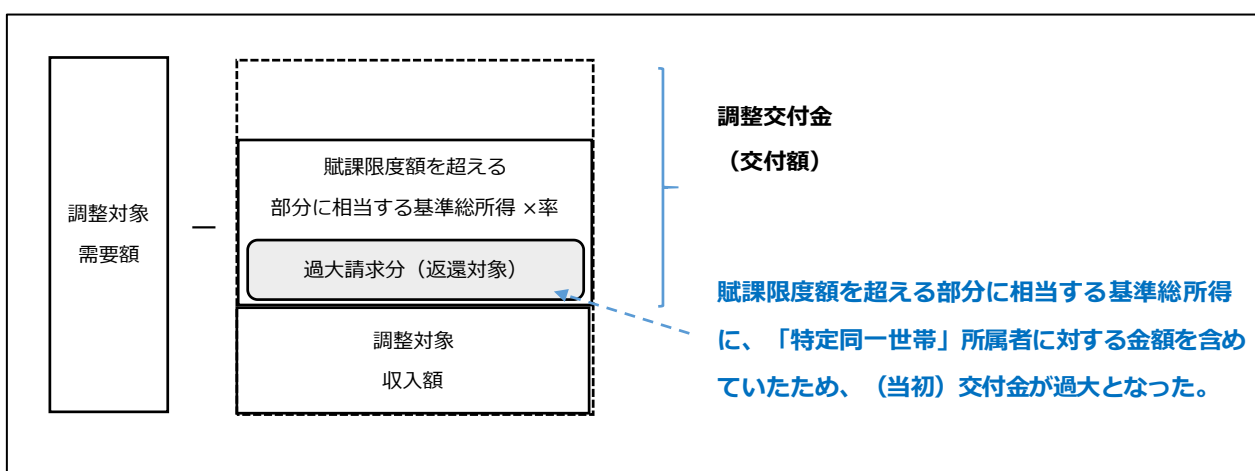
(単位：千円)

年度	返還額	内訳
平成28年度	189,555	平成23年度国民健康保険調整交付金過大請求分
平成29年度	903,950	平成24年度～27年度に係る国民健康保険調整交付金過大請求分

当該過大請求に至る要因は、平成 20 年度からの後期高齢者医療制度の実施により国民健康保険にて「特定同一世帯」の考え方が新しく創設されたことに伴い、下図のとおり、本来は当該「特定同一世帯」所属者に係る金額を誤って取り扱ってしまったことにより生じたものである。

(注) 平成 30 年度より都道府県と市町村が共同保険者となって国民健康保険制度を運営することに伴い、平成 30 年度以降は都道府県ごとの財政力の不均衡等を調整する目的で交付されることとなる。

### 【 調整交付金（普通調整交付金）の算定イメージ 】



平成 20 年度における後期高齢者医療制度が開始したことに伴い、国民健康保険システムにおいて、賦課限度額を超える世帯かどうかを判定する際に、「特定同一世帯」所属者の基準総所得金額等を除いて判定するプログラムに改修する必要があったが、未改修であったとのことである。当該プログラムの改修にあたっては、外部業者へ委託しているものと推測（保存年限経過により契約関係書類を廃棄しているため不明）するが、**国民健康保険課による内部確認が疎かであったことにより生じた事案であるといえる。**

国民健康保険特別会計では、平成 28 年 11 月に普通調整交付金の算定プログラムの改修を行ったことにより、平成 28 年度における当該交付金を正しく算定して申請しているとのことである。なお、市民への追加負担や過去の保険料の金額が変更となるものではないが、当該交付金の過大請求分の返還の原資は、「西宮市国民健康保険財政安定化基金」の取崩しによるものであり、国民健康保険事業における財源不足を補うための基金残高に大きな影響を与えている。



改善方策、及び今後の再発防止策等として、西宮市では、「長年使用しているシステムについては定期的に確認を行うこと、また制度改正等の内容を適切に理解し、その影響についても複数人で確認する体制をとることで再発防止に努める」とあり、具体的にはこれまで国民健康保険課員が兼務業務であった「情報システムチーム」を単独業務として設定したとのことである。

しかしながら、**国民健康保険課が扱う業務は、市民へ直接影響するものであり、かつその影響額も多額であることを踏まえると、平成30年4月に設置された「情報システムチーム」が、保険制度内容の確認とともにこれを運用するシステムのチェックを横断的に実施する必要がある。**

(2) 食肉センター特別会計

① 食肉センター事業の運営について

**【指摘事項－9】** 食肉センター事業については、昭和63年の西宮浜への移転以降、平成29年度まで、継続的に1億円以上の一般会計からの繰入金(公債費分を除く)が発生している。

**【指摘事項－10】** 和牛マスター食肉センターの稼働に関与している大手食肉加工会社は、従来、西宮市食肉センターの大口の出荷先であったが、平成29年7月頃より、同社向けの出荷が段階的に減少し、それが西宮市食肉センターの大動物処理頭数の減少に大きく影響していると考えられる。但し、大動物の他の出荷先への頭数は大きな変動はなく、処理頭数は下げ止まっており、また、小動物の処理頭数は、県下最大と変わらず、総体としては、県下最大の処理頭数を維持している。西宮市食肉センターの稼働率は、平成28年度まで大・小動物をあわせて90%前後を維持していたが、和牛マスター食肉センターの稼働の影響を受け、大動物の稼働率が低下し、現在は、平成28年度以前と同程度の高い水準の稼働率を維持することが難しい状況となっている。

**【指摘事項－11】** 西宮市は「食肉センターの場合、指定管理者の独自事業や運営努力による利用数増加を求めることは、直接的には難しいと考えられます。」としており、また、事業の収支が改善されているとは言えない状況であるため、サービス内容の充実・民間事業者のノウハウ活用・コスト削減等の指定管理者制度導入のメリットが十分

に生かされているかという点については、疑問が残る。

【意見—9】 毎年多額の一般会計からの繰入金が発生している状況を鑑みれば、特別会計制度の意義である「受益と負担の関係や事業毎の収支の明確化」「適正な受益者負担、事業収入の確保や歳出削減努力の促進」等を再認識し、使用料の改定等により収入の向上を図るとともに、更なるコスト削減を進めることで、収支状況の改善を図る必要がある。

【意見—10】 西宮市は、第4期指定期間後の食肉センターの方向性を決定していないが、改めて、指定管理者制度による食肉センター運営を今後も長期的に継続することのメリットとデメリットを比較・考慮し、将来における食肉センターの在り方を早急に検討すべきである。

西宮市食肉センターは、大正6年に武庫群芝村村営「と畜場」として開業し、昭和38年に食肉センターに整備され、昭和63年に西宮浜に移転整備されたものである。

食肉センターの総建設費は、用地費が8億6千万円、建設費が21億2千5百万円で併せて29億8千5百万円であり、この内、5億9千万円が国庫補助金で賄われている。また、施設の処理頭数は、大動物（牛）が60頭／日、小動物（豚）が250頭／日であり、食肉センターとしては中程度の規模である。

移転時の計画では、平成3年度には人件費を除き運営管理費は収支均衡する計画であったが、解体頭数の減少や、0-157、BSE対策等により、当初の想定よりも収支が改善せず、昭和63年の西宮浜への移転以降、平成29年度まで、継続的に1億円以上の一般会計からの繰入金（公債費分を除く）が発生している。なお、と畜場（市場併設）の運営に対する一般会計からの繰入は、他の自治体でも発生しており、西宮市の繰入率は同規模のと畜場を有する自

治体の繰入率と同程度となっている。

西宮市では、一般会計繰入金が継続的に発生していたことから、食肉センターの根本的な方向を定めるため、**西宮市食肉センター検討委員会を設置し、同委員会は平成 16 年 3 月に「西宮市食肉センター検討委員会提言書」を提出**した。その一方で、西宮市は、食肉センターの存在意義を検討するため、民間調査会社に食肉センターによる経済効果の調査を委託した。西宮市は、同社より平成 20 年 2 月に「西宮市食肉センターによる経済効果に関する調査業務 報告書」を受領し、同報告書上、食肉センターの経済効果が 20.54 億円と算出されたため、西宮市では食肉センターの存在意義が確認されたとして、西宮食肉事業協同組合と協議を行い、食肉センター利用事業者の出資により設立された**㈱キャンフォラに、平成 20 年度から平成 22 年度の 3 ヶ年について指定管理を委託**し、この間、公設民営が可能かの検討と、西宮食肉事業協同組合との協議を実施した。その結果、民間事業者の経営努力によっても、財政的に独立した民間経営は困難との判断に至り、**平成 23 年度以降も指定管理を継続することとし、現在に至っている。**

兵庫県内には、西宮市食肉センターを含め、複数の食肉センターが存在している。利用状況（処理頭数）については、平成 28 年度までは西宮市食肉センターが最多であったが、**平成 29 年 4 月に、姫路市で和牛マスター食肉センターが稼働を開始した結果、大動物（牛）の処理頭数が大きく減少**し、和牛マスター食肉センターが大動物（牛）の処理頭数で最大の施設となった。

同センターは、従来姫路市が設置・運営する食肉センターであったものが、平成 27 年 4 月に民間事業者に譲渡され、その後施設の建て替えが行われたものである。譲渡を受けた民間事業者は、大手食肉加工会社と地元食肉関係団体の出資により設立された会社であり、建て替え後の処理能力も、大動物（牛）50 頭／日から 200 頭／日に増加されている。また、同センターは、新設の際の設備対応により、台湾、タイ、マカオ、シンガポール、ミャンマーの出荷認証を受けており、今後、米国、EU、フィリピン、ベトナム等の出荷認証を受け、積極的に海外出荷を図ることにより処理頭数の増加を図ることが予想される。

**和牛マスター食肉センターの稼働に関与している大手食肉加工会社は、従来、西宮市食肉センターの大口の出荷先であったが、平成 29 年 7 月頃より、同社向けの出荷が段階的に減少し、それが西宮市食肉センターの大動物処理頭数の減少に大きく影響していると考えられる。但し、大動物の他の出荷先への頭数は大きな変動はなく、処理頭数は下げ止まっており、また、小動物**

の処理頭数は、県下最大と変わらず、総体としては、県下最大の処理頭数を維持している。西宮市食肉センターの稼働率は、平成 28 年度まで大・小動物をあわせて 90%前後を維持していたが、和牛マスター食肉センターの稼働の影響を受け、大動物の稼働率が低下し、現在は、平成 28 年度以前と同程度の高い水準の稼働率を維持することが難しい状況となっている。

このように、西宮市食肉センターを取り巻く環境は厳しくなっており、そのあり方も含め、以下のような課題が認められた。

(i) 一般会計からの多額の繰入金

36 頁記載のとおり、**過去 10 年間**（平成 20 年度～平成 29 年度）の**食肉センター事業は赤字が継続**しており、その赤字を補填するために**毎年 1 億数千万円の一般会計からの繰入金が発生**している。特に、事業運営に直接関連する収支（使用料及び食肉センター費）を比較した場合、食肉センター費の半分程度しか使用料で賄っておらず、一般会計からの繰入金に依存しなければ事業運営が成り立たない性格の事業となっている。西宮市は、事業の赤字を縮減するために、コスト削減を進めてきているが、施設の稼働率が 90%を超えていた平成 28 年度までですら事業運営は赤字であり、多額の一般会計繰入金が発生していたことを勘案すれば、**和牛マスター食肉センターの稼働の影響を受けた平成 29 年度以降、利用者による処理頭数増の取組みにより、一定の改善はなされているものの、事業運営が大きく好転することを期待することは難しい状況**となっている。

他の自治体でも同様の状況ではあるが、上記のように、**毎年多額の一般会計からの繰入金が発生している状況を鑑みれば、特別会計制度の意義である「受益と負担の関係や事業毎の収支の明確化」「適正な受益者負担、事業収入の確保や歳出削減努力の促進」等を再認識し、使用料の改定等により収入の向上を図るとともに、更なるコスト削減を進めることで、収支状況の改善を図る必要がある**。更には、今後、平成 33 年度より、全食品事業者等に対して適用される HACCP（危害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理手法）の導入に伴う課題に対しても、その対応を求められることとなる。

【平成29年度決算を用いた各市の繰入率調べ（西宮市と同規模のと畜場（市場併設）を抜粋）】

		大動物 (頭)	小動物 (頭)	小動物換算 (頭)	歳入 (千円)	歳出 (千円)	他会計繰入金 (千円)	繰入率 <sup>(※)</sup> (%)
中央市場	さいたま市	9,693	48,021	86,793	288,629	288,629	166,280	57.6%
	大阪市	22,068	54,972	143,244	1,802,461	1,802,461	1,040,158	57.7%
	神戸市	10,403	12,304	53,916	938,489	938,489	486,060	51.8%
	広島市	7,139	63,854	92,410	1,313,797	1,313,797	931,895	70.9%
	福岡市	21,708	132,800	219,632	1,608,856	1,608,856	942,388	58.6%
地方市場	西宮市	11,950	42,770	90,570	320,711	315,760	176,900	56.0%
	岐阜市	4,132	70,220	86,748	243,529	243,529	114,834	47.2%
	四日市市	4,029	90,744	106,860	642,915	637,192	388,964	61.0%
	加古川市	7,576	0	30,304	160,553	154,156	103,904	67.4%
	佐世保市	9,980	105,515	145,435	523,900	523,900	203,275	38.8%

(※) 歳出に対する他会計からの繰入金の比率（他会計繰入金÷歳出×100）

【近隣市との利用状況比較】

(単位：頭)

	運営形態	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
西宮市	指定管理	17,123	17,281	16,303	17,203	11,946
		45,477	43,680	42,668	42,368	42,774
神戸市	直営	14,559	13,710	12,537	10,809	10,403
		8,826	9,641	12,437	12,187	12,304
加古川市	第3セクター	9,734	10,311	8,585	8,998	7,572
		1	0	8	1	4
姫路市	民営 (平成27年度～)	11,947	12,149	11,766	9,547	17,224
		2,835	2,034	1,540	0	0
朝来市	民営 (平成29年度～)	1,240	1,175	1,275	1,262	1,302
		0	0	0	0	0
たつの市	業務委託	5,286	5,083	4,940	4,796	5,037
		35,597	32,174	32,425	32,359	31,249
淡路市	指定管理	2,668	2,246	2,063	1,820	1,647
		1	1	2	1	1

(注) 上段：大動物 下段：小動物

## 【西宮市食肉センターの稼働率推移】

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
稼働率	94.9%	93.4%	89.7%	92.1%	76.0%	67.8%

(注1) 平成30年度は、4月～6月までの3ヶ月間の値

(注2) 稼働率は、小動物換算（大動物1頭を小動物4頭に換算）で算出された頭数（実際処理頭数）を最大処理可能頭数で除して算出

### (ii) 運営形態について

上記のとおり、西宮市食肉センターは、現在、指定管理者（㈱キャンフォラ）による管理運営が行われている。**従前は、西宮市の直営施設であったが、平成20年度より指定管理者制度を導入**している。

西宮市が策定している指定管理者制度運用指針では、指定管理者制度は、「公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とし、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせようとするもの」であり、制度導入への検討項目として、「施設の設置目的、当該施設が提供するサービスの専門性、特殊性、施設の規模等に鑑み、的確な民間事業者等による代行が可能か」「民間事業者等に代行させることで、サービス内容の充実や当該事業者等のノウハウの活用が期待できるか」「民間事業者等に代行させることで、コスト削減が可能か」等を挙げている。

また、**指定管理者制度は、「公の施設」の存在を前提として成立する制度**である。換言すれば、指定期間中は、西宮市がその施設を民間等へ売却又は廃止せず、「公の施設」として継続して保有することを意味するものである。西宮市食肉センターの場合、平成20年4月より指定管理者制度が導入され、現在第3期目を迎えるところであり、平成31年4月より第4期目の指定管理者が管理運営を行う予定である（第4期指定期間：5年）。この場合、西宮市食肉センターについては指定管理者制度合計16年間で導入され、**少なくとも平成36年3月までは「公の施設」として存続することが想定**される。

この点、経済効果を論拠として、指定管理者制度による運営を継続している理由について、西宮市は以下のとおり、回答している。

直近の平成 28 年度出荷頭数を用いて経済効果の再算出を行い、その結果として、経済効果額 38 億 7,000 万円、利用事業者 19 社と大手出荷先 3 社からの納税額 3 億 8,800 万円、市内雇用者数 699 人であり、更にアンケート調査から、食肉センター利用事業者の他、一次出荷先 50 社、二次出荷先 32 社、運送業者 3 社、倉庫業者 2 社の関連企業網が西宮市内に形成されていることが確認された。

このことから食肉センターは西宮市内の産業振興にとって重要な施設であるものと認識しており、仮に食肉センターを廃止した場合、市内産業に与える影響は非常に大きいことから、食肉センターの廃止は困難であり、市による一定の負担を行っても運営を継続する必要があると考えております。

経済効果 38 億 7,000 万円の主な内容は、一次波及効果 21 億 6,700 万円（食肉センターでの取引を通じて、他の産業の生産やサービスを誘発し、その結果、供給される生産やサービスの価値）、二次波及効果 11 億 6,900 万円（食肉センターでの取引及びその一次波及効果によって発生した生産額の一定部分が労働者に賃金等で分配され、その一定割合が消費に回ることによって新たに誘発される商品の生産やサービス）である。また、食肉センターを廃止した場合、関連企業に対する損失保証金が発生する可能性もあり、食肉センター建設時に受領した国庫補助金の一部について返還する必要がある等の問題も考慮せざるを得ない問題ではある。

西宮市の重要な産業振興策であり、関連企業の雇用の維持等を勘案した場合、食肉センターの運営を維持することは合理的な判断と言えるが、**西宮市は「食肉センターの場合、指定管理者の独自事業や運営努力による利用数増加を求めることは、直接的には難しいと考えられます。」**としており、また、事業の収支が改善されているとは言えない状況であるため、サービス内容の充実・民間事業者のノウハウ活用・コスト削減等の指定管理者制度導入のメリットが十分に生かされているかという点については、疑問が残るところである。

平成 31 年度からの第 4 期指定期間中においても、整備事業費も含め 10 億円程度<sup>(注)</sup>の財政負担が発生する可能性もあり、それ以降も事業を継続する場合には、老朽化した建物、空調設備、給排水設備等の基幹設備の大規模修繕や入れ替え等が必須であり、それに対応するための財政負担も必要となる。また、施設を建て替える場合には、多額の財政負担や代替地等



の問題も当然発生する。しかし、建物の残存耐用年数は 15 年程度の見込まれることから、今後の方向性を検討する時間はそれ程残されていない。

**西宮市は、第 4 期指定期間後の食肉センターの方向性を決定していないが、改めて、指定管理者制度による食肉センター運営を今後も長期的に継続することのメリットとデメリットを比較・考慮し、将来における食肉センターの在り方を早急に検討すべきである。**

項目	金額 (千円)	備考
一般会計からの繰入金	884,500	平成 29 年度と同額 (176,900) 千円と仮定して計算
整備事業費	180,500	西宮市から入手した資料に基づき集計
合計	1,065,000	

(注) 上表の方法に基づき、包括外部監査人が試算している。

#### 【 西宮市食肉センターの指定管理者の推移 】

	指定期間	指定管理者	募集方法
第 1 期	平成 20 年 4 月～平成 23 年 3 月 (3 年)	㈱キャンフォラ	非公募
第 2 期	平成 23 年 4 月～平成 26 年 3 月 (3 年)	㈱キャンフォラ	非公募
第 3 期	平成 26 年 4 月～平成 31 年 3 月 (5 年)	㈱キャンフォラ	非公募
第 4 期	平成 31 年 4 月～平成 36 年 3 月 (5 年)	㈱キャンフォラ	非公募

② 固定資産の管理について

**【指摘事項－12】** 西宮市食肉センターでは工作物に係る公有財産台帳を整備しておらず、西宮市公有財産規則第45条において、常に整備しなければならないとされる公有財産台帳が網羅的に整備されていない。

**【意見－11】** 西宮市食肉センターは、西宮市公有財産規則第45条に基づき、工作物に係る公有財産台帳を適切に整備する必要がある。

西宮市公有財産規則第45条では、公有財産台帳の作成及び保管について、以下のとおり、定められている。

第45条 次に掲げる公有財産に係る台帳及び必要図面その他の資料は、常に整備し、財産の変動を明らかにしておかなければならない。

(1) 土地  
 (2) 立木  
 (3) 建物  
 (4) 工作物  
 (5) 船舶  
 (6) 地上権等  
 (7) 有価証券  
 (8) 出資による権利

また、別表で、各公有財産の区分、種目及び数量が定められている。

**【別表第1】**

公有財産の区分、種目及び数量の単位表

区分	種目	数量単位	摘要
土地	田	平方メートル	
	畑	〃	
	宅地	〃	
	鉱泉地	〃	
	池沼	〃	
	山林	〃	
	牧場	〃	
	原野	〃	
	墓地	〃	
	境内地	〃	
	運河用地	〃	

区分	種目	数量単位	摘要
	水道用地	〃	
	用悪水路	〃	
	溜地	〃	
	堤	〃	
	井溝	〃	
	保安林	〃	
	公衆用道路	〃	
	公園	〃	
	学校用地	〃	
	雑種地	〃	
立木竹	立木	立方メートル	
	竹	本	
建物	事務所建	平方メートル	庁舎、学校、図書館、保健所等
	住宅建	〃	公舎、市営住宅、寮等
	工場建	〃	
	倉庫建	〃	倉庫、車庫等
	雑屋建	〃	小屋、物置、廊下、便所等他の種目に属しないもの
工作物	門	個	木門、石門等の各1箇所をもつて1個とする。
	囲障	メートル	柵、塀、垣等
	給水施設	個	一式をもつて1個とする（建物等の従物を除く。）
	排水施設	〃	〃
	池井	〃	貯水池、濾水池、井戸、プール等の各1箇所をもつて1個とする。
	照明施設	〃	電燈、ガス燈、弧光燈等に関する野外照明設備（常時取りはずす部分を除く。）の各一式をもつて1個とする。
	通信施設	〃	野外の私設電話、電鈴等に関する設備（他の種目に属しないものを含む。）各一式をもつて1個とする。
	貯槽施設	〃	水槽、油槽、ガス槽等に関する設備で、各その個数による。
	望楼	〃	1箇所をもつて1個とする。
	起重機	〃	定置式のものにつき、一式をもつて1個とする。
	汚水処理施設	〃	一式をもつて1個とする。
	汚物処理施設	〃	〃
	作業施設	〃	除塵、噴霧等に関する設備の各一式をもつて1個とする。
	諸標	〃	信号標識、立標等の各1箇所をもつて1個とする。
	雑工作物	〃	掲示場、石炭置場等他の種目に該当しないもの一式をもつて1個とする。
	動産	船舶	隻
航空機		機	飛行機、回転翼航空機、滑空機等
浮標		個	
浮棧(さん)橋		〃	
浮ドック		〃	
地上権等	地上権	平方メートル	
	地役権	〃	
	鉱業権	〃	
	その他	〃	
特許権等	特許権	件	
	著作権	〃	
	商標権	〃	
	実用新案権	〃	
	その他	〃	
有価証券	株券	口	
	社債券	〃	

区分	種目	数量単位	摘要
	公債証券	〃	
	国債証券	〃	
	受益証券	〃	
出資による権利	出資金	円	

西宮市食肉センターでは、土地及び建物については、公有財産台帳を整備していたが、工作物に係る公有財産台帳を整備しておらず、西宮市公有財産規則第45条において、常に整備しなければならないとされる公有財産台帳が網羅的に整備されていない。なお、西宮市では、公有財産台帳とは別に、土地、建物、物品等の取得年月日、取得価額、耐用年数、現在簿価等が記載された固定資産台帳が存在する。

西宮市食肉センターは、西宮市公有財産規則第45条に基づき、工作物に係る公有財産台帳を適切に整備する必要がある。

#### 【 視察を実施した公有財産の写真 】

< 西宮市食肉センター外観 >



(3) 農業共済事業特別会計

**【指摘事項－13】** 西宮市が行っている農業共済事業は、農産物共済（水稲）と園芸施設共済である。平成 29 年度の共済金支払額は前者が 4 千円、後者が 1,024 千円と少額である。

**【意見－12】** 西宮市単独で農業共済事業を行うよりも、県単位で事業を行う方が、規模の経済により、利用者満足度の向上、事業運営の効率化を達成できる可能性がある。「兵庫県農業共済組合設立推進協議会」において、農業共済事業の 1 県 1 組合化に向けて、真剣な議論を行い、目標とする平成 32 年 4 月より県単位で農業共済事業を行うことができるよう、努力する必要がある。

農業保険法の改正による農業共済制度の見直し及び農業経営収入保険事業の創設等により、農業者の選択の幅が広がった。農業者を取り巻く環境が大きく変化するなか、農業共済制度の実施主体には、i) 安定的な事業運営基盤の構築と十分な危険分散のもと、掛金水準が急騰するリスクを軽減すること、ii) 全ての事業で、適正に機能する率を設定可能な加入者規模を確保し、農業者ごとの被害実態に応じた適正な掛金率で加入することを可能にすること、iii) 大災害等でも、迅速な損害評価等による共済金の早期支払いを可能にすること、が求められている。

このように、業務運営の効率化や執行体制の強化、制度の安定的な運営を行うため、全国的に 1 県 1 組合化が推奨されており、兵庫県においても現在協議を行っているところである。

平成 30 年 1 月 24 日付で、「兵庫県農業共済組合設立推進協議会」を設置し、平成 32 年 4 月を目標年次とした 1 県 1 組合化に向けて、全県をあげて、現在、具体的な内容について協議を行っている。なお、県単位で農業共済事業を行うことになった場合、本特別会計は廃止となる。

**西宮市が行っている農業共済事業は、農産物共済（水稲）と園芸施設共済である。平成 29 年度の共済金支払額は前者が 4 千円、後者が 1,024 千円と**

少額である。西宮市単独で農業共済事業を行うよりも、県単位で事業を行う方が、規模の経済により、利用者満足度の向上、事業運営の効率化を達成できる可能性がある。

「兵庫県農業共済組合設立推進協議会」において、農業共済事業の1県1組合化に向けて、真剣な議論を行い、目標とする平成32年4月より県単位で農業共済事業を行うことができるよう、努力する必要がある。

#### (4) 区画整理清算費特別会計

**【意見—13】** 西宮市は、阪神間都市計画事業鳴尾駅周辺土地区画整理事業の清算金の交付及び徴収に際して、区画整理清算費特別会計を使用するか否かを検討し、使用する見込みがない場合には、速やかに当特別会計を廃止すべきである。

既述のとおり、平成 29 年度において区画整理清算費特別会計で実施されている区画整理事業は、「阪神間都市計画事業段上特定土地区画整理事業」及び「阪神間都市計画事業西宮北口駅北東震災復興土地区画整理事業」の 2 つの事業である。この内、前者については、平成 29 年 12 月に清算金の徴収が完了したことに伴い、事業が終了し、平成 30 年 7 月に「阪神間都市計画事業段上特定土地区画整理事業に関する条例」の廃止が可決承認されている。後者については、清算金の徴収が続いているが、平成 31 年 2 月には清算金の徴収が完了し、平成 31 年度中に「阪神間都市計画事業西宮北口駅北東震災復興土地区画整理事業施行に関する条例」が廃止される可能性が高く、その場合、区画整理清算費特別会計で実施されている事業は無くなることとなる。

一方、西宮市は「阪神間都市計画事業鳴尾駅周辺土地区画整理事業施行に関する条例」(平成 15 年 7 月 14 日西宮市条例第 10 号)に基づき、阪神間都市計画事業鳴尾駅周辺土地区画整理事業を実施しており、仮換地の指定が終了している。今後、換地処分が行われ、清算金の交付及び徴収が開始されることとなるが、その際、当該特別会計が使用される可能性も残されている。

従って、西宮市は、阪神間都市計画事業鳴尾駅周辺土地区画整理事業の清算金の交付及び徴収に際して、区画整理清算費特別会計を使用するか否かを検討し、使用する見込みがない場合には、速やかに当特別会計を廃止すべきである。

(5) 中小企業勤労者福祉共済事業特別会計

① 財政全般

**【指摘事項－14】** 過去 10 年の中小企業勤労者福祉共済事業特別会計の歳入及び歳出決算額の推移をみると、財政不足を補填するために、一般会計から繰入金を繰り入れており、繰入額は過去 10 年平均で 50 百万円程度となっている。

**【意見－14】** 所轄課である労政課においては、一般会計からの財政補填が不要となる会員の加入率を目標値とし、その加入率向上に向けた施策を検討すべきである。また掛け金についても平成元年より月額 500 円としており、それ以降値上げを検討していない。現状の収支悪化状況においては、掛け金の値上げも検討すべきである。

過去 10 年の中小企業勤労者福祉共済事業特別会計の歳入及び歳出決算額の推移（51 頁～52 頁参照）をみると、財政不足を補填するために、一般会計から繰入金を繰り入れており、繰入額は過去 10 年平均で 50 百万円程度となっている。

所轄課である労政課では、事業の財政健全化のために、加入促進活動を行っており、その事業評価として会員の加入率を用いている。しかし、労政課において、実際に加入率が何パーセントになれば一般会計からの繰入金が不要となるかどうか等の試算を行っておらず、労政課において目標値としている加入率 10%については具体的な根拠がない状態である。

所轄課である労政課においては、一般会計からの財政補填が不要となる会員の加入率を目標値とし、その加入率向上に向けた施策を検討すべきである。また掛け金についても平成元年より月額 500 円としており、それ以降値上げを検討していない。現状の収支悪化状況においては、掛け金の値上げも検討すべきである。



② 会員数の増加

**【指摘事項－15】 中小企業勤労者福祉共済の会員数を増加するための対策が必要である。**

**【意見－15】 中小企業勤労者福祉共済事業を安定して継続していくために会員数を増加することは必須であり、現状の加入促進活動の見直しを行うべきである。**

中小企業勤労者福祉共済の加入事業所数は過去 10 年で減少傾向にあり、会員数も過去 10 年で減少傾向にある。**中小企業勤労者福祉共済の会員数を増加するための対策が必要である。**

所轄課である労政課による加入促進活動及び加入状況は下記のとおりである。平成 29 年度の加入率は 0.7%（加入事業所を訪問件数で除した割合）であり、会員数は前年比 39 人の増加、会費は前年比 609 千円の増加となっているが、2 名の加入促進員の人件費（7,109 千円）と比べるとその効果は低いと推測される。また、現状の戸別訪問による促進活動では、福祉共済対象者である個人事業主に対する促進活動がなされておらず、必ずしも効果的な加入促進活動が行われているとは言えない実態がある。また、労政課においては、会員数の増加を目的とした運営審議が行われていない。

**中小企業勤労者福祉共済事業を安定して継続していくために会員数を増加することは必須であり、現状の加入促進活動の見直しを行うべきである。**

(i) 加入促進の取組み

制度の周知を図るため、西宮市内の全事業所を対象に加入促進員 2 名（平成 23 年度は 1 月から 3 名）が訪問による加入促進を行っている。専任の嘱託職員（加入促進員）2 人が阪急今津線を境に西と東に区分けして、従業員 300 人以下の全事業所のうち未加入事業所を 3 年に 1 巡するペースで、過去からの訪問記録を記入した「訪問カード」に基づき、地域ごとに戸別訪問を主体に単車や自転車で訪問して加入促進を行っている。また、新規開業等の情報収集に努め、訪問地域以外へはダイレクトメールを送付し、加入促進を行っている。

【 訪問件数 】

年度	訪問件数
平成 18 年度	5,591 件
平成 19 年度	4,551 件
平成 20 年度	4,320 件
平成 21 年度	9,394 件
平成 22 年度	4,198 件
平成 23 年度	5,044 件
平成 24 年度	4,654 件
平成 25 年度	4,365 件
平成 26 年度	4,328 件
平成 27 年度	5,186 件
平成 28 年度	5,649 件
平成 29 年度	4,651 件

( ii ) 加入状況

年度	加入事業所数			会員数			加入事業者の加入率	会員の加入率
	加入(社)	脱退(社)	年度末現在数(社)	加入(人)	脱退(人)	年度末現在数(人)		
20 年度	58	75	1,122	1,289	1,568	9,351	8.4%	8.2%
21 年度	62	57	1,127	1,032	1,390	8,993	8.3%	8.0%
22 年度	47	81	1,093	987	1,105	8,875	8.1%	7.7%
23 年度	21	65	1,049	906	940	8,841	7.8%	7.6%
24 年度	28	54	1,023	880	918	8,803	7.6%	7.5%
25 年度	40	59	1,004	1,000	1,081	8,722	7.6%	7.2%
26 年度	39	43	1,000	1,028	978	8,772	7.5%	7.2%
27 年度	45	46	999	1,069	962	8,879	7.0%	7.0%
28 年度	39	51	987	1,055	1,020	8,914	6.9%	7.0%
29 年度	32	37	982	1,020	981	8,953	6.9%	7.1%

③ 県単位で中小企業勤労者福祉共済事業を行うことの可否

**【指摘事項－16】** 西宮市の中小企業勤労者福祉共済事業は、加入事業所及び被共済者数ともに減少傾向にある。

**【意見－16】** 加入事業所及び被共済者数がこのまま減少し続ける場合には、西宮市単独で中小企業勤労者福祉共済事業を行うよりも、県単位で事業を行う方が、利用者満足度の向上、事業運営の効率化を達成できる可能性がある。過去の経緯に囚われず、新たな視点により、県単位で中小企業勤労者福祉共済事業を行うことの可否について検討する必要がある。

昭和 48 年 10 月に西宮市中小企業勤労者福祉共済事業発足し、その後、昭和 51 年 1 月に県の福祉共済事業が発足している。

西宮市勤労福祉審議会の「西宮市における勤労福祉事業のあり方について」（昭和 47 年 12 月 20 日付）の答申を受けて、昭和 48 年 10 月に共済事業が発足した経緯もあることや昭和 63 年の答申では、「福祉共済制度を魅力ある制度とするために積立金（基金）の弾力的な運用をもってしても限界がある。それゆえ、一定の市費を事業費に導入し、事業内容の充実を図ることにより、中小企業で働く勤労者の福祉が増進し、雇用の安定と中小企業の振興に繋がると考える。」とあり、今後も市直営として制度運営を行うこととしている。また、平成 15 年度には、福祉共済制度の安定性を維持するために、勤労福祉行政の一環として西宮市が直営で行うのが最適と判断し、現在に至っている。

しかし、**西宮市の中小企業勤労者福祉共済事業は、加入事業所及び被共済者数ともに減少傾向にあり、このまま減少し続ける場合には、西宮市単独で中小企業勤労者福祉共済事業を行うよりも、県単位で事業を行う方が、利用者満足度の向上、事業運営の効率化を達成できる可能性がある。**

県単位で中小勤労者福祉共済事業を行うことについては、次頁表のとおり、一般論において多くのデメリットが発生するが、民間企業の退職金制度のように、デメリットが極力生じない県単位への事業移管も有り得るものと考え

る。過去の経緯に囚われず、新たな視点により、県単位で中小企業勤労者福祉共済事業を行うことの可否について検討する必要がある。

**【 県単位で中小企業勤労者福祉共済事業を行うことのメリット・デメリット 】**

メリット	デメリット
人件費・事務費などの市の財政負担が減る。	加入者にとって給付種類と給付金額が減少する。
加入者数が多くなることにより割引等の取扱施設の拡大や割引額の増加などのメリットが生じる可能性がある。	会報誌が毎月発刊から年5回発刊へ減少する。
インフルエンザ予防接種費用補助が500円から2,000円に増え、対象が「会員本人のみ」から「会員本人・配偶者」へ変更になる。	本市福祉共済加入者が本市福祉共済から県の福祉共済へすべて加入し直すことはないと考えられ、その結果福利厚生サービスを受用できない中小企業勤労者が増加し、市内の中小企業の発展・振興が損なわれる。
	本市福祉共済の加入年数の期間が県の福祉共済に継続されない。

(注) 包括外部監査人からの質問に対する労政課の回答。

**【 県単位で中小企業勤労者福祉共済事業を行うことになった場合、本特別会計の取扱いはどのようになるのか 】**

県単位で共済事業を行った場合、本市の共済事業は共同運営する必要もないことから廃止になると思われる。しかしながら、本事業を廃止するにあたっては西宮市勤労福祉審議会<sup>(注)</sup>の意見を踏まえて決定することになり、本市が独断で決定できるものではない。

県単位で共済事業を行うことにより、本市共済事業が廃止になれば、給付等の制度も異なることから、加入者は市から県への継続加入はできず、いったん本市共済事業を脱退してから、県の共済事業へ加入することとなる。例えば、本市共済事業へ15年加入していたとしても、県の共済事業へ加入し直すと1年目となり、加入者の責任はない不利益が生じる。また、本市共済事業が廃止となった場合、現在の加入事業所がすべて県の共済事業に加入することはないと考えられることから、勤労者福祉の低下につながり、市内の中小企業の振興や発展が現在よりも損なわれる恐れがあると考えている。

(注) 西宮市勤労福祉審議会のメンバーは、学識経験者6名以内、勤労者代表(労働団体推薦)6名以内の計12名(上限)で構成されています。

(注) 包括外部監査人からの質問に対する労政課の回答

(6) 鳴尾財産区特別会計

指摘事項及び意見はなし。

**【 視察を実施した公有財産の写真 】**

<五ヶ池>



<五ヶ池入口>





(7) 集合支払費特別会計

**【指摘事項－17】** 現在では公共料金の契約先が多様化しており、特別会計による公共料金支払事務の一元化が事務負担軽減に寄与する度合いが減少している。

**【意見－17】** 公共料金の予算は、発生元である各課において一般会計に計上し、予算執行もしており、支払いのみ庁舎管理課が特別会計にて実施しているが、集合支払費特別会計を廃止し、支払いも一般会計にて実施すべきある。

西宮市では、市の支払に属する多くの公共料金（電気使用料、ガス使用料、水道使用料、電話使用料）について一般会計に計上するものの同額を集合支払費特別会計に各課の一般会計から繰替処理し、同特別会計にて集合自動振替払いを行っている。なお、平成 29 年度の同特別会計歳出額は 17 億円となっている。

西宮市がこれら公共料金を集合支払費特別会計に計上する理由について担当課である庁舎管理課に質問をしたところ、「公共料金支払という各課共通の事務を庁舎管理課が 1 課で集合自動振替払いを行うことにより、遅払いの防止と支払事務の簡素化を図り、もって予算執行の適正円滑化を期するため。」とのことであった。従来、電気、ガス、水道及び電話の供給会社は、関西電力、大阪ガス、西宮市上下水道局及び N T T 西日本といった単一企業であったことから、特別会計による公共料金支払事務の一元化が事務負担軽減に寄与していたものと考えられる。

一方、**現在では公共料金の契約先が多様化しており、特別会計による公共料金支払事務の一元化が事務負担軽減に寄与する度合いが減少している。また、公共料金の予算は、発生元である各課において一般会計に計上し、予算執行もしており、支払いのみ庁舎管理課が特別会計にて実施しているが、集合支払費特別会計を廃止し、支払いも一般会計にて実施すべきある。**

なお、集合支払費については、国民健康保険等のように法令により特別会計による処理が求められてはいない。地方財政法第 6 条における、公営企業で政令で定めるものにも該当しない。包括外部監査人が WEB 検索を行ったと

ころ、他の地方公共団体における公共料金の会計処理区分は、特別会計、一般会計、基金による方法があり、兵庫県内の近隣市では、一般会計による方法を採用している例が多いようである。

#### 【 地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号） 】

第 6 条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第五条の規定による地方債による収入を含む。）をもってこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもってこれに充てることができる。

#### 【 地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 267 号） 】

第 46 条 法第六条の政令で定める公営企業は、次に掲げる事業とする。

- 1 水道事業
- 2 工業用水道事業
- 3 交通事業
- 4 電気事業
- 5 ガス事業
- 6 簡易水道事業
- 7 港湾整備事業（埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。）
- 8 病院事業
- 9 市場事業
- 10 と畜場事業
- 11 観光施設事業
- 12 **宅地造成事業**
- 13 公共下水道事業

(8) 公共用地買収事業特別会計

① 特別会計経理を行うことについての是非

(i) 根拠法令からの検討

公共用地買収事業特別会計については、根拠法令がないため、根拠法令から特別会計経理を行うことについての是非は判断できない。

(ii) 決算計上項目及び金額からの検討

平成 29 年度歳入歳出決算書によると、庁舎用地買収事業（歳入額 1,065 千円）、道路用地買収事業（歳入額 53,628 千円）、市街地整備用地買収事業（歳入額 19,500 千円）に係る歳入歳出を決算に計上している。庁舎用地買収事業は、第二庁舎建設のため、建設予定地となる西宮区検察庁跡地を買収するにあたり、公共用地先行取得債を活用するため特別会計にて先行取得したものである。道路用地買収事業は、街路事業等の円滑な進捗を図るため、都市計画道路予定地等の周辺住民あるいは都市計画道路予定地等の地権者に対して、起業地（道路区域）の買収に併せて道路残地等の買収を行い、あわせて、取得済道路用地の適切な維持管理等により周辺環境を保全するものである。市街地整備用地買収事業は、市街地整備課所管事業における用地の買収、市街地整備課所管用地の売却、貸付、維持管理を行うものである。いずれの事業も公共用地買収に係る事業であり、また、3 事業には金額的ボリュームもあることから、一般会計と区分することにより、受益と負担の関係や収支をより明確にする意義は高く、公共用地買収事業特別会計を特別会計とすることは適切である。



(9) 市街地整備事業特別会計

① 特別会計経理を行うことについての是非

**【指摘事項一18】** 平成 29 年度歳入歳出決算書によると、歳入歳出ともに予算実績はゼロであった。担当課の見解によると、「当該事業に係る最後の換地処分が平成 18 年に行われたため、それ以前は歳入歳出があったものと思われるが、決算関係書の保存年限を超えており詳細は不明。」とのことであった。なお、市街地整備課に担当者がおかれていないのは、歳入歳出が見込まれないことによる。

**【意見一18】** 西宮市特別会計条例に市街地整備事業が列挙された当時は、当該事業に伴う歳入歳出が多く発生し、一般会計と区分することにより、受益と負担の関係や収支をより明確にする意義は高かったと考えられるが、現在では、そのような意義は見受けられない。市街地整備事業特別会計については、西宮市特別会計条例の改正により、廃止することを検討する必要がある。

(i) 根拠法令からの検討

市街地整備事業の担当課は市街地整備課ではあるが、担当者はおかれていなかった。

担当課の見解によると、「地方財政法第 6 条において、公営企業で政令で定めるものについては、その経理は特別会計を設けてこれを行う旨が記されている。また、政令で定める公営企業として、同法施行令政令第 46 条の 12 において宅地造成事業が挙げられている。市街地整備事業は、この宅地造成事業に該当するものと考えており、同法令に則り特別会計を設けている。」とのことであった。

(ii) 決算計上項目及び金額からの検討

平成 29 年度歳入歳出決算書によると、歳入歳出ともに予算実績はゼロであった。担当課の見解によると、「当該事業に係る最後の換地処分が平成 18 年に行われたため、それ以前は歳入歳出があったものと思われるが、決算関係書の保存年限を超えており詳細は不明。」とのことであった。なお、市街地整備課に担当者がおかれていないのは、歳入歳出が見込まれないことによる。

西宮市特別会計条例に市街地整備事業が列挙された当時は、当該事業に伴う歳入歳出が多く発生し、一般会計と区分することにより、受益と負担の関係や収支をより明確にする意義は高かったと考えられるが、現在では、そのような意義は見受けられない。市街地整備事業特別会計については、西宮市特別会計条例の改正により、廃止することを検討する必要がある。

【 地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号） 】

第 6 条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第五条の規定による地方債による収入を含む。）をもってこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもってこれに充てることができる。

【 地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 267 号） 】

第 46 条 法第六条の政令で定める公営企業は、次に掲げる事業とする。

- 1 水道事業
- 2 工業用水道事業
- 3 交通事業
- 4 電気事業
- 5 ガス事業
- 6 簡易水道事業
- 7 港湾整備事業（埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。）
- 8 病院事業
- 9 市場事業
- 0 と畜場事業
- 11 観光施設事業
- 12 **宅地造成事業**
- 13 公共下水道事業

(10) 介護保険特別会計

① 一般会計からの繰入額に関して

**【指摘事項－19】** 介護保険特別会計では、被保険者数の増加に伴い、（要介護）認定者数も年々増加していることで、保険給付費や、一般会計繰入額が年々増加傾向にある。なお、平成 29 年度における一般会計からの繰入額は 4,517,949 千円であるが、当該繰入額は全て法定内繰入額であり、その大半が介護給付費（3,549,112 千円）である。

**【意見－19】** 介護保険関連の諸情報や医療関連の諸情報等を活用し、（外部機関への委託を含めた）諸分析の実施、及び当該諸分析を活かしての介護予防策（将来的に健康寿命を延ばし、要介護認定者の増加を抑制する等）を検討すべきである。

**【意見－20】** 介護保険事業における業務を「管理業務（＝職員による判断が必要とされる業務）と作業業務（＝マニュアル等に基づき、実行する業務）」とに区分し、後者の業務については外部への委託や臨時職員を活用する等、正規職員の関与度を低くすることで、職員給付費の抑制を図り、介護給付費以外の一般会計からの繰入額に係る削減余地がないかどうかを検討すべきである。

本報告書の 66 頁（第 2 章 IV. 10.（3））、70 頁（第 2 章 IV. 10.（7））に記載のとおり、介護保険特別会計では、被保険者数の増加に伴い、（要介護）認定者数も年々増加していることで、保険給付費や、一般会計繰入額が年々増加傾向にある。なお、平成 29 年度における一般会計からの繰入額は 4,517,949 千円であるが、当該繰入額は全て法定内繰入額であり、その大半が介護給付費（3,549,112 千円）である。

高齢化の進展に伴い、要介護高齢者の増加や介護期間の長期化等、介護ニ

ーズがますます増大していく中で、西宮市では、将来的にさらなる1人当たりの保険料増加を見込んでいる。このような状況のもと、一人当たりの保険料増加を食い止めるためには、保険給付費（一般会計からの繰入額における介護給付費も含む）の抑制が必要不可欠であり、いわゆる「健康寿命を延ばす」（＝要介護認定率を下げる）ための施策が必要となる。

現在、上記の「健康寿命を延ばす」ための施策として、都道府県及び他の中核都市においても「医療・介護連携」を目指している中、国へ提供される諸データの取扱いをどのように扱うかが焦点となる。個人情報保護に関する法律等の観点により、情報の扱いには十分な注意が求められるが、下図のとおり、国レベルでも当該情報を有効に利用できるように促すガイドラインが提示されている。

## 【厚生労働省告示第240号 介護保険法第118条の2第2項の規定に基づき市町村が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針】

### 第1 総則

#### 1 目的

この指針は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第118条の2第2項の規定に基づき市町村（特別区を含む。以下同じ。）が厚生労働大臣に提供する情報について、その利用及び管理について責任を有する者（委託契約を締結して当該情報を管理する者を含む。以下「管理責任者」という。）以外への提供に関する事項を定めることにより、当該情報の適切な利用に資することを目的とする。

#### 2 対象となるデータの範囲

この指針の対象となる情報は、法第118条の2第1項の規定に基づき、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成、実施及び評価並びに国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するために行う調査及び分析に活用するために、同条第2項の規定により厚生労働省に提供される介護給付等に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は要介護認定及び要支援認定別の状況に関する情報並びに被保険者の要介護認定及び要支援認定における状況に関する情報（集計して得られたデータを含む。以下「データ」という。）とする。

### 第2 データの利用目的

- 1 データは、法第118条の2第1項の規定に基づき、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成、実施及び評価並びに国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資することを目的として、厚生労働大臣が行う調査及び分析並びに当該調査及び分析結果の公表のために用いるものとする。
- 2 市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成、実施及び評価に資することを目的として、調査及び分析を行うために、市町村長（特別区にあつては、区長。以下同じ。）又は都道府県知事が厚生労働大臣に対し、データの提供を求める場合には、厚生労働大臣は1の調査及び分析の結果のほか、当該求めに係るデータを市町村長又は都道府県知事に提供することができる。

### 第3 データの提供

#### 1 利用及び提供の制限

- (1) 第2の場合を除き、データは管理責任者以外の者に提供してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
  - ① 厚生労働省その他の国の行政機関、地方公共団体等が、法令に定める所掌事務の遂行に必要な限度で、かつ、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上等を目指した正確な根拠に基づく施策の推進のために利用する場合であつて、当該データの利用が公益性が高いものとして厚生労働大臣が承認した場合

② ①に規定する場合以外の場合であって、①に規定する施策の推進に有益な分析・研究又は学術研究の発展に資する目的で行う分析・研究のためにデータを利用しようとする者が、当該分析・研究に必要な限度で当該データを利用する場合であって、当該研究の目的、研究計画、データの分析方法、データの利用・管理方法等について審査した上で、当該データの利用が公益性が高いものとして厚生労働大臣が承認した場合

(2) (1)の①又は②に該当する場合にあつては、利用目的の達成に必要な範囲で、必要に応じて加工を行った上でデータを提供するものとする。

(以下省略)

(厚生労働省 HP より <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H180604R0010.pdf>)

## 【 要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関するガイドラインについて 】

老 発 0726 第 1 号  
平成 30 年 7 月 26 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省老健局長  
( 公 印 省 略 )

### 要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関するガイドラインについて

要介護認定情報・介護レセプト等情報については、介護保険法第118条の2第2項の規定に基づき市町村が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針（平成30年厚生労働省告示第240号（以下「指針」という。）」の第3の1（1）ただし書きの規定に基づき、厚生労働省その他の国の行政機関、地方公共団体等が、法令に定める所掌事務の遂行に必要な限度で、かつ、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上等を目指した正確な根拠に基づく施策の推進のために利用する場合、または、前述の施策の推進に有益な分析・研究もしくは学術研究の発展に資する目的で行う分析・研究のために、当該分析・研究に必要な限度でデータを利用する場合であつて、当該研究の目的、研究計画、データの分析方法、データの利用・管理方法等について審査した上で、当該データの利用が公益性が高いものとして厚生労働大臣が承認した場合は、利用できることとしている。

今般、要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関する有識者会議において要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関する依頼申出者の範囲や提供依頼申出者による研究成果等の公表に係る公表基準等について議論されたことを踏まえ、指針第3の1（1）ただし書きの規定に基づいて行うデータの提供に係る事務処理及び有識者の行う審査の基準を定めた「要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関するガイドライン」を策定したので、通知する。

貴職におかれては、本ガイドラインについて御知いただくとともに、貴管下の市区町村、関係機関等へ周知していただくよう御協力方お願いする。

なお、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成、実施及び評価に資することを目的として、調査及び分析を行うために、市町村長（特別区にあつては、区長。以下同じ。）又は都道府県知事が厚生労働大臣に対し、データの提供を求める場合には、本通知の主旨にはあたらず、厚生労働大臣は当該求めに係るデータを市町村長又は都道府県知事に提供することができることを申し添える。

このような状況のもと、介護保険特別会計を所管する介護保険課のみでなく、西宮市全体による取組みのもと、関係部門と連携し、**介護保険関連の諸**

**情報や医療関連の諸情報等を活用し、(外部機関への委託を含めた) 諸分析の実施、及び当該諸分析を活かしての介護予防策(将来的に健康寿命を延ばし、要介護認定者の増加を抑制する等)を検討すべきである。**

また、一般会計からの繰入額の全てが法定内繰入額である以上、積極的な当該繰入額の削減が難しいと考える。一方で、現状では保険給付費(一般会計からの繰入額における介護給付費も含む)の増加が見込まれている状況のもと、できる限りの歳出削減を目指すべきである。例えば、当該繰入額の中には、介護保険・高齢福祉課に係る「職員給与費」も含まれているが、**介護保険事業における業務を「管理業務(=職員による判断が必要とされる業務)と作業業務(=マニュアル等に基づき、実行する業務)」とに区分し、後者の業務については外部への委託や臨時職員を活用する等、正規職員の関与度を低くすることで、職員給付費の抑制を図り、介護給付費以外の一般会計からの繰入額に係る削減余地がないかどうかを検討すべきである。**

② 委託契約について

**【指摘事項－20】** 塩瀬地域包括支援センターに係る委託料の精算に関して、委託料が運営事業の対象内経費を上回っていることから、委託料の一部が西宮市に返還されているが、運営事業に係る総収入と総支出の多寡に基づく判定によると、委託料の返還が不要であったと解釈できることから、仕様書に定める精算方法と異なる取扱いが行われていたことになる。

**【意見－21】** 西宮市は、委託料の精算方法について、運営法人に周知徹底するとともに、仕様書等には本来の取扱いに沿って記載すべきである。

西宮市は、介護保険法に基づき、市内に15カ所の地域包括支援センター（西宮市高齢者あんしん窓口）を設置している。地域包括支援センターについては、原則として3職種（社会福祉士・保健師・主任介護支援専門員）を各1名ずつ配置する必要があることから、その運営については西宮市内に拠点を有する複数の社会福祉法人または医療法人へ委託している。

「地域包括支援センター運営について（地域包括支援センター運営事業委託仕様書）（平成29年4月）」において、委託料の精算について以下のとおり、規定されている。

（委託料の精算）

当該年度の地域包括支援センター運営事業に係る経費の総支出と、市から支払われる地域包括支援センター運営事業委託料及び要支援1・2と第1号事業対象者に対して行った介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントに係る作成費などの総収入について、収支決算報告書を市に提出すること。その際、運営事業の対象内経費と対象外経費とを分別し、計上すること。その上で、総収入が総支出を上回る場合は、その差額を市へ返還すること。

従って、委託料の精算の要否については、運営事業に係る総収入と総支出の多寡に基づき判定することとなる。しかし、平成29年度の委託料精算報告書を確認した結果、塩瀬地域包括支援センターに係る委託料の精算に関して、委託料（19,075千円）が運営事業の対象内経費（18,600千円）を上回っていることから、委託料の一部（474千円）が西宮市に返還されているが、



運営事業に係る総収入と総支出の多寡に基づく判定によると、委託料の返還が不要であったと解釈できることから、仕様書に定める精算方法と異なる取扱いが行われていたことになる。

西宮市は、委託料の精算方法について、運営法人に周知徹底するとともに、仕様書等には本来の取扱いに沿って記載すべきである。

運営法人から提出された資金収支計算書（サービス区分：塩瀬地域包括支援センター）によると、当期資金収支差額がマイナスとなっていることから、仕様書説明に基づく、委託料の返還が不要となることから、仕様書の記載を本来の取扱いに沿った内容に修正すべきである。

なお、西宮市は、「地域包括支援センター運営について（地域包括支援センター運営事業委託仕様書）（平成 30 年 4 月）」において、委託料の精算に関する規定を以下のとおり、見直している。

（委託料の精算）

当該年度の地域包括支援センター運営事業に係る対象内経費について、「地域包括支援センター運営事業精算調書」を作成し、市に提出すること。

また、対象内経費を含む総支出と、市から支払われる地域包括支援センター運営事業委託料及び要支援 1・2 と第 1 号事業対象者に対して行った介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントに係る作成費などを含む総収入について、対象内経費と対象外経費を分別表記した「地域包括支援センター運営事業委託料精算報告書」と、資金収支計算書等の「決算報告書」と合わせて市に提出すること。

その上で、対象内経費が当該運営事業委託料を下回る場合はその差額（A とします）を市へ返還すること。さらに、総収入が総支出を上回る場合、その差額（B とします）を市へ返還すること。ただし、（B）の額に（A）が含まれる場合は、（B）より（A）を差し引いた額とする。



(11) 後期高齢者医療事業

**【指摘事項－21】** 西宮市では後期高齢者医療事業において行っている人間ドック受診費用の助成に係る兵庫県後期高齢者医療広域連合補助金の減額が見込まれており、これを継続するためには、一般財源を繰り入れなければならない状況となっている。

**【意見－22】** 西宮市では、後期高齢者医療事業において行っている人間ドック受診費用の助成を継続すべきかどうか、継続するのであれば財源をどうするのかについて早急に検討を行う必要がある。

高齢者の医療の確保に関する法律第125条第1項では、後期高齢者医療広域連合が、健康教育、健康相談、健康診査及び保健指導、その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならないとされている。しかし、兵庫県後期高齢者医療広域連合には、健康診査等を実施する体制が無いことや高齢である被保険者の利便性を考慮し、兵庫県においては、健康診査等を各市町が実施し、広域連合が補助を行っている。平成29年度における兵庫県後期高齢者医療広域連合補助金は、70,631千円である。

担当課である高齢者医療保険課によると、**西宮市では後期高齢者医療事業において行っている人間ドック受診費用の助成に係る兵庫県後期高齢者医療広域連合補助金の減額が見込まれており、これを継続するためには、一般財源を繰り入れなければならない状況となっている。**

西宮市では、後期高齢者医療事業において行っている人間ドック受診費用の助成を継続すべきかどうか、継続するのであれば財源をどうするのかについて早急に検討を行う必要がある。

## 【 高齢者の医療の確保に関する法律（平成 29 年法律第 52 号） 】

### 第 5 節 保健事業

第 125 条 後期高齢者医療広域連合は、高齢者の心身の特性に応じ、健康教育、健康相談、健康診査及び保健指導並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

2 (以下省略)

## 【 人間ドック受診費用助成者数推移 】

(単位：名)

	平成 27 年度実績	平成 28 年度実績	平成 29 年度実績
人間ドック受診費用助成者数	542	645	804

(12) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

**【指摘事項－22】** 西宮市では、母子父子寡婦福祉資金貸付金について、個人別台帳によるシステム管理を行っているが、期中において全体の貸付金残高及び、収入未済額の個人別内訳を把握していなかった。

**【意見－23】** 少なくとも年度末時点においては、個人別に管理している貸付金の合計額とあるべき全体の貸付金残高との一致を確認し、貸付金の網羅性を確認する必要がある。平成29年度の母子父子寡婦福祉資金貸付に係る収入未済額は34,384千円であり、そのうちの大半が滞納繰越分(32,311千円)となっている。所管課である子供家庭支援課においては、安定した財源確保の観点から、債権回収率の向上について積極的に取り組む必要がある。

西宮市では、母子父子寡婦福祉資金貸付金について、個人別台帳によるシステム管理を行っているが、期中において全体の貸付金残高及び、収入未済額の個人別内訳を把握していなかった。

少なくとも年度末時点においては、個人別に管理している貸付金の合計額とあるべき全体の貸付金残高との一致を確認し、貸付金の網羅性を確認する必要がある。平成29年度の母子父子寡婦福祉資金貸付に係る収入未済額(調定額－収納済額－不納欠損額)は34,384千円であり、そのうちの大半が滞納繰越分(32,311千円)となっている。所管課である子供家庭支援課においては、収入未済額について現年度と滞納繰越分に分けて集計し、収入率を計算しているが、滞納繰越分をさらに細分化し、分析するなどの手続は行っていない。安定した財源確保の観点から、債権回収率の向上について積極的に取り組む必要がある。

**別 添** 指摘事項及び意見のまとめ

I. 監査項目別の指摘事項及び意見の数

監 査 項 目	指 摘 事 項	意 見
<b>1. 特別会計全般に関する事項</b>		
(1) 特別会計の廃止の検討の必要性	1	1
(2) 繰越金の取扱いについて	1	1
(3) 基金の取扱いについて	1	1
(4) 特別会計に計上する人件費の範囲について	1	1
(5) 委託業務について	1	1
(6) 滞納者に対する督促・徴収業務に係る情報の連携化について	1	1
(7) 決算関係書の保存年限について	1	1
計	7	7
<b>2. 各特別会計に関する事項</b>		
(1) 国民健康保険特別会計	1	1
(2) 食肉センター特別会計	4	3
(3) 農業共済事業特別会計	1	1
(4) 区画整理清算費特別会計	0	1
(5) 中小企業勤労者福祉共済事業特別会計	3	3
(6) 鳴尾財産区特別会計	0	0
(7) 集合支払費特別会計	1	1
(8) 公共用地買収事業特別会計	0	0
(9) 市街地整備事業特別会計	1	1
(10) 介護保険特別会計	2	3
(11) 後期高齢者医療事業	1	1
(12) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	1	1
計	15	16
合 計	22	23

## II. 指摘事項及び意見

包括外部監査の指摘事項及び意見につき一覧できるよう項目を整理するとともに、これらの項目のうち包括外部監査人が特に重要度が高いと判断した項目には◎を付し、次いで重要と判断した項目に○を付して、指摘事項及び意見のまとめとした。

### 1. 特別会計全般に関する事項

#### (1) 特別会計の廃止の検討の必要性

##### 指摘事項

指摘事項No.	要 約	重要度	報告書頁
[指摘事項-1]	西宮市では、現時点で廃止の検討を行うべき特別会計（集合支払費、市街地整備事業）、将来において廃止の検討を行うべき特別会計（農業共済事業、区画整理清算費）が存在する。	◎	93

##### 意 見

意見No.	要 約	重要度	報告書頁
[意見-1]	特別会計の廃止は、担当課において検討可能な領域ではないものと考えられる。適切な部課において検討されるべきである。	◎	93

#### (2) 繰越金の取扱いについて

##### 指摘事項

指摘事項No.	要 約	重要度	報告書頁
[指摘事項-2]	西宮市の特別会計に計上されている繰越金は、平成 29 年度末現在 12 億円であり、平成 20 年度末と比較すると 10 億円増加している。	○	95

##### 意 見

意見No.	要 約	重要度	報告書頁
[意見-2]	西宮市では、繰越金の具体的な処理方針が明確に示されていない。特別会計の繰越金のうち活用できる余地のある部分については、各事業の将来計画等を見据えた上で、将来どのように活用すべきかについての検討が必要である。	○	95

### (3) 基金の取扱いについて

#### 指摘事項

指摘事項No.	要 約	重要度	報告書頁
[指摘事項-3]	平成 29 年度末現在の特別会計の基金残高は、西宮市国民健康保険財政安定化基金が 2,771,362 千円、西宮市農業共済事業基金が 12,526 千円、西宮市中小企業勤労者福祉共済基金が 80,663 千円、西宮市介護給付費準備基金が 2,950,726 千円となっている。	○	97

#### 意 見

意見No.	要 約	重要度	報告書頁
[意見-3]	特別会計の基金の積み立て及び処分は、要件が限定的に定められているが、その結果としての平成 29 年度末現在の基金残高が、適切な額と言えるのかどうかについては、十分な審議が行われていないのではないかと考えられる。各基金の設置目的、特別会計の事業の将来構想に照らして、将来の基金のあり方に関する検討を行う必要がある。	○	97

### (4) 特別会計に計上する人件費の範囲について

#### 指摘事項

指摘事項No.	要 約	重要度	報告書頁
[指摘事項-4]	西宮市では、特別会計に計上する人件費の範囲についての指針が明確に示されておらず、特別会計の事業に関わる職員人件費を特別会計に計上している事例、一般会計に計上している事例があった。	○	99

#### 意 見

意見No.	要 約	重要度	報告書頁
[意見-4]	西宮市では、受益と負担の関係や事業毎の収支をより明確にするために、特別会計に計上する人件費の範囲についての指針を明確に示す必要がある。	○	99

### (5) 委託業務について

#### 指摘事項

意見No.	要 約	重要度	報告書頁
[指摘事項-5]	「一連の契約事案」といえる複数の業務につき、片方の業務のみを競争入札にて業者選定を行い、残りの業務についても当該業者との特命随意契約を行った場合、後者の契約金額の検討結果が不透明と	◎	101

意見No.	要 約	重要度	報告書頁
	なり、かつ「一連の契約事案」としては、入札時に選定された業者以外の業者が有利（最も安い）だった可能性も否めない。		

## 意見

意見No.	要 約	重要度	報告書頁
[意見-5]	複数の業務を「一連の契約事案」と捉えることが可能な契約については、当該業務を一括した総額ベースでの見積額をもって業者選定を行うべきである。	◎	101

### (6) 滞納者に対する督促・徴収業務に係る情報の連携化について

#### 指摘事項

指摘事項No.	要 約	重要度	報告書頁
[指摘事項-6]	各担当課（国保収納課・介護保険課・高齢者医療保険課）間での滞納者に関する情報の共有が十分に実施されていないため、多くの場合催告業務や財産調査等が担当部局ごとに行われており、市全体として非効率な状況となっている。	◎	103

## 意見

意見No.	要 約	重要度	報告書頁
[意見-6]	滞納整理事務の定型化・スケジュール化を進め、早期対応を確実にし、また、滞納管理システムを業務用端末として活用し、又は参照用端末を用いて滞納者情報などの活用による効率的で効果的な督促・徴収事務を早期に実現すべきである。	◎	103

### (7) 決算関係書の保存年限について

#### 指摘事項

指摘事項No.	要 約	重要度	報告書頁
[指摘事項-7]	決算関係書を保存年限満了後も 10 年以上資料として保管している特別会計がある一方、市街地整備事業特別会計では、所管部課に担当者が置かれておらず決算関係書の保存年限により廃棄され、また、農業共済事業特別会計、区画整理清算費特別会計、中小企業勤労者福祉共済事業特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計では、保存年限満了後の保管期間が 10 年未満であった。		105

## 意見

意見No.	要 約	重要度	報告書頁
[意見-7]	西宮市文書取扱規程に基づく文書分類表で定める各所管部署の決算関係書（文書分類表A〔共通〕）の保存年限（1年間）と実務上の取扱いとが大きくかい離しており、保存年限満了後の資料としての保管状況も各関係部署の判断によって異なる結果となっている。文書分類表A〔共通〕の決算関係書の保存年限（1年間）が実務に照らして適切と言えるものであるかどうかについて検討が必要である。		105

## 2. 各特別会計に関する事項

### （1）国民健康保険特別会計

#### 指摘事項

指摘事項No.	要 約	重要度	報告書頁
[指摘事項-8]	国民健康保険特別会計において、平成 20 年度から平成 27 年度までの「調整交付金」を過大に請求していたことにより、平成 28 年度に 189,555 千円、平成 29 年度には 903,950 千円を国へ返還した事案は、国民健康保険課による内部確認が疎かであったことにより生じた事案であるといえる。	◎	107

## 意見

意見No.	要 約	重要度	報告書頁
[意見-8]	国民健康保険課が扱う業務は、市民へ直接影響するものであり、かつその影響額も多額であることを踏まえると、平成 30 年 4 月に設置された「情報システムチーム」が、保険制度内容の確認とともにこれを運用するシステムのチェックを横断的に実施する必要がある。	◎	107

### （2）食肉センター特別会計

#### 指摘事項

指摘事項No.	要 約	重要度	報告書頁
[指摘事項-9]	食肉センター事業については、昭和 63 年の西宮浜への移転以降、平成 29 年度まで、継続的に 1 億円以上の一般会計からの繰入金（公債費分を除く）が発生している。	◎	110
[指摘事項-10]	和牛マスター食肉センターの稼働に関与している大手食肉加工会社は、従来、西宮市食肉センターの大口の出荷先であったが、平成 29 年 7 月頃より、同社向けの出荷が段階的に減少し、それが西宮市	◎	110



指摘事項No.	要 約	重要度	報告書頁
	食肉センターの大動物処理頭数の減少に大きく影響していると考えられる。但し、大動物の他の出荷先への頭数は大きな変動はなく、処理頭数は下げ止まっており、また、小動物の処理頭数は、県下最大と変わらず、総体としては、県下最大の処理頭数を維持している。西宮市食肉センターの稼働率は、平成 28 年度まで大・小動物をあわせて 90%前後を維持していたが、和牛マスター食肉センターの稼働の影響を受け、大動物の稼働率が低下し、現在は、平成 28 年度以前と同程度の高い水準の稼働率を維持することが難しい状況となっている。		
[指摘事項-11]	西宮市は「食肉センターの場合、指定管理者の独自事業や運営努力による利用数増加を求めることは、直接的には難しいと考えられます。」としており、また、事業の収支が改善されているとは言えない状況であるため、サービス内容の充実・民間事業者のノウハウ活用・コスト削減等の指定管理者制度導入のメリットが十分に生かされているかという点については、疑問が残る。	◎	110
[指摘事項-12]	西宮市食肉センターでは工作物に係る公有財産台帳を整備しておらず、西宮市公有財産規則第 45 条において、常に整備しなければならないとされる公有財産台帳が網羅的に整備されていない。		118

## 意見

意見No.	要 約	重要度	報告書頁
[意見-9]	毎年多額の一般会計からの繰入金が発生している状況を鑑みれば、特別会計制度の意義である「受益と負担の関係や事業毎の収支の明確化」「適正な受益者負担、事業収入の確保や歳出削減努力の促進」等を再認識し、使用料の改定等により収入の向上を図るとともに、更なるコスト削減を進めることで、収支状況の改善を図る必要がある。	◎	111
[意見-10]	西宮市は、第 4 期指定期間後の食肉センターの方向性を決定していないが、改めて、指定管理者制度による食肉センター運営を今後も長期的に継続することのメリットとデメリットを比較・考慮し、将来における食肉センターの在り方を早急に検討すべきである。	◎	111
[意見-11]	西宮市食肉センターは、西宮市公有財産規則第 45 条に基づき、工作物に係る公有財産台帳を適切に整備する必要がある。		118

### (3) 農業共済事業特別会計

#### 指摘事項

指摘事項No.	要 約	重要度	報告書頁
[指摘事項-13]	西宮市が行っている農業共済事業は、農産物共済（水稻）と園芸施設共済である。平成 29 年度の共済金支払額は前者が 4 千円、後者が 1,024 千円と少額である。		121

#### 意 見

意見No.	要 約	重要度	報告書頁
[意見-12]	西宮市単独で農業共済事業を行うよりも、県単位で事業を行う方が、規模の経済により、利用者満足度の向上、事業運営の効率化を達成できる可能性がある。「兵庫県農業共済組合設立推進協議会」において、農業共済事業の 1 県 1 組合化に向けて、真剣な議論を行い、目標とする平成 32 年 4 月より県単位で農業共済事業を行うことができるよう、努力する必要がある。		121

### (4) 区画整理清算費特別会計

#### 指摘事項

特になし。

#### 意 見

意見No.	要 約	重要度	報告書頁
[意見-13]	西宮市は、阪神間都市計画事業鳴尾駅周辺土地区画整理事業の清算金の交付及び徴収に際して、区画整理清算費特別会計を使用するか否かを検討し、使用する見込みがない場合には、速やかに当特別会計を廃止すべきである。	◎	123

### (5) 中小企業勤労者福祉共済事業特別会計

#### 指摘事項

指摘事項No.	要 約	重要度	報告書頁
[指摘事項-14]	過去 10 年の中小企業勤労者福祉共済事業特別会計の歳入及び歳出決算額の推移をみると、財政不足を補填するために、一般会計から繰入金を繰り入れており、繰入額は過去 10 年平均で 50 百万円程度となっている。	○	124
[指摘事項-15]	中小企業勤労者福祉共済の会員数を増加するための対策が必要である。	○	125

指摘事項No.	要 約	重要度	報告書頁
[指摘事項-16]	西宮市の中小企業勤労者福祉共済事業は、加入事業所及び被共済者数ともに減少傾向にある。	○	127

## 意 見

意見No.	要 約	重要度	報告書頁
[意見-14]	所轄課である労政課においては、一般会計からの財政補填が不要となる会員の加入率を目標値とし、その加入率向上に向けた施策を検討すべきである。また掛け金についても平成元年より月額 500 円としており、それ以降値上げを検討していない。現状の収支悪化状況においては、掛け金の値上げも検討すべきである。	○	124
[意見-15]	中小企業勤労者福祉共済事業を安定して継続していくために会員数を増加することは必須であり、現状の加入促進活動の見直しを行うべきである。	○	125
[意見-16]	加入事業所及び被共済者数がこのまま減少し続ける場合には、西宮市単独で中小企業勤労者福祉共済事業を行うよりも、県単位で事業を行う方が、利用者満足度の向上、事業運営の効率化を達成できる可能性がある。過去の経緯に囚われず、新たな視点により、県単位で中小企業勤労者福祉共済事業を行うことの可否について検討する必要がある。	○	127

### (6) 鳴尾財産区特別会計

#### 指摘事項

特になし。

#### 意 見

特になし。

### (7) 集合支払費特別会計

#### 指摘事項

指摘事項No.	要 約	重要度	報告書頁
[指摘事項-17]	現在では公共料金の契約先が多様化しており、特別会計による公共料金支払事務の一元化が事務負担軽減に寄与する度合が減少している。	◎	130

## 意見

意見No.	要 約	重要度	報告書頁
[意見-17]	公共料金の予算は、発生元である各課において一般会計に計上し、予算執行もしており、支払いのみ庁舎管理課が特別会計にて実施しているが、集合支払費特別会計を廃止し、支払いも一般会計にて実施すべきある。	◎	130

### (8) 公共用地買収事業特別会計

#### 指摘事項

特になし。

## 意見

特になし。

### (9) 市街地整備事業特別会計

#### 指摘事項

指摘事項No.	要 約	重要度	報告書頁
[指摘事項-18]	平成 29 年度歳入歳出決算書によると、歳入歳出ともに予算実績はゼロであった。担当課の見解によると、「当該事業に係る最後の換地処分が平成 18 年に行われたため、それ以前は歳入歳出があったものと思われるが、決算関係書の保存年限を超えており詳細は不明。」とのことであった。なお、市街地整備課に担当者がおかれていないのは、歳入歳出が見込まれないことによる。	◎	133

## 意見

意見No.	要 約	重要度	報告書頁
[意見-18]	西宮市特別会計条例に市街地整備事業が列挙された当時は、当該事業に伴う歳入歳出が多く発生し、一般会計と区分することにより、受益と負担の関係や収支をより明確にする意義は高かったと考えられるが、現在では、そのような意義は見受けられない。市街地整備事業特別会計については、西宮市特別会計条例の改正により、廃止することを検討する必要がある。	◎	133

## (10) 介護保険特別会計

### 指摘事項

指摘事項No.	要 約	重要度	報告書頁
[指摘事項-19]	介護保険特別会計では、被保険者数の増加に伴い、(要介護)認定者数も年々増加していることで、保険給付費や、一般会計繰入額が年々増加傾向にある。なお、平成 29 年度における一般会計からの繰入額は 4,517,949 千円であるが、当該繰入額は全て法定内繰入額であり、その大半が介護給付費(3,549,112 千円)である。	○	135
[指摘事項-20]	塩瀬地域包括支援センターに係る委託料の精算に関して、委託料が運営事業の対象内経費を上回っていることから、委託料の一部が西宮市に返還されているが、運営事業に係る総収入と総支出の多寡に基づく判定によると、委託料の返還が不要であったと解釈できることから、仕様書に定める精算方法と異なる取扱いが行われていたことになる。		139

### 意見

意見No.	要 約	重要度	報告書頁
[意見-19]	介護保険関連の諸情報や医療関連の諸情報等を活用し、(外部機関への委託を含めた)諸分析の実施、及び当該諸分析を活かしての介護予防策(将来的に健康寿命を延ばし、要介護認定者の増加を抑制する等)を検討すべきである。	○	135
[意見-20]	介護保険事業における業務を「管理業務(=職員による判断が必要とされる業務)と作業業務(=マニュアル等に基づき、実行する業務)」とに区分し、後者の業務については外部への委託や臨時職員を活用する等、正規職員の関与度合いを低くすることで、職員給付費の抑制を図り、介護給付費以外の一般会計からの繰入額に係る削減余地がないかどうかを検討すべきである。	◎	135
[意見-21]	西宮市は、委託料の精算方法について、運営法人に周知徹底するとともに、仕様書等には本来の取扱いに沿って記載すべきである。		139

## (11) 後期高齢者医療事業

### 指摘事項

指摘事項No.	要 約	重要度	報告書頁
[指摘事項-21]	西宮市では後期高齢者医療事業において行っている人間ドック受診費用の助成に係る兵庫県後期高齢者医療広域連合補助金の減額が見込まれており、これを継続するためには、一般財源を繰り入れなければならない状況となっている。		141

## 意見

意見No.	要 約	重要度	報告書頁
[意見-22]	西宮市では、後期高齢者医療事業において行っている人間ドック受診費用の助成を継続すべきかどうか、継続するのであれば財源をどうするのかについて早急に検討を行う必要がある。		141

## (12) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

### 指摘事項

指摘事項No.	要 約	重要度	報告書頁
[指摘事項-22]	西宮市では、母子父子寡婦福祉資金貸付金について、個人別台帳によるシステム管理を行っているが、期中において全体の貸付金残高及び、収入未済額の個人別内訳を把握していなかった。		143

## 意見

意見No.	要 約	重要度	報告書頁
[意見-23]	少なくとも年度末時点においては、個人別に管理している貸付金の合計額とあるべき全体の貸付金残高との一致を確認し、貸付金の網羅性を確認する必要がある。平成 29 年度の母子父子寡婦福祉資金貸付に係る収入未済額は 34,384 千円であり、そのうちの大半が滞納繰越分(32,311 千円)となっている。所管課である子供家庭支援課においては、安定した財源確保の観点から、債権回収率の向上について積極的に取り組む必要がある。	○	143